

JSAI
全国歴史資料
保存利用機関
連絡協議会

会報

The Japan Society of
Archives Institutions
No.117 2025 . 3

ホームページアドレス <https://www.jsai.jp>

第50回 仙台大会特集号

目 次

■大会テーマ・大会日程	2
■開会行事	3
■研修会	
A 施設見学（仙台市公文書館・宮城県公文書館・東北大学史料館・仙台市博物館） 広報・広聴委員会	4
B 文書館入門 ―史料保存への足掛かり 地域史料は誰のもの― 松本大学 福嶋 紀子	6
C 宮城での史料レスキュー・21年の軌跡 ―一人の当事者が見た現状とこれから― 東北大学災害科学国際研究所 佐藤 大介	9
D 山形県公文書等の管理に関する条例の制定と運用について 山形県総務部高等教育政策・学事文書課 古瀬 隆志	12
E 石巻市博物館の板碑拓本アーカイブズの現状と課題 ―板碑の保存と記録化をめぐる― 石巻市博物館 泉田 邦彦	16
■全国大会第50回記念特別座談会 全史料協の50年 ―その原点から現在・未来を考える― 登壇者：高埜 利彦／安藤 正人／井口 和起／定兼 学 司会：長谷川 伸／新井 浩文	19
■特別報告「石川県能登半島地震による被災への対応と救済活動」 会長／あまがさきアーカイブズ 辻川 敦 調査・研究委員会委員長／岡山県立記録資料館 杉山 一雄 金沢市立玉川図書館近世史料館 宮下 和幸	38
■大会テーマ研究会「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」 大会趣旨説明 大会・研修委員会	40
基調報告 東北におけるアーカイブズ設置の動向と大仙市アーカイブズの取組み 大会・研修委員会委員／大仙市アーカイブズ 蓮沼 素子	42
報告Ⅰ 複合施設としてのアーカイブズ ―酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組み― 酒田市企画部文化政策課 川島 崇史／酒田市総務部総務課 池田 則雄	45
報告Ⅱ 仙台市博物館と市史編さん収集資料 仙台市博物館 水野 沙織	48
報告Ⅲ 仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み 大会・研修委員会委員／仙台市公文書館 多田 夢大 大会・研修委員会委員／東北大学史料館 加藤 諭	52
質疑・総合討論 大会・研修委員会	55
■ポスターセッション 文書館ボランティアによる下張り文書の整理 広島県立文書館 下向井祐子	69
とくしまデジタルアーカイブ ―文化の森5館連携事業の特徴― 徳島県立文書館 関 麻希	70
宮城学院女子大学桜ヶ丘古文書プロジェクトの活動 宮城学院女子大学 高橋 陽一	71
■大会参加記 せんだいメディアテーク／宮城大学 小川 直人	72
安曇野市文書館 松澤 果穂	74
太子町教育委員会 木谷 智史	76
■第50回全史料協全国(仙台)大会を終えて 大会を終えて 大会・研修委員会	78
◇会員動向、お知らせ、編集後記など	80

第50回 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(仙台)大会 広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ

大会日程

11月21日(木)		11月22日(金)	
9:00~11:15 【研修会A】施設視察 ①仙台市公文書館→宮城県公文書館 ②宮城県公文書館→仙台市公文書館 ③東北大学史料館 ④仙台市博物館		9:30~10:20 【特別報告】 「石川県能登半島地震による被災への対応と救済活動」 全史料協会長・あまがさきアーカイブズ 辻川 敦 全史料協調査・研究委員会委員長・岡山県立記録資料館 杉山 一雄 金沢市立玉川図書館近世史料館 宮下 和幸	
13:00~13:15 【開会行事】		10:30~10:35 【大会テーマ研究会】趣旨説明	
13:25~14:25 【研修会B】 「文書館入門 一史料保存への足掛かり 地域史料は誰のものー」 松本大学 福嶋 紀子		10:35~11:10 【大会テーマ研究会】基調報告 「東北におけるアーカイブズ設置の動向と大仙市アーカイブズの取組み」 全史料協大会・研修委員会委員/大仙市アーカイブズ 蓮沼 素子	
14:35~15:35 【研修会D】 「山形県公文書等の管理に関する条例の制定と運用について」 山形県総務部高等教育政策・学事文書課 古瀬 隆志		11:10~11:50 【大会テーマ研究会】報告① 「複合施設としてのアーカイブズ 一酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組みー」 酒田市企画部文化政策課 川島 崇史 酒田市総務部総務課 池田 則雄	
15:45~17:15 【全国大会第50回記念特別座談会】 「全史料協の50年 一その原点から現在・未来を考えるー」 登壇者:高埜 利彦/安藤 正人/井口 和起/定兼 学 司 会:長谷川 伸/新井 浩文		13:10~13:50 【大会テーマ研究会】報告② 「仙台市博物館と市史編さん収集資料」 仙台市博物館 水野 沙織	
18:30~20:30 【交流会】 (TKP ガーデンシティ仙台)		13:50~14:30 【大会テーマ研究会】報告③ 「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み」 全史料協大会・研修委員会委員/仙台市公文書館 多田 夢大 全史料協大会・研修委員会委員/東北大学史料館 加藤 論	
		14:50~16:00 【大会テーマ研究会】質疑・総合討論	
		16:00~16:15 閉会行事	

- 期 日 令和6(2024)年11月21日(木)・11月22日(金)
- 会 場 トークネットホール仙台(仙台市民会館)
- 主 催 全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)
- 共 催 仙台市
- 後 援 国立公文書館/宮城県/仙台市教育委員会/東北大学史料館/
東北大学災害科学国際研究所/歴史文化資料保全ネットワーク事業・
東北大学拠点/khb 東日本放送/tbc 東北放送/ミヤギテレビ/
河北新報/仙台放送/NHK 仙台放送局
- 事務局 徳島県立文書館(大会・研修委員会)

開 会 行 事

研修会A終了後、大会会場であるトークネットホール仙台（仙台市民会館）の小ホールにて、開会行事が行われました。

まず、辻川敦会長から開会挨拶がありました。



辻川会長

冒頭で、50回を迎える大会の中で中止になったのは一回だけ、2020（令和2）年に開催予定だった第46回全国大会だったことにふれられました。その時は新型コロナウイルス感染症の拡大により開催を見送らざるをえなかった仙台での大会を今回開催できるのは、共催・後援いただいた諸機関のおかげとの謝意がありました。

次いで、今大会について、2010年代以降に東北地方で多様なかたちで展開してきた基礎自治体のアーカイブズ事業についてご報告いただくこと。全史料協の50年を担ってきたベテランアーキビストの座談会も企画していること。喫緊の課題である能登半島地震の被災資料の保全活動についてもセッションを設けたことなどの概要紹介がありました。能登半島地震については、全史料協としてどう協力できるかを引き続き考えていきたい。今大会はそのような課題を見つける場にもできれば、との会長の思いもお話いただきました。

また、2026年に全史料協が設立50年を迎えることにふれられ、50周年を機に何を始めるのかを、皆さんに参加してもらいながら考えていきたい、と呼びかけられました。その一例としてデジタル化を挙げ、ぜひ国と連携しながら考えたいとの考えを示されました。

次に、開催地挨拶として仙台市副市長の藤本章様にご登壇くださり、所用でご欠席となった仙台市長の郡和子様からのメッセージを代読してくださいました。

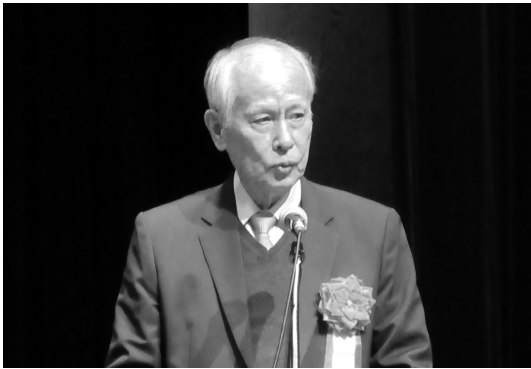


藤本仙台市副市長

メッセージ冒頭で、今年発生した能登半島での大地震と豪雨災害にふれられました。仙台市も13年半前に東日本大震災を経験しており、災害時の対応の記録の保存や利用は将来的に当時の対応を検証する上で極めて重要と考えていることを述べられました。

仙台市をはじめとした、各自治体の取り組みが大会を通じて広く共有され、アーカイブズのあり方を考える1つのきっかけになればとの大会への期待も示されました。

また、来賓挨拶として、独立行政法人国立公文書館長の鎌田薫様よりご祝辞をたまわりました。



鎌田国立公文書館長

全史料協は発足以来、一貫して会員相互の連絡と連携を図り、研究協議を通じて記録資料の保存利用活動の振興に大いに貢献してき

た。国立公文書館との連携を更に強化し、我が国のアーカイブズ活動の発展をともに目指していければ、とねぎらいを含めたメッセージをいただきました。連携については、我が国において公文書館・公文書管理が更に発展するための、国内外の諸機関の間でのノウハウの共有等の連携事業の重要性もご指摘いただきました。

「アーカイブズの多様なカタチ」についての情報を共有し、今後会員内外の連携につないでいくことに思いをはせられる開会行事でした。

文責：宇野 淳子

(全史料協広報・広聴委員会)

研 修 会

研修会A 施設見学

広報・広聴委員会

研修会Aは、開会行事に先立つ形で1日目の午前中に行われました。参加者は4コースに分かれて仙台市公文書館・宮城県公文書館・東北大学史料館・仙台市博物館を見学しました。以下、見学施設先となった4館の概要を簡単に紹介します。

1 仙台市公文書館



仙台市公文書館入口

2023（令和5）年4月に仙台市公文書等の管理に関する条例が施行された後、同年7月に開館した仙台市公文書館。展示室や閲覧室、職員専用スペースである書庫や作業室も見せてくださいました。旧仙台市立貝森小学校の間取りを生かしつつ、窓が多いという学校ならではの構造の対策として引き戸のような内

壁を設置しているところなど、参加者が業務の参照にできる説明もありました。また、利用者の休憩スペースには旧貝森小学校のメモリアル展示があって学校資料の利活用を、廊下には条例や設立までの経緯についてのパネルがあって館の趣旨を市民に伝えている様子も垣間見ることができました。

2 宮城県公文書館

2001（平成13）年4月に仙台市宮城野区榴ヶ岡で開館し、2013（平成25）年4月に同市泉区紫山にある宮城県図書館の一部を改修して移転した宮城県公文書館。館の概説についてお話しいただいた後、収蔵庫や閲覧室、常設展を見学しました。絵図面室で旧郡村別の絵図面の代替化資料等について伺うとともに、東日本大震災関連の公文書の保存などについても説明を受けました。職員が複写対応として絵図面のデータをCD-Rに焼き付ける（利用者は実費を負担）対応をされていること等、参加者が利用提供方法を考えるヒントになるお話も伺えました。



宮城県公文書館入口

3 東北大学史料館

仙台駅西口から徒歩約15分のところにある東北大学史料館は、1963（昭和38）年7月に日本初の大学アーカイブズ「東北大学記念資料室」として設置されました。2000（平成12）年に現在の名称に改称。2011（平成23）年4月からは法人文書を所管する「国立公文書館等」

の指定を受けた公文書室と、教員や個人などから寄贈を受けた資料等の大学史資料を所管する「歴史資料等保有施設」である記念資料室の2室（部門）体制になっています。見学会では展示室や書庫だけではなく、登録有形文化財の建物（旧東北帝国大学附属図書館）も拝見しました。



東北大学史料館 展示室

4 仙台市博物館



仙台市博物館外観

仙台北三の丸跡に位置する仙台市博物館は、1951（昭和26）年に仙台伊達家から寄贈された資料群（伊達家寄贈文化財）の保管・展示・研究のために1961（昭和36）年に開館し、1986（昭和61）年に同地に新館が開館しました。新館建設から30年以上経過したため、2021（令和3）年10月から2年半休館し、空調設備などの設備更新を中心に大規模改修工事を行いました。一部展示室の改修を行ったほか、実物資料に触れられるハンズオン展示も導入し、2024（令和6）年4月に再開館しました。見学会では博

物館の概要や大規模改修工事に関する説明を聞いた後、常設展示を拝見しました。

文責：宇野 淳子
(全史料協広報・広聴委員会)

研修会B

文書館入門

—史料保存への足掛かり 地域史料は誰のもの—

松本大学 福嶋 紀子

1. 近代以前の情報保存庫「文蔵」

◆岩倉具視使節団が見た「アルチーフ」と近世以前の日本の「文蔵」

日本の文書館論のなかでは、欧米のアルチーフは日本には根付かず、民主主義の根幹を支える文書館の思想はその後日本で成長しなかった、という理解があった。欧米の文書館施設を目の当たりにした岩倉使節団の感嘆の声にもかかわらず、「文書館」概念の本格的な展開は、近代日本にとって取り組むべき喫緊の課題と位置づけられなかった、という見解が主流であった。

しかし「文書館」が欧米から取り入れるべき新たな施設と考えられなかった理由は、日本の中では情報保存庫としての文庫＝「文蔵」が古くから存在していた事実が大きく影響していよう。近代初頭までの日本では情報保存庫としての「文蔵」で文書を保存することは、支配の一環として位置づけられてきた。こうした「文蔵」の機能が、近代以降に大きく変化を遂げたことに注視したい。

近代概念として認識された欧米の「アルチーフ」であるが、日本では時代ごとの情報保存庫である「文蔵」として、時代の変遷の中で生きていた。しかし近代になってその機能が変質し、情報保存庫としての「文蔵」の機能が、次々にそぎ落とされる。その原因として注目されるのは、「文蔵」の収蔵史料を分析

対象とした、近代的な実証主義的な歴史学が確立できなかった点に大きな要因がある。

明治以前の「文蔵」の機能は、新たに導入された「図書館」の一部として取り込まれ、明治以降の新たな展開を見るが、近代日本の「図書館」が社会教育施設として思想善導運動を担うに至って、かつての「文蔵」が担ってきた「アルチーフ」の側面が切り捨てられていった。



福嶋 紀子 氏

◆律令制の変質と文書保存；文書と官職、公家による官司請負

中央集権体制を維持できず、律令制の官職に伴う記録・情報類は官職を切望する公家の手許に集積される。官司請負体制の定着により、家職は特権として承認され、職務を遂行する公家の家に関連する文書が蓄積され、古代・中世を通じて職務に係る情報を継続保存する「日記の家」が成立する。

◆文書による所領支配（寺社の事例、東寺）

中世のアーカイブズとしても注目される京都の東寺では、所領荘園の支配に関わる文書群が大量に保存され、「東寺百合文書」と呼ばれる文書群が残された。貞享2年（1685）に加賀藩前田綱紀が東寺文書中の重要史料の筆写作业を行い、その礼として寄贈した百（94）箱に収納されている文書群は、史料保存のきっかけを考えるうえで貴重な事例を示すが、東寺に残る文書群はこれだけではない。それ以外にも別保存されていた土地台帳や経営帳

簿を主体とした「教王護国寺文書」や東寺の塔頭で保存されてきた文書群なども総体としては東寺文書である。残された大量の荘園年貢帳簿・検注帳などの経営書類は、中世の地方荘園の研究に役立てられた。中世に於ける「在地」という言葉によって描かれた地方荘園に暮らす人々の様子は、こうした文書群のおかげで明らかにされた。しかし、かつての中世史研究の中では、東寺を比叡山や高野山と比べて政治史の主流に身を置くことのできなかった寺社と評する意見もあった。自領荘園からの年貢の収納ばかりに必死な東寺の様子が、ダイナミックな政治を描く権門領主の姿に見えず、寺領経営に汲々としている寺社、とみなされたことが大きな理由である。

中世のほかの寺院と比べると、東寺では何故、経営帳簿や土地台帳など多様な文書を収蔵しているのか、百合文書以外の文書群も含めた東寺文書群も分析しない限り、百合文書の分析をもって中世アーカイブズ学ということは難しい。さらに文書作成主体としての東寺の位置づけを明確にしたうえで、古文書学とは異なる文書機能論を位置づける必要があろう。これまでの文書館論とは違う視点から、古文書学とは異なる近代以前の「文蔵」論として再検証する必要がある。

すべての中世の宗教権門が東寺のように荘園経営に関する大量の文書を保存したわけではない。寺社に蓄積される文書の事例として、高野山蓮華定院では、真田昌幸・信繁が仮寓し、真田家の菩提寺でもあったが現在に伝わる文書は数点で、経営帳簿などは残っていない。信濃国内の佐久・小県郡の中世武士の宿坊として室町期からの史料が残るが、江戸時代の徳川吉宗の時代に寺社に対する保管文書の整理が命じられているが、蓮華定院の保存史料は驚くほど少ない。

2. 近世の情報保存庫

古代・中世の文書は、作成組織のもとに残されているが、近世文書は、生活単位・経営単位でもある「ムラ」に残され、地域の生活の痕跡や変遷を記録するものとして、時には領主の把握の域外にある「ムラ」の情報まで描かれている。こうした、「ムラ」の史料が、消滅の危機にある。後継者不足、過疎化、災害、家の建て直しなど、史料が失われる機会はさまざまであるが、2014年に長野県北部で起こった神城断層地震における史料レスキューとその後の活動を通して、史料が地域にあることの意義について考えたい。

神城断層地震は、発災後すぐに雪の季節となってしまったため、翌年春に搬出作業が行われた。作業は県外からの参加者も含めて大庄屋・名主家の文書を対象に複数回行われ、その後地元の方たちに向けた古文書講座、建築士の方たちの講座、民俗の担当者による民俗講座などで、レスキューされた資史料からわかる歴史・民俗などの重要性を参加者に訴えた。

史料の整理作業は、博物館ボランティアの方たちの手によって目録が作成され、2年後には一段落となった。この頃には、地元の方たちから「被災地」と呼ばれることに抵抗を感じるという意見もあって、レスキュー活動の報告会ではなく、新たな取り組みとして古文書の会を位置づける必要が明確となった。新たな取り組みの軸となったのは、地元の方たちからの「自分たちの村のことを知りたい」という要望だった。

白馬村を含む北安曇郡域では、昭和40年代に『北安曇郡誌』の編纂を目的として、郡内史料の悉皆調査が行われており、手書き目録が作成されていた。そこには地域の記憶として用水管理、新田開発、祭礼などに関する史料が残されていることはわかっているが、現在の御当主との照合ができず、地元の方々の協力なしには全く動けなかった。

そこで白馬村の地域住民に還元できるテーマとして、レスキュー史料のなかから見つかった、文政年間の山論絵図に見える「白馬嶽」の文言をターゲットとして、古文書の会は残された史料のなかから「白馬」を探す探検隊に変わっていった。白馬村の名称は、江戸時代には「代馬」と表記し、現在のように「白馬」と示すようになったのは明治時代以降、という考えが通説であったが、その前提が崩れた。村内の古文書の中に「白馬」はいないか、江戸時代には本当に「代馬」と書いていたのか。村の方たちも知らない。けれど史料の中では、江戸時代の複数村で共有する情報として、自分たちの周辺環境にある入会地や山の名前が描かれている。現在の村の方たちが知らない多くの情報が、江戸時代の史料に書かれていることは、古文書講座に参加した人たちにとって驚きだった。

古文書の会が話題になるにつれて、近世村単位の古文書所蔵者と連絡が付き、調査は拡大していった。

古文書の会では「白馬嶽」の名称をめぐる毎回厳しい議論が繰り返される。村の方たちの「白馬嶽」への思い入れが強ければ強いほど、誰が見ても確実な史料が必要となった。今までは「～と言われている」という不確定だった事柄を、史料を挙げて検証しようとして参加者で史料批判をしながら進められている。村の歴史学は古文書講座参加者の意向で、より実証的な論証の方法へと進んでいる。

さらに地元の方たちにとってみれば大きな存在感を放つ北アルプス「白馬嶽」は、松本藩の領主にとっては興味関心の対象外で、元禄以降残されている「信濃国絵図」で美濃と信濃の国境の稜線は「不知」と書かれていることも、講座に参加した方たちにとっては新鮮な驚きだったようだ。

3. 地域資料（史料）保存運動と史料保存の取り組み

◆歴史史料保存機関の設立にむけて

白馬村に隣接する小谷村でも、発災後の史料所在調査を行っている。自治体史編纂終了後の地域史料の行方がわかっていないのは、白馬村と同様である。緊急対応が求められた史料は少なかったが、徐々に不明となっていく史料群は今から手立てを行わないと将来を見通せない段階である。

小谷村では、信越国境の村として、戦国時代以降上杉と武田の草刈り場となったことから、「小谷七騎」と呼ばれる有力在地領主家には、戦国時代の中世文書も残されている。『北安曇郡誌』の目録でも際立って多くの古文書所蔵者が書き上げられている地域でもある。さらに小谷・白馬の歴史は平安時代末期の六条院領荘園の時代にもさかのぼり、関連史料が発見されるなど、地域に残された史料の重要性を考えると、現段階で史料保存の対策を取らねばならないことが痛感される。

市町村の教育委員会は広範な守備範囲のなかで、点在する文化財の管理を担当しているが、近世文書のほとんどは、かつての名主家などに残される個人所蔵の文書であり、その取扱い個人の意志に任される。指定文化財の中に個人所蔵の古文書が入る事例は非常に少なく、教育委員会ではこうした古文書に対して、「私有財産」として把握しているため、個人所蔵文書の把握は市町村の文化財行政の範囲外の話となってしまう。

こうした状況に一石を投じる可能性として浮上するのが、文化財保護法の改正といえる。保護法の改正によって、地域史料の保存・保護は市町村が主体となって実施することとなり、地域の資史料は地域の歴史を語るストーリーの中で語られ、保護の計画が建てられる。ストーリー作りから調査・登録・保護まで、市町村合併により広域化された市町村で、文

化財担当者が受け持つ仕事は膨大な量に上る。加えて、地域の歴史史料に対して「ストーリー」という言葉が内包する、恣意的史料解釈は、歴史研究の手法と相容れないものである可能性もある。文化財の恣意的利用とならないよう、ステレオタイプの歴史像とならないよう、地域の歴史を検証する手段を提供するのが地域の文書館の役割であろう。文化財の整備と同時に、ストーリーを裏付ける史料を地域の文書館で保存すべきであろう。

神城断層地震に関する緊急対応としての史料レスキューは約2年で終了したが、徐々に失われていく史料保存環境への対策は終了したわけではない。両村では村の方たちによる史料保存への理解が共有され始めており、ここから具体的な保存の対策へ話を進めることが次の段階となるのだが、これには大きな壁が立ちはだかっている。

過疎化が進み、土蔵に史料を残したまま村から出ていく所蔵者も多い。日本の史料保存運動の中では、こうした個人所蔵の近世文書に対して、近世の名主家は村の行政庁であり、そこに残された史料群は近代以前の地域の行政文書であると位置づけて、消滅しそうな個人所蔵文書を救うために「地域史料」という概念で保存運動を展開してきた¹。しかし、近年アーカイブズ論として、「組織アーカイブズ」「収集アーカイブズ」を分離して位置づける考え方が取りざたされるようになって、日本の史料保存運動の中で構築されたはずの「地域史料」という解釈が忘れられようとしている。

史料保存の現場にあっては、「組織アーカイブズ」「収集アーカイブズ」を敢えて論ずることが、保存のための手段につながる理論として有効かどうか疑問であり、小規模自治体の文化財担当の立場から見れば、これは諸刃の剣となりかねない概念ともいえる。日本社会における近世の文書管理の在り方を考えれば、「地域史料」の保存こそが「地域文書館」のよ

って立つ場所であり、これこそが地域住民に求められる文書館としての存在意義であるといえる。

¹ 遠藤忠「小規模自治体の地域文書館―埼玉県八潮市の一事例」『地方史研究』第40巻3号、1990年ほか

研修会C

宮城での史料レスキュー・ 21年の軌跡

―一人の当事者が見た現状とこれから―

東北大学災害科学国際研究所
佐藤大介

1 はじめに

宮城歴史資料保全ネットワーク（以下、宮城資料ネット）は、2003年7月に宮城県北部で発生した連続地震での被災地域における古文書・歴史資料レスキューをきっかけに発足した。以後、2008年6月の岩手・宮城内陸地震を経て、2011年3月11日の東日本大震災では岩手県南部から宮城県にいたる広大な地域での被災歴史資料の救済を実施した。その後も続く自然災害などへの対応とともに、所蔵する古文書や記録の保存や継承に不安を持つ・困難になった史料所蔵者本人から直接、あるいはその所蔵者の居住・関係する自治体や郷土史団体を通じた間接的な依頼に対応して、個人所蔵の古文書・記録の保全も行っている。

これらの具体的な内容について、過去に数多くの媒体で活動について報告してきた。今回は文字通り「屋上屋を架す」内容になるが、宮城資料ネットが発足して以後、全期間の活動に関わってきた一人の当事者として、現状を確認した上で、今後の展望について示したい。

2 「古文書レスキュー」の展開

(1) 2003年から2010年

2003年7月地震で被災した宮城県内の5つの自治体(当時)での緊急レスキューでは、日本最大級の地主だった齋藤善右衛門家の経営史料(東北大学図書館に寄贈)など10万点近くの被災史料を救済した。一方で資料所在情報の不足や、それらにつながる人的・社会的なネットワークの不備などにより対応が遅れたことで、多数の古文書・記録が消滅するのを目の当たりにすることになった。



佐藤 大介 氏

この時点で、宮城県沖を震源とする大地震が高い確率で発生することが懸念されていた。そこで①地域単位で史料の所在を短期間で把握する、②個別の古文書・記録群を対象とする全点デジタル撮影を二本柱とする「宮城方式」での活動を継続することとなったのである。

以後、2008年の岩手・宮城内陸地震による被災史料の救出活動も含め、2010年末時点での調査対象は412件に及んだ。活動全体としては、後述する活動人員の制約によって、①から、地域側から個別に情報を受ける形での②に重心を移しつつあった。①については、一例だけだが、関係分野との連携として、宮城県内の一集落における古建築の所在調査アンケートに合わせて古文書の所在を確認する項目を設けて情報収集を行い、地域単位で個人所蔵古文書の保全につなげたことがあった。

(2) 東日本大震災

2011年3月11日、東北地方太平洋沖で巨大地震が発生した。宮城史料ネットでは主に、地域社会の個人や私的団体が保存していた古文書・古記録・郷土資料、三者への救済活動を実施した。約90件の個人所蔵者方から、推計で10万点の古文書その他の歴史資料を一時搬出した。被災から3年間は、ほぼ毎月、複数件の対応依頼が寄せられた。一方で、12年9か月が経過した2023年12月に至るまで、散発的に被災情報が寄せられている。

地域の歴史や記憶を証する記録が甚大な被害を受けたことは確実だが、その全容は明らかではない。宮城資料ネットが長期にわたって救済依頼を受けていることは、被害の大きさの証左でもある。その救済には持続的な活動が必須であるということを示している。一方で、古文書所蔵者の身近に古文書や記録の保存について相談できる場が乏しいという問題は、震災を経ても改善されていないということでもある。

(3) その後の広域自然災害と COVID-19

東日本大震災の被災資料への対応が続く中で、宮城県で「はじめに」で述べたような大規模な自然災害に相次いで見舞われている。被災した地域での救済活動については、過去の保全活動などを通じた所蔵者や行政担当者との交流が続いている場合、直接連絡することで状況を把握し、被災した歴史資料の救済を実施している。2019年台風19号の宮城県丸森町や同県角田市での活動がそれに該当する。

ところで、2020年初頭からの日本における新型コロナウイルス COVID-19の感染拡大の中で、「コロナ断捨離」と称する「不要物」の大規模・広域的な廃棄が進んだとみられる。その過程で古文書や記録が廃棄される懸念について、全国で地域資料の保全に取り組む関係者が共有し、宮城資料ネットでもウェブ媒体やSNS上での呼びかけを行い、関心を持つユー

ザーによる拡散も行った。しかし、宮城資料ネットとしては、古文書に関係する情報を収集するには至らなかった。私の活動範囲での経験論になってしまうが、電子媒体を使わない所蔵者がまだ多数であり、WebやSNSでの活動の周知には限界が大きい。平時において「顔の見える」関係を築いておくことの重要性を再確認したのが「成果」といえるだろうか。

3 今後の課題

(1) 救出した古文書・記録のゆくえ

所在を確認した史料や災害時に救出した資料の「その後」の保管については、所蔵者の意向や、その居住地での公的な保管施設の有無などによって決まることになる。

宮城資料ネットの活動範囲には、民間所在史料を保護の対象とする公文書館は存在しない。歴史系の博物館・資料館があればそこに打診する。また考古遺物など「文化財」の保管場所に余裕がある場合はそこに一時保管された例もある。とはいえ、基礎自治体では物理的な保存で手一杯なのが現状とみられる。2021年2月地震の対応では、複数の機関に引き取りを拒否される例もあった。一旦所蔵者に返却したもので、状況の変化で保管を継続できなくなる可能性もあるが、資料保管施設がない、あるいは個人所蔵の古文書を業務として保護する意志のない自治体に所在していた史料の行く末は、不透明である。

所蔵者の個別の事情、さらに台風・洪水など「毎年」の広域自然災害を覚悟すべき状況において、「地域史料の同時・多発的大量消滅」が容易に発生しうるのが、宮城資料ネットの活動範囲での現状と見られる。活動拠点である東北大学災害科学国際研究所では多くの被災資料が保管されているが、スペースが飽和状態になっており、「次」の災害に対応出来るのか心許ない。私の活動範囲では「最後の砦」が十分ではなく、今後の整備も期待しづらい

という前提で、保全を続けるための方策を検討する必要に迫られている。

(2) 「専門家不在」の壁

震災以前に収集したものも含め、160万ファイルに及ぶ古文書画像データについても、公開や持続的な継承のめどは立っていない。権利関係の解決、また多額の経費を要するデジタルアーカイブの構築は、独力では困難である。

加えて、保全した史料の整理についてもほとんど進められていない。資料ネット活動の運営については、2012年4月に発足した東北大学災害科学研究所の中に、「災害時の史料レスキューを研究する」という形で常勤教員若干名が配置されている。一方で、他地域の史料ネットと異なり、史料整理実習のような学生・大学院生の動員は難しく、史料整理の専門的知識を持った人員の確保は謝金での雇用が前提となる。実は、初期の活動で中核になっていたのは仙台地区の大学院生であり、大学の研究活動の一環として、比較的余裕のあった基礎経費で支えていた。しかし、現在では経費が枯渇し、大学院生も減少の一途である。その中で、仙台地区の史料所蔵機関が実施しているアルバイトとしての史料整理との「競争」になっている現状もある。保全した史料を「社会的にあらしめる」ための目録作成その他の情報付与については、大きな限界に直面していると言わざるを得ない。

(3) 市民ボランティアの台頭

一方で、東日本大震災を契機に、仙台圏の退職者層を中心とする市民ボランティアの参加が進んだ。震災から13年半で、延べ9,200人を超える参加者を得ている。震災以前から取り組んでいた古文書のデジタル撮影に加え、津波などで物理的な被害を受けた文書への応急処置がある。特に後者は、東日本大震災での津波被災を契機に考案された処置方法によ

って、一般市民が地元の古文書の保全に参加しうる余地を広げた。「学校で教わる歴史」を敬遠していた参加者たちが古文書を通じて「身近な歴史」に触れ、自ら歴史や史料保全の方法を学び、新たな人間関係を築いたことで未把握の地域史料の保全にもつながるケースが複数出ている。

震災当初からの参加者は年齢を13歳重ねており、新たな参加者を確保することも課題ではある。その一方で、様々な制約の故に13年にも及んでいる活動は、凶らずも「持続的に地域の歴史に触れる」機会として、それを証する史料の保存に取り組む「草の根のアーキビスト」を生み出す場となりつつある。

おわりに

私自身としては、21年間の活動は、ボランティア・善意ベースで行う史料保全の「可能性」と「限界」を明らかにしたと考える。保存や整理の「専門家」とはいえない私のような歴史研究者も含めた「一般の人たち」でも出来ることで、目前の史料の消滅を防いだことをまずは「成果」と位置づけたい。

一方でそれらは、「アーカイブズ (の専門家)」から見れば「その程度」なのかもしれない。しかし、「その程度」を続けるのもおぼつかないのが、私に限らず、地域の古文書や記録に向き合う人々の「現実」であるだろう。「公文書館や「認証」を受けた「専門家たち」が増える近未来があるとして、それらは「モノ」だけでなく人々の「現実」に向き合い、「公」をともに担ってくれる存在なのだろうか。

最後に、東日本大震災を契機とする臨床心理学者チームの研究を通じて、古文書・記録の保全活動は、モノの保全はもとより、そのことを通じた個人やコミュニティへの支援として「災害に強い社会づくり」に寄与しうることで、定量的な根拠に基づき明らかにされつつある。古文書や記録がもつ多様な可能性

について、「身内の議論」に留めず、現実の社会に関わる様々な分野、所蔵者や地域の人々とともに考えつつ、「その程度のこと」を、続けるつもりである。

参考文献

- 拙稿「被災史料・被災地と向き合い続けて考えたこと—宮城での活動の経験から—」『日本歴史学協会年報』37号、2022年
- 同「「宮城方式」での保全活動・一〇年の軌跡——技法と組織に見る成果と課題」奥村弘編『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年
- 同「歴史資料保全と「ふるさとの歴史」叙述—宮城での経験から—」『歴史学研究』924号、2013年
- J.F. モリス・上山真知子「歴史資料保全と災害支援試論—モノの保全から人・コミュニティへの心理社会的支援へ」東北大学リポジトリ、2020年
<https://hdl.handle.net/10097/00129482>

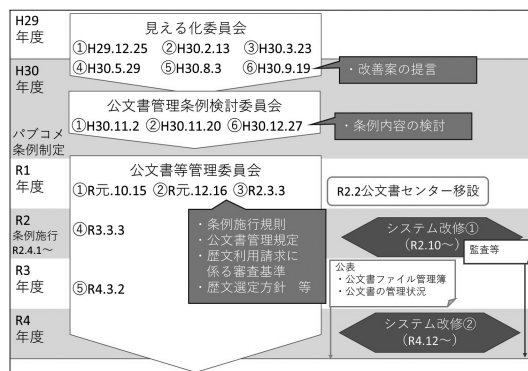
研修会D

山形県公文書等の管理に関する 条例の制定と運用について

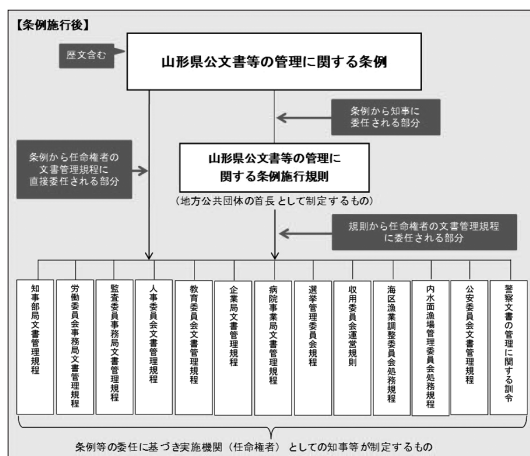
山形県総務部高等教育政策・学事文書課
古瀬隆志

1 はじめに

山形県では、平成31年3月に「山形県公文書等の管理に関する条例」を制定・公布しました。条例制定の経緯については、小職の前々任が令和元年度公文書館機能普及セミナーにおいて説明していることから、本稿では、条例公布から令和2年4月施行までの間に検討した内容と、条例の運用状況を紹介したいと思います。



公文書管理条例に係る主な取組み



文書管理の体系

2 条例公布から施行までの検討

公文書管理条例で設置された山形県公文書等管理委員会（以下、委員会と記載）に関する規定は、令和2年4月の条例の本格施行にさきがけ、公布の日から施行され、準備行為として同委員会において以下の項目について審議を行いました。

① 施行規則、公文書管理規程

条例により施行規則と公文書管理規程に委任されている項目を立案しようとするときには、委員会に諮問しなければならないとされていることから、それぞれの案を審議していただきました。

条例制定前の文書管理の体系については、各任命権者が、組織内部の事務の取扱いとして、文書管理規程等を定め、それぞれ管理していました。条例の制定後は、条例、条例から委任された内容を規定する規則、同じく条例から各実施機関に委任された事項を定める規程（訓令）が整備され、共通するルールが定められました。

② 諮問事項の包括承認

条例により文書管理規程を改廃しようとするときは、委員会に諮問しなければならないこととなりました。しかし、文書管理規程には、本文及び別表等に、「課名、課名を略称した記号、職名等」が含まれており、組織改編に伴い課名、職名等の変更があった場合や、引用する法令の改正に伴う条項ずれがあった場合など、内容の変更を伴わない規定の整備があることから、委員会において包括的に承認することとし、直近の委員会において報告する取扱いにしました。

また、公文書ファイル等の廃棄をしようとするときは、委員会の意見を聴取することになりました。しかし、文書管理規程に基づき保存期間を1年未満とした公文書については、原本・正本が保存されている公文書の写し、定型的・日常的な業務連絡、出版物・公表物を編集したものなど限定されていること、また、保存期間が1年未満の公文書の量は、保存期間を1年以上とする公文書に比して膨大であることから、文書管理事務の効率化及び適正化の観点より、これらについても意見聴取の対象としないものとするとして包括承認をすることになりました。

③ 利用請求に対する処分に係る審査基準

歴史公文書の記載の中には、個人情報など開示に適さない情報がありますが、歴史公文書特有のものとして時の経過を考慮する観点から、国際的な慣行である「30 年ルール（利用制限は原則として文書が作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方）」を踏まえることとし、審査基準を作成し、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うことなど、委員会から意見をうかがいました。

④ 特定歴史公文書の選定方針

施行規則で定める特定歴史公文書の基本的考え方として、選定対象の大まかな考え方や留意事項を記載した特定歴史公文書の選定方針と、具体的な指標となる基準細目を作成し、委員会から意見をうかがいました。

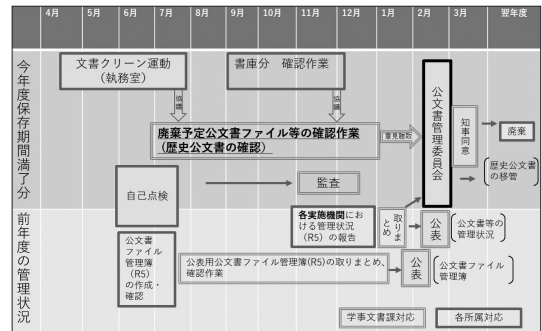
3. 公文書管理条例の運用

条例が令和 2 年 4 月に施行されたことにより、年間を通じて条例に基づき①当年度保存期間満了分に関する業務と、②前年度の管理状況等に関する業務を行なっています。

① 当年度保存期間満了分に関する業務

ア 文書クリーン運動

山形県では、条例制定前から増大する文書に対応し、執務室環境の向上に資することを目的に、毎年 5 月～7 月頃まで「文書クリーン運動」を実施してきました。条例制定により、委員会に公文書の廃棄の意見聴取をするとともに、知事の同意が必要となったことを踏まえ、実施方法に見直しを加え、文書の適正な廃棄と移管を実施しています。



年間の業務の流れ

具体的には、実施機関は、保存期間満了予定の公文書ファイルについて、廃棄・移管・延長の区分を確認し「廃棄及び延長にかかる協議書」、「廃棄・延長・移管予定公文書ファイルリスト」、「移管予定公文書ファイルにかかる意見書」を高等教育政策・学事文書課に提出します（7 月末）。高等教育政策・学事文書課は、当該提出資料を確認し、必要に応じて内容調査票の提出依頼や公文書ファイル等の現物確認を実施します。そして、委員会に提出する「廃棄・延長・移管予定公文書ファイルリスト」を作成します（1 月）。

イ 公文書等管理委員会

高等教育政策・学事文書課が抽出した「廃棄予定公文書ファイルリスト」を事前に委員が確認し、疑義が生じた公文書ファイルを委員会当日に現物確認により審議します（3 月）。



山形県公文書等管理委員会

ウ 自己点検及び監査の実施

自己点検は、組織としての文書管理レベルの向上と職員一人一人の文書管理スキルの向上を図り、本県の公文書の管理に関するコンプライアンスを確保することを目的として実施しています。具体的には、文書の作成、起案・公文書番号の採番、公文書ファイルの作成など11項目を点検しています（7月末）。

監査は自己点検の結果を受けて、必要な所属に対して実施しています（11月）。

② 前年度の管理状況に関する業務

ア 公文書ファイル管理簿の作成、公表

前年度中に作成された 約45,000件の公文書ファイルについてファイル名の中に個人情報や法人情報等の不開示情報等がないかを確認し、必要な修正を行った上で県ホームページにおいて公表しています（2月）。

イ 公文書管理状況の公表

実施機関は自己点検の結果等を踏まえ、毎年度公文書の管理状況について報告を行い、知事は実施機関からの報告を取りまとめ、公文書の管理状況について公表を行います（3月）。（公表の項目：①前年度に作成した公文書ファイルの数、②保存期間満了時の措置、③紛失事案等の発生状況、④公文書管理にかかる研修の実施状況）

4 公文書管理条例制定の効果

① 県の積極的姿勢の明示

公文書管理法では「適切な文書管理」を地方公共団体の努力義務としています。このため、条例として公文書管理に係る基本的ルールを定めることは、法律の要請に答えるもので、県の積極的な姿勢を示すことになります。

② 任命権者に共通したルール

条例制定前は、各任命権者が公文書管理規

程を定めそれぞれ運用していましたが、任命権者に共通するルールを定めることで、職員全体の公文書管理に係る意識の統一が図られました。

③ 歴史公文書の根拠と知事の集中管理の明確化

本県では、条例制定前から歴史公文書について要綱を定め、現用文書と一緒に保存してきました。しかし、要綱は知事部局を対象としたもので、他の任命権者に効力のあるものではありませんでした。条例制定により、歴史公文書の根拠と知事への引継ぎについて明文化され、しっかりと保存されるようになりました。

④ 公文書ファイル管理簿の統一と根拠の明確化

本県では条例制定前から公文書ファイル管理簿を作成・整備してきましたが、全ての任命権者に統一されたものでなく、徹底されたものではありませんでした。条例制定に伴い公文書ファイル管理簿を作成することが徹底され、ホームページで公表されることにより、公文書ファイル管理簿が、県民の情報公開にも活用されるものになると考えられます。

⑤ 第三者機関の参画

公文書の廃棄の際に、委員会から意見を聴取することになり、委員会の当日は実際に公文書を見ていただき、専門的、中立的立場から意見をいただいています。

廃棄に関する一連の手続きの中で高等教育政策・学事文書課のチェックは入りますが、それだけでなく、委員会のチェックも入ることで、よりしっかりとした歴史公文書の選定がなされていることになります。

5 おわりに

自治体職員の業務は社会課題やニーズが複雑化する中で増加してきています。そのよう

な中であっても、政策の意思形成過程がわかるよう文書を作成し、行政の説明責任を果たすため、必要なものはしっかりと残していかなければなりません。そのために条例を制定するとともに研修やセミナーへの参加、日々のコミュニケーションにより、公文書管理に対する意識改革を進めていくことが大切と考えます。

研修会E

石巻市博物館の板碑拓本 アーカイブズの現状と課題

—板碑の保存と記録化をめぐる—

石巻市博物館 泉 田 邦 彦

1 本稿の視点

2021年11月3日に開館した石巻市博物館（以下、当館）は、東日本大震災の津波で被災・解体した石巻文化センターの後継施設であり、その収蔵資料を継承している。1986年11月2日に展示室が開館した石巻文化センターは、設置自治体である石巻市を中心としながら、石巻圏域に関する歴史・民俗・考古・美術資料を収集してきた。2005年には石巻市と近隣6町（河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町）とが合併したものの、旧町が収集した資料は一元管理されることなく、基本的には元の保管場所に残置されていた。東日本大震災の津波により、旧北上・雄勝町の保管先が被災し、両町分の歴史資料は失われ、両町を中心に沿岸部の文化財も被災し、中には滅失被害も生じている。

ところで、石巻市を象徴する文化財には「板碑」がある。板碑とは、鎌倉時代から戦国時代（13世紀前半～17世紀初頭）にかけて造立された、石製の供養塔（卒塔婆）であり、生前供養（逆修供養）または死者の追善供養のために立てられる。全国的に分布し、碑面の中央上部に仏・菩薩を表わす梵字を、下部に偈頌や造立趣旨、紀年銘や被供養者などを刻む点が共通の構成要素である。石巻の板碑は、

粘板岩（地元産の井内石、雄勝石）が石材として使用され、造立時期が宮城県内で最も古く（最古は三輪田地区の文応元年（1260）銘）、仙台方面では15世紀半ばに造立が止まるのに対し、近世初期まで造立が続くといった地域の特徴がある。1市6町が合併した結果、市域に2087基以上の板碑が存在することとなり、その数は8000基存在する宮城県の中で最も多い（詳細は〔泉田2024a〕を参照のこと）。



泉田 邦彦 氏

現市域の板碑は、旧市町ごとに自治体史や資料集がまとめられ、2087基分の拓本採集が行われた。2022年秋以降、当館では第4回企画展「石巻の板碑」（期間2023年1月28日～3月26日）に向けた準備を進める中で、旧町ごとに保管されていた板碑拓本の集約化を実施し、旧北上・雄勝町を除く、1市4町1600基超の板碑拓本を収蔵している。

板碑と拓本の性格を述べれば、現地に立つ板碑が一次史料（埋蔵文化財）、それを写し取った拓本は実物と同様の情報を有する二次史料、と整理できるだろう。とはいえ、災害等により板碑が被災・滅失するなか、拓本が存在を示す唯一の資料になった事例もある。板碑拓本を収集することは、現地保存せざるを得ない埋蔵文化財に対する記録保存の一つの方法であり、博物館資料として収蔵することで展示にも活用しうる点が強みにもなる。

本稿では、収集・保管し、調査・研究、そして展示へと活用することを前提とした、博物館資料としての「板碑拓本アーカイブズ」

を取り上げる。現状と課題を共有するとともに、板碑の保存と記録化に関する諸問題について考えをめぐらせたい。

2 石巻における板碑をめぐる現状と課題

まず、現地に立つ板碑が滅失する契機について、平時・非常時の視点から確認しておく。非常時には、前述した東日本大震災の津波が挙げられる。石巻市十三浜の長塩谷板碑群の場合、総数99基のうち30基が流出し、『北上川下流域のいしぶみ』編纂時に採拓され、『北上町史』に掲載された拓本も滅失したため、失われた板碑の情報は既存自治体史に拠らざるをえない[泉田2023]。雄勝公民館に保管されていた立浜の金装板碑、女川町教育委員会が保管していた阿弥陀三尊図像板碑もまた津波で流出しており、後者については当館が所蔵する板碑拓本が残るのみである。震災関連では、津波には耐えたものの、復興工事の過程で震災瓦礫として処分された、雄勝町桑浜字羽坂のバン・イ二尊種子板碑も確認している[泉田2024a]。

一方、平時には、世代交代に伴う所蔵者の認識の変化、墓や道路整理に伴い板碑が移転・廃棄されるケースが確認されている。市内のあるお宅では、報告書掲載6基のうち1基を残し、その他は処分した事例もあった。

平時における板碑滅失の原因には、行政側の対応不足、住民側の認識不足が挙げられる。石巻市では、埋蔵文化財として扱うべき板碑に対し、これまで積極的に埋蔵文化財包蔵地登録を行わず、指定文化財への登録も検討してこなかった(市指定は1975年の多福院板碑群、1980年の弘安八年の碑、2006年の海蔵庵板碑群の3件のみ)。1990年代前半まで当該地域では、自治体史・資料集編纂にかかる板碑調査が盛んに実施され、1993年には石巻文化センターが企画展「北上川下流域の板碑」を開催するなど、板碑に対する関心の高まりが確かに存在した(余談だが、当該期には全国の板碑研究者が石巻の珍

しい板碑を見に訪れる「石巻詣で」も流行している)。にもかかわらず、これ以降、行政主導による市民に対する板碑の普及啓発活動は下火になり、その結果、「板碑は文化財である」という当たり前の認識が行政および市民の間で十分に共有されないまま、現在に至っている。

3 石巻市博物館の調査活動

次に、当館における板碑調査の取り組みを、四点にまとめて紹介したい。

一つ目は、筆者が石巻市に入庁した2018年度以降継続している、東京大学史料編纂所の協力を得た板碑調査である。東京大学史料編纂所一般共同研究「画像解析技術に基づく石造遺物研究資源化に向けた調査研究」(研究代表:上相英之氏)や、科研費基盤A「デジタル技術による金石文史料の研究資源化と学融合的歴史叙述への応用研究」(研究代表:菊地大樹氏)の一環として、1982年に出土した68基からなる東福田板碑群の悉皆調査を実施し、報告書を刊行した[菊地・上相2022]。この調査では、従来の紙拓本の採集に加え、上相氏が開発した「ひかり拓本」による記録化を行った点に特徴がある。「ひかり拓本」は、対象物にライトで光を当てて生じた陰影をアプリ上で合成して画像を生成するため、非接触・非汚損かつ短時間で調査ができるという利点がある。一方、紙拓本の場合、作業時間を要し、採拓者の技量も出来栄えに影響するが、石材の質や彫りの深さを含めて実物に近い情報を記録し、そのまま展示資料として活用したり、板碑が滅失した際には代替としたりすることも期待される。調査を通じて、それぞれの利点と課題(実測図等による板碑の立体情報の記録化)を把握できたことは大きい。

二つ目は、企画展「石巻の板碑」の開催とその準備にかかる調査である。旧町保管資料の博物館への集約化に取り組み、すでに収蔵していた『石巻の歴史』及び『牡鹿町史』編纂時の拓本に加え、『北上川下流域のいしぶみ』

掲載の旧河北町分の拓本、『桃生郡・山内首藤氏と板碑』掲載の旧桃生町分の拓本を獲得した。さらに、旧北上・河北両町が設置した旧桃生郡河北地区教育委員会の調査資料も収蔵し、小泊遺跡・長塩谷板碑群（旧北上町）、東福田板碑群・千照寺出土板碑群（旧河北町）の発掘時の調査カードを「発見」した。これらの調査カードは、発掘当時の貴重な情報であり、いずれの板碑群からも種子や銘文に金箔を貼った金装板碑が出土していた事実を再確認することができた。企画展では、前述した長塩谷板碑群の再調査の成果とともに、当時の調査カードを展示し、出土時には99基のうち44基に金箔が確認されたことを改めて提示、板碑群の性格および金装板碑の再評価を行った〔菊地・泉田2023、泉田2023〕。

展示資料の大部分を館蔵の板碑拓本が占め、過去の調査記録や自治体史編纂事業の成果を史料に基づき提示しながら、石巻市における板碑調査の現状と課題を発信するよう努めた〔泉田2024a〕。会期中にはより多くの市民と板碑をめぐる現状と課題を共有すべく、シンポジウム「板碑が語る中世の石巻」を企画している〔七海ほか2024〕。

三つ目は、新出板碑の発見である。板碑が滅失する契機として震災及び復興工事を挙げたが、同時に新たな板碑が発見される契機にもなっている。例えば、復興工事に伴い、門脇地区では弘安5年（1282）銘阿克・サ・サク三尊種子板碑の出土し、大原浜の中沢館跡からは応永8年（1401）銘キリーク種子板碑が発見された。また、企画展を観覧した三輪田地区の市民から氏神として祀っている板碑の調査を依頼され、現地を確認したところ、全国的に確認事例が限られている双円性海塔板碑を発見したケースもある〔泉田2024a・b〕。

そして四つ目として、現在取り組んでいる、平時における滅失危機への対処を挙げておく。鹿又地区では、北上川堤防嵩上げ工事に伴い、

現位置を保つとされる3基の板碑群が移設されることになった。いずれも指定や包蔵地登録はなされておらず、造立地の現状を記録しながら近隣に移設すべく、関係者との協議を進めている。移設する板碑群の性格をより明確化するため、2024年度には当館と生涯学習課が連携し、県内外の板碑研究者らの協力を得ながら、鹿又地区の板碑悉皆調査に着手した。その結果、報告書掲載48基に対し、民家の氏神として祀られている鎌倉～南北朝期の板碑15基を新たに確認することができた。これらの板碑については、東京大学史料編纂所の菊地大樹氏らの協力により拓本採集を行い、史料編纂所が拓本のデジタルデータを、当館が拓本原本を収蔵する方向で動いている。

4 板碑拓本アーカイブズのこれから

以上の通り、当館の板碑調査の現状は、津波で滅失した旧雄勝・北上町をはじめ未収蔵分の拓本採集を継続しつつ、市内から新たに発見される板碑の拓本を採集している状況である。板碑の現地保存を前提としながら、拓本が唯一の史料になりうることを踏まえた、保存と記録の両輪での取り組みが必要であること、「板碑が文化財である」という認識を共有することの重要性を痛感している。

収集した板碑拓本群を発信する方法として、①当館における展示、②デジタルデータのネット上での公開が想定される。①を通じて板碑が造立された背景や地域性をひもとくことで、住民にとって地域の歴史に対する認識を深めるきっかけにもなりうる。②については、未だ具体的な検討には至っていない。今後の課題として、研究者・住民双方の関心に応えうるあり方を模索していきたい。

参考文献

- 泉田邦彦「東日本大震災で被災した長塩谷板碑群の再検討―板碑群の性格および金箔による荘厳を

- めぐって」(『石巻市博物館調査研究紀要』1、2023年)
- 同「第四回企画展「石巻の板碑」及び関連企画を振り返る」(『石巻市博物館調査研究紀要』2、2024年 a)
 - 同「宮城県石巻市の双円性海塔板碑」(『日本歴史』918、2024年 b)
 - 菊地大樹・泉田邦彦「石巻市長塩谷板碑群の金泥板碑—過去の調査記録を見直す—」(『東京大学史

- 料編纂所附属画像史料解析センター通信』99、2023年)
- 菊地大樹・上相英之編『宮城県石巻市東福田板碑群調査報告書—ひかり拓本技術の開発と応用—』東京大学史料編纂所、2022年
 - 七海雅人・菊地大樹・田中則和・上相英之・泉田邦彦「パネルディスカッション「石巻から中世・東北をみる」」(『石巻市博物館調査研究紀要』2、2024年)

第50回記念 特別座談会

全史料協の50年

—その原点から現在・未来を考える—

【登壇者】	高 埜 利 彦 安 藤 正 人 井 口 和 起 定 兼 学
【司会】	大会・研修委員会副委員長 長谷川 伸 大会・研修委員会委員／埼玉県立文書館 新 井 浩 文

司会（長谷川）：これから、第50回大会記念特別座談会を始めます。私は司会を務めます、大会・研修委員会副委員長、元新潟市文書館の長谷川です。どうぞよろしくお願いいたします。

全史料協の大会は、今年の仙台大会で第50回目の記念大会となります。それと同時に、本年は全史料協の第1回目の準備委員会から50年目の節目の年に当たります。そこでこの度、現在岐路にある全史料協のあり方を考えるために、「全史料協の50年—その原点から現在・未来を考える—」と題し、文書館設置運動や史料保存運動の意識の高まりとともに成長してきました全史料協の活動を、現在に至

るまで振り返り、今後の活動の指針を考える機会としたいと思います。

続きまして、登壇者の皆様を御紹介いたします。私の隣から、元国文学研究資料館、そして学習院大学教授でおられた、安藤正人先生。学習院大学名誉教授、高埜利彦先生。平成23～24年度に全史料協の会長を務められた、京都府立京都学・歴史館顧問、井口和起先生。同じく、元全史料協会長で、元岡山県立記録資料館館長、現在は全史料協の理事である、定兼学先生です。先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、私とともに司会を務めます新井さんの方から、全史料協50年のアウトライン及び問題提起をしていただきます。



壇上の各氏

司会（新井）：全史料協大会・研修委員会委員で、

個人会員の埼玉県立文書館新井です。私からはこの座談会での議論の前提となる基本的な（歴史の）流れを皆さんに紹介しますので、この後の議論の参考にいただければと考えております。

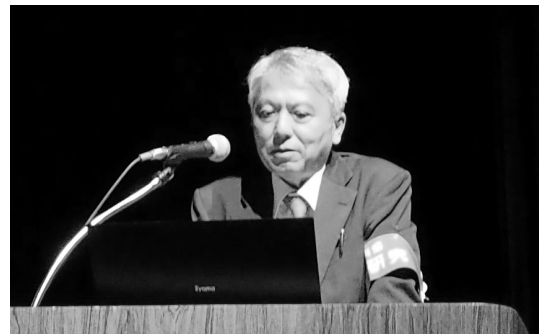
まず、全史料協ができる前の状況ですけれども、1951年5月に、文部省史料館ができました。全史料協も含めた、戦後の史料保存運動の出発点という形でできた同館ですが、その後、全国の都道府県レベルでも史料保存機関が次々と誕生して参ります。1959年に山口県文書館、1963年には京都府立総合資料館（現：京都府立京都学・歴彩館）そして東京都公文書館が1968年、1969年には埼玉県立文書館というような形で、都道府県レベルの文書館が設立されていきました。市町村でも、1974年には藤沢市文書館が設置されるなど、文書館設立の機運が高まってきました。

そうした中、1974年の3月2～3日に、全史料協の前身であります歴史資料保存利用機関連絡協議会の関係者による、第1回懇談会が、埼玉県立文書館で行われました。今年はここから50年ということになるわけです。その後、1976年になりますと、正式発足ということで、歴史資料保存利用機関連絡協議会（略称「史料協」）の発会式が行われ、翌1977年2月に山口県文書館で、結成大会が開かれるということになります。

そこから2年後の1978年には、要望書「歴史資料（文書）の保存について（要望）」を、都道府県知事・教育委員会教育長に提出し、さらに翌1979年4月には「歴史資料保存法の促進に関する要望書」を衆参両院議長、都道府県の知事と教育委員会の教育長に提出しました¹。こうして、史料協は運動体としての活動を強めていきます。その後、日本学術会議

による政府への勧告「文書館法の制定について（勧告）」と相まって、歴史資料として文書を残していくという運動が全国的に展開されていきます。

そして、1984年に、「全国」がつきまして、「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」となり、現在の「全史料協」に略称を変えました。この年には全史料協の関東部会も誕生しています。この後、全史料協は後の公文書館法のもとになる法律を作るための活動を続けていきます。



新井 浩文氏

そうした中、全史料協は1986年にICA（国際文書館会議）に加盟しました。そして、その年の8月17～23日に、当時ICAの国際標準担当理事だったマイケル＝ローパー氏をお呼びして講演会を行っています。

翌1987年には、元茨城県知事で参議院議員の岩上二郎先生の御尽力もありまして、議員立法という形で、公文書館法が成立しました。この公文書館法の誕生は、岩上先生を中心とした全史料協の活動が実を結んだという形になるかと思います。

その後の動きとしては、1989年1月25日に「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」を全史料協として公表しました。全史料協では公文書館法ができた時から、専門職問題についてかなり議論を深めて参りま

¹ 以下、全史料協による1990年代半ばまでの各種提言・報告書については、特に断らない限り、全史料協（編）『日本の文書館運動—全史料協の20年—』、岩田書院、1996年に収録されている。

した。そうした活動の中で、この提言書を出し、さらには1989年10月26日に「公文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」を内閣総理大臣に提出しています。ご存じのように、公文書館法の第4条では「専門職員」を置くことになっていますが、その附則第2項によって当分の間、「置かないことができる」となっています。その附則も含めて課題があったわけですが、そうした課題の検討を全史料協の中で進めていったということになります。

それから、1991年5月30日に、「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について（要望）」という要望書が、全史料協の運動を継承する形で、日本学術会議により内閣総理大臣へ提出されています。当時の全史料協の活動は、学術会議を通して国の方へ上げていくというような流れができてきたということになります。また、同年5月16日、ICA事務総長のケスケメティ氏が来日され、全史料協も第2回文書館振興国際会議に協力する形で、「アーキビスト養成の国際潮流」というシンポジウムを開催しています。こうした形で国内だけではなく、ICAとの協力体制を組み合わせながら、日本の文書館制度を充実させる動きを活発化させていったというのが、この頃の特徴になるかと思います。

そして1993年3月、全史料協が「文書館専門職養成制度の確立に関する請願書」を衆参両院議長、同「要望書」を内閣総理大臣にそれぞれ提出しています。これと同時に、1993年5月には、全史料協の近畿部会が発足しました。西日本においても地方部会が発足したのがこの年になります。それから、この時期には国の方でも動きがありまして、国立公文書館で「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」が報告書を作成し、国においても、専門職の養成に関する動きが活発化してきた時期になります。その後、全史料協は1993年11月15日に「司法記録の保存及び利用に関する要望書」

を内閣総理大臣と最高裁判所長官宛に提出しています。これは司法記録、すなわち民事判決原本の廃棄が社会的な問題になった時期で、司法記録をきちんと残していこうということで要望書を国に対して出しました。同じく93年には、「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」を衆参両院の議長宛に出しています。このような形で、専門職問題に長らく取り組んできたというのが、全史料協のこれまでの流れということになります。

そして1994年、この年はちょうど第20回大会ということで記念の大会になりました。この時の大会テーマが、「文書館制度の拡充をめざして—全史料協の活動と文書館振興への道—」ということで、会則を一部改正しました。それまでは運営委員会が活動を担っていたんですけれども、現在のもとになる各種委員会が発足しました。運営体制の見直しを行ったのが、この節目の年になります。

翌1995年、今大会も能登半島地震関係の報告がありましたが、この年最も大きかった災害の一つ、阪神・淡路大震災が同年1月に発生しました。レスキュー活動に関しては文化庁により文化財等救援委員会が発足しまして、全史料協もいち早くその構成メンバーに加わり、正式に参加をいたしました。当時、私は会長事務局に在籍していましたが、阪神・淡路大震災の現地事務所へ何人か全史料協の会員に行っていただいた記憶がございます。これが災害関係事業における最初の活動ということになるかと思います。このほか、1995年には、関係機関と一緒に開催した大きなイベントとして、企業史料協議会、地方史研究協議会、日本歴史学協会史料保存利用特別委員会、東日本大学史連絡協議会、そして全史料協による合同でのシンポジウム「アーキビスト問題を考える」が行われました。

1996年、全史料協は、これに先立って第一次専門職問題特別委員会が報告書（「アーキビ

スト養成制度の実現に向けて「全史料協専門職問題特別委員会報告書」を出し、同年には第二次の同委員会の報告書として「アーキビスト制度への提言―第二次専門職問題特別委員会報告書」を出しました²。この後、これらを中心に、専門職に関する議論がさらに深まっていくことになります。

1998年11月30日には、国立公文書館の専門職員の養成課程が開始されました。これは前期2週・後期2週の研修で、現在のアーカイブズ研修Ⅲに当たるものです。

その後も全史料協にとってはとても大きな意味を持った年が続きます。まず、1999年には情報公開法が成立、そして2001年には平成の市町村合併が進められる中で、各市町村が保有する公文書の大量廃棄という問題が起きました。これに対して、いち早く全史料協と地方史研究協議会等で、「市町村合併時の公文書等の保存を求める声明」を出しました³。翌2002年、来年の大会会場となる天草アーカイブズの開館もちょうどこの頃になります。市町村アーカイブズは、藤沢市文書館以降いくつか誕生していましたが、同館の誕生は非常に大きな影響を与えたのではないかと思います。2003年には、個人情報保護法が制定されました。さらに2006年6月29日には、全史料協の市町村合併に関する声明を受ける形で、「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」という通知が総務省から全国の市町村に対して発出されています。実はこれに先立ちまして、全史料協では全市町村に対してアンケート調査を実施し、合併後の公文書等の保存について、注意喚起を促していました⁴。

この前後の新しい動きとしましては、2007

年5月23日に「アーカイブズ関係機関協議会」ができました。開会行事の鎌田薫国立公文書館長の御挨拶にもありましたけれども、その関係機関協議会のメンバーとして、全史料協も加わり、より一層のアーカイブズの保存・活用について協議が行われていくこととなります。その後、2008年4月には学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻ができました。これが、大学院におけるアーキビスト専門職養成課程の最初になるかと思います。同じく2008年、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」の最終報告として、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」が策定されました。ここで、文書管理に関する専門家としてのアーキビスト、またレコードマナーの確保と育成が、一定の成果報告という形で示されました。

2009年には、全史料協の組織改編が行われました。運営を担う委員会として、総務、大会・企画、研修・研究、編集・出版、専門職、資料保存という6委員会が設けられていましたが、この年に3委員会（大会・研修、広報・広聴、調査・研究）に縮小されました。ここで新体制がスタートして、現在に至っているということになります。そして、この年には公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）ができました。このことが、その後の国全体の公文書管理に大きな影響をおよぼしていくことになります。

2011年には、東日本大震災が発生しました。この時も全史料協が文化財等救援委員会に加盟している関係で、発災と同時に活動を始めました。この件については、後ほど登壇者の先生方からお話が聞けるものと思います。

それから、2018年12月に国立公文書館が「ア

² 『記録と史料』第7号、1996年、所収。

³ 全史料協 HP (<https://www.jsai.jp/file/gappeiseimei.html>)

⁴ 全史料協資料保存委員会(編)『データにみる市町村合併と公文書保存』(岩田書院ブックレット⑧)、岩田書院、2003年

アーキビストの職務基準書」を策定いたしました。これが現在の認証アーキビスト制度に繋がっていくわけです。2021年には、国立公文書館による認証アーキビスト制度が開始され、この年には190名が認証を受けました。その後、昨年には同制度に基づいて新しく准認証アーキビストが誕生していますが、全史料協のこれまでの活動が、この認証アーキビスト制度にも繋がっていると思います。現在では、様々な大学で養成コースが創設されるとともに、准アーキビスト制度というものも始まっております。

さて、今年の1月には、能登半島地震が発生しました。本日の研修会でも報告があったように、そのレスキュー活動についても、全史料協は様々な形で関わっているということになるかと思います。そして本日2024年11月20日、めでたく第50回大会を開催することができました。

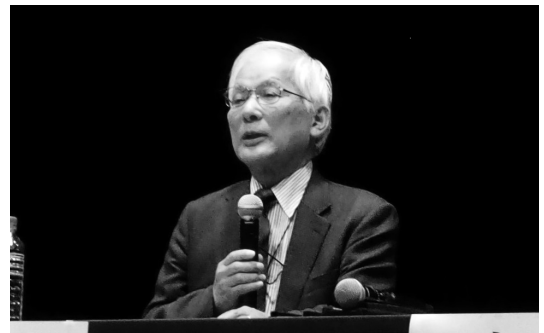
私からは、今ざっと全史料協の50年の歩みについて、主なところをポイントとして取り上げさせていただきました。ぜひこの後の議論の参考にいただければと思います。

司会（長谷川）：ここからは、御登壇の皆様にお話をさせていただきます。まずは、安藤先生、よろしくお願いいたします。

安藤：皆さんこんにちは、安藤です。4人の高齢者の中では、2番目に若いはずなんですけど、全史料協歴はおそらく一番古いので、トップバッターを務めさせてもらうことになりました。単に思い出を話すだけですけれども、よろしくお願いします。

さて、私が全史料協の大会に初めて参加したのは、創立大会の翌年、1977年の11月11～

12日に福島で開催されました、第3回大会です。1977年と言いますと私は26歳、ちょうど旧国立史料館に就職したばかりの頃でした。しかも当時「史料協」といったこの大会の1週間前の11月4日、私は結婚式を挙げたばかりでありました。新婚旅行から帰った翌日から翌々日だったと記憶しています。とにかくすぐに、新妻を一人家に残して福島に飛んでいったということで、以来私は女房に頭が上がらない一生を送ることになったわけです（笑）。



安藤 正人 氏

それはともかく、この第3回全国大会、私は初めて参加して、非常に驚愕をしたわけですが、何よりも発表がすごかった。今でも覚えているのは、佐賀県の多久市立図書館の司書であった細川章さん。この方は女性ですけれども、多久市で行われている「多久古文書の村」という非常にユニークな史料保存運動の話がされました。この村は村長が九州大学の秀村選三先生で、細川さんが事務局役をしていたわけですが、図書館司書の仕事が休みの日にリヤカーを引いて多久市内を回って、廃棄寸前の古文書を救って回る、集めて回るという話をされました。この話は、『岩波講座 日本通史』にも出ていますが⁵、初めて史料協の大会に参加してこの話を聞いて、「なんて大変なことをやっている人たちの集団だろう、

⁵ 細川章「多久古文書の村」『岩波講座 日本通史』（別巻2 地域史研究の現状と課題）、岩波書店、1994年。

こんな世界に入ることになったのか」と驚いた記憶があります（笑）。

史料協の設立前後の話につきましては先ほど新井さんから大体お話がありました。それと少々重複することになると思いますが、私は1990年ぐらいまでの、全史料協の最初の15年分ぐらいの話をいたします。

さて、戦後の史料保存の動きを振り返ると、3つくらいピークがあったと思います。第1のピークは、戦後すぐに、地方史研究の勃興とともに全国各地で近世・近代史料の保存運動が始まり、その結果、1949年に野村兼太郎ら96名の研究者の国会請願（「史料館設置に関する請願」）が行われます。これが採択されて、2年後の1951年に文部省史料館というものができたわけです。この時期は、まだGHQの統治下にありました。その年の9月に、サンフランシスコ講和条約が締結されて日本は再独立を果たし、翌10月に不肖私が生まれたということで、私は文部省史料館と同年なのですが（笑）、この時期に全国的な史料保存の機運の高まりと、その結果としての文部省史料館の設置、これが第1のピークと言えると思います。

第2のピーク、これが史料協の設立と関わるわけですが、1960年代の末から70年代の前半にかけての5～6年間にこれに当たります。特徴的なのは、1969年に日本学術会議が「歴史資料保存法の制定について」という勧告を政府にいたします。これは非常に大きなきっかけで、60年代末から70年代初めにかけて、東京都公文書館、埼玉県立文書館、国立公文書館、藤沢市文書館、茨城県立歴史館、こういった文書館施設が続々とできてくるわけです。そういった第2のピークの最中に、文部省史料館が設置以来行っておりました近世史料取扱講習会、これは現在のアーカイブズ・カレッジの前身となるものですが、そこに参加した全国で新しくできた文書館施設の若い職員たちが、ぜひ全国的な組織を作りたいと

いうことで、史料協の設置に向けて動き出します。そして、先ほど新井さんから御紹介のあったように、2回の準備大会を経て、1976年に山口県文書館での結成大会を開催するということになるわけです。

先ほど申し上げましたように、翌1977年の大会に私は初めて参加したんですが、全く素人ですから、大会にも顔は出しますが、初めの頃は何か積極的にやるということではありませんでした。私が積極的に関わるようになったのは、その次のピークというふうに言っていると思うんですが、1980年代後半から、1990年代の初頭にかけての、5～6年です。これはまさに公文書館法が制定される時期に当たるわけです。

岩上二郎参議院議員が、議員立法という形で公文書館法を作られたわけですが、全史料協はこれをサポートするために、文書館法文小委員会を作りました。私たちは当初、「公文書館法」ではなくて、「文書館法」という、行政文書と地域史料を合わせた形で施設を作るという法律を目指していましたので、「文書館法」と言っておりました。「文書館法文小委員会」という委員会を作って、岩上二郎参議院議員の活動を後押ししたわけです。

その結果、皆さんご存じのように、1986年12月に公文書館法が衆参両院で成立します。残念ながら文書館法ではなくて公文書館法という形になったわけで、全史料協としてはまだ問題は半分しか解決していないということで、民間史料・地域史料の保存、本当の意味でのアーカイブズである文書館法にいつかは変えていくということとともに、附則の問題、すなわち「専門職員を置かないことができる」という規定、この専門職員問題を何とかしなきゃいけないということで、法文小委員会を公文書館法問題小委員会というふうに改称しまして、引き続き運動を続けていく形になったわけです。

第1のピークが戦後で、第2のピークが全史料協の成立期とすれば、第3のピークを支えたのは、国際的な支援ということがありました。ICA、国際アーカイブズ評議会と訳していますけれども、同評議会による国際的な支援が非常に大きかったわけであります。これは残念ながら今年の6月に亡くなられた安澤秀一先生などが仲介役になられて、私がパリのICA本部とやりとりをするというふうな手続きを経まして、1986年に全史料協の加盟が認められました。A会員は国の公文書館ですが、全史料協はB会員、つまり Professional Association（専門職団体）として加盟したわけです。そしてこれを機に、マイケル＝ローパーさん、当時イギリスの国立公文書館の部長でありましたけれども、同氏がICAの使節として、1986年8月に日本に来られて、日本のあちこちのアーカイブズ施設を視察されました。

実は昨日聞いて驚いたのですが、マイケル＝ローパーさんが亡くなられたそうです。期せずして、また奇しくも安澤さんとマイケル＝ローパーさんという、全史料協のICA加盟に深く関わった、またお世話になったお2人が相次いで亡くなられたので、大変心を痛めているところです。マイケル＝ローパーさんは、日本に視察に来られた後、同年12月に「日本の文書館の発展のために」という、非常に素晴らしい勧告を残してくださいました。これは私が翻訳をしまして、『歴史学研究』に掲載しておりますが⁶、それ以後の日本における文書館運動、とりわけ全史料協の専門職問題等に対して、非常に大きなインパクトを与えたと思います。

これが1980年代末から1990年代初めにかけての第3のピークですが、ちょうどその頃、全史料協にとっていくつか特筆すべき出来事

がありました。私が直接関わったことを1つだけ申し上げると、会誌『記録と史料』の創刊があります。『記録と史料』は、世界のアーカイブズ界の中で、全史料協が専門職団体としてより発展をし、そして国内の文書館の数を増やし、質を高めていくためには、アーキビストを養成していかなければいけない。そのためには、やはり我々自身がもっと勉強をして、研究者として積極的な関わりを持っていかなきゃいけない。その場として、単なる機関誌ではなくて、研究誌を作っていこうという意欲でもって、その発刊を提案し、これが内部で認められて、1989年に第1回の編集委員会を経て、1990年に創刊号が出たわけです。以来、『記録と史料』は、非常に優れた内容で発刊し続けていると思います。これに関わることができたということが、非常に大きな印象に残っています。

1つだけ思い出話を申し上げると、私は初代の編集長として、第4号（1993年刊）で、当時沖縄県公文書館の設置に取り組んでおられた大田昌秀沖縄県知事に、独占インタビューをやりました。大田知事が東京の沖縄県事務所に来られたのを機に、私ほか3名ぐらいでそこにお邪魔をして、沖縄県公文書館の設立構想についてお話を伺いました。大田知事はある意味我々以上に公文書館の設立に熱心でありまして、これは知事御自身が鉄血勤皇隊等の沖縄戦の体験、またそれ以降における研究者として米国国立公文書館を使った研究蓄積があつてのことだと思いますが、極めて深い感銘を受けたことを覚えております。

他にもたくさんの思い出話があるわけですが、あと3人の方々が控えておりますので、私の話は以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

⁶ 「文書館法制定をめぐる一日本の史料保存利用問題に関する国際文書館評議会の勧告について」『歴史学研究』第568号、歴史学研究会、1987年。

司会（長谷川）：安藤先生、ありがとうございました。それでは高埜先生、よろしくお願いいたします。



高埜 利彦 氏

高埜：高埜です。冒頭で新井さんから全体のお話を伺うことができ、そしてまた今、安藤さんから主に早い時期の話を伺うことができました。私も時間内に収めないといけないので、皆さんのお手元にメモ（当日配付資料「全史料協全国大会50回記念特別座談会メモ」）を用意しました。全史料協が様々な役割を果たしてきたことは、新井さんや安藤さんの話でも伺えると思いますが、私の話はその中の専門職問題に限定したお話をさせていただきたいと思います。

安藤さんがおっしゃられた、1986年にICAのマイケル＝ローパーさんにお出でいただいて、12ヶ条の勧告を受けた、このことはとても重要で、日本のアーカイブズ制度にとって大変意義のあることです。この勧告は、その後の指針となる世界標準の枠組みとなりました。この「世界標準」（「国際標準」）ということが重要で、今でもそういう風に思っていますけれども、一緒に取り組んでくださった、安藤さんにしても、高野修さん、高橋実さん、あるいは八潮市の遠藤忠さんとかですね、専門職問題委員会に関わった人たちは、一貫して「世界標準」ということを考えていました。

先ほどの2人の話にもありましたように、1987年に公文書館法が成立しました。第4条に

専門職員に関する規定が設けられた一方で、附則の第2項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とされたわけです。この当時の政府の説明によりますと、この附則がついた理由は、アーキビストの養成制度が整備されていない、だから附則をつけた、こういう説明でした。全く私たちもその通りだと思っているわけで、専門職の配置が義務づけられなかった問題は、全史料協にとりまして、以後の大きな課題となりました。それで、全史料協の専門職問題委員会が設立されて、精力的に取り組んでいくわけです。その中でも具体的な成果として、1989年の「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」（提言1）の要旨に、『アーキビスト』の資格は、大学院修士課程で必要な単位を修得したものに對し、国が与えるものとする」というこの文言。それから、『アーキビスト』養成のための大学院修士課程を設置すること」という文言もあります。こういうことを89年の段階で提言しております。これというのは文字どおり、やはり世界標準の考え方に基づくわけです。

そして、その後1992年に「アーキビスト養成制度の実現に向けて—全史料協専門職問題特別委員会報告書」（提言2）、それから95年に「アーキビスト制度への提言—第二次の専門職問題特別委員会報告書」（提言3）を相次いで出しています。これらの特徴は、提言1・2のように、「マイケル＝ローパー勧告」の世界標準が訴えられていること、また、具体的に大学院の設置科目ではどういうものがいいのか、そういうカリキュラムの問題にまで踏み込んで検討をしていることが挙げられます。

また、全史料協は、その時々々の社会状況に応じて、政府や国会などに様々な請願を出して参りましたが、専門職問題に関しては、1993年に「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」を内閣総理大臣などに発して、早急に対応

するよう請願しています。日本学術会議も1991年に政府に要望を行っており、こうした動きに応じて、政府でも、国立公文書館で研究会を組織し、高山正也先生が座長を務められた「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会」が96年に報告書を出しています。

その後、2007年度的全史料協総会で承認された「全史料協組織・業務改善計画」に基づき、2009年3月でこの専門職委員会は、活動を休止することになりました。その代わりに、日本アーカイブズ学会、あるいは学習院大学大学院のアーカイブズ学専攻、これらを中心に、その後も専門職問題の議論を深め、そしてまた、国立公文書館では、特に加藤丈夫前館長が就任されてから、「アーキビストの職務基準書」を策定した上で、認証アーキビスト制度を2021年から開始するに至りました。現在では、323人のアーキビストが認証されております。

アーキビストの認証を受けるための条件は、アーキビストとしての知識・技能を有しているかどうか、実務経験を有しているか、調査研究能力を有しているか、この3項目になります。知識・技能は、大学院修士課程に設けられた、アーカイブズに関わる科目を習得しているか、または関係機関の研修を修了しているかが審査されるものです。当該の大学院は、学習院大学をはじめ、複数の大学が設立されており、この後さらに準備中の大学もあると聞いています。ですから、大学院でアーキビスト養成を行うこと、これが日本でも遅ればせながら実現しつつあるということです。また、関係機関による研修は、国立公文書館と国文学研究資料館で行われています。

以上、全史料協専門職問題特別委員会が一貫して取り組んできました、世界標準のアーキビスト養成、この課題は30年以上をかけてようやく実現しつつあると言えます。すなわち、現在8大学の大学院修士課程でアーキビスト養成が実施され、そしてまた、内閣府の

下で、国立公文書館長が認証する、いわば公的な資格制度が実現しました。

こうしたことを踏まえ、今後全史料協に期待することといたしまして、私から2点申し上げます。まず、ここまでアーキビスト養成に係る体制や制度が整備されましたので、公文書館法附則第2項はもう撤廃できるはずで、これについて、ぜひとも公文書館法制定の推進主体であった全史料協が、この附則第2項の撤廃に力を発揮していただきたい。

全史料協に期待することの2つ目は、日本アーカイブズ学会登録アーキビストや国立公文書館認証アーキビストを、地方公共団体で専門職として採用し、相応の待遇を与えることに寄与して欲しいと思います。

ただ単に地方公共団体に専門職を配置すればいいということではなくて、絶えず発生する記録を未来に残す、そこで何を残すかの選別やその管理の仕方、あるいは個人情報に配慮した公開のあり方を担うこの記録管理のシステム、その担い手となるアーキビスト専門職が、その理念とともに地方公共団体には必要です。2009年に公文書管理法が制定されましたが、国は自治体を直接拘束することはできません。だから第34条で、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」といったような遠慮した言い方しかできない。しかし、その精神、つまり現在発生する記録を未来に残して説明責任を果たす、そのことによって民主的な社会をつくる、そういう公文書管理法の精神は、国のみならず、地方公共団体においても実現していかなければなりません。全史料協は、地方公共団体の方が多く在籍していますので、是非ともこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

時間が来ましたので、私からは以上です。どうも御清聴ありがとうございました。

司会（長谷川）：高埜先生ありがとうございました。それでは次に、井口先生よろしくお願いします。

井口：井口と申します。よろしくお願いします。冒頭で安藤さんが、「この4人の中では2番目に若いはずだが、全史料協歴で言えば自分が最高齢だ」とおっしゃいましたが、そういう言い方をすれば、私は生物的には一番高齢ですけれども、全史料協歴で言えば、実はわずか10数年、まだ20年にちょっと足りない最若年でございます（笑）。おまけにやはり、他の御三方はちゃんとネクタイをされているけれども、私はこんな格好でしか登場しないという不作法な人間なので、本当はここにいるべきでないのかもしれませんが、お許しをいただいて、ちょっと自己紹介をいたします。



井口 和起 氏

私は京都府立大学というところで、日本近代史の教師として働いていましたが、すぐ隣にあったのが京都府立総合資料館でございました。そのため、利用者としては同館を訪れることが多かったとしても、館の職員の側から関与し始めたのは府立大学を辞めた2年後の2006年のことでした。京都府の特別参与という奇妙な役職が与えられ、職員研修とか大学とか、それから文化関係の分野を担当する者として、職員研修所や総合資料館に机をもらって顔を出し始めました。本格的に参画し始めるのは2008年から3年間、京都府立総合資料館の館長という職務

を、嘱託ですけれども仰せつかりました。館長を辞めた後は顧問ということで、名称は京都学・歴史館に変わりますが、現在も顧問という形で勤めています。

自己紹介で時間をとってはいけないので本論に入りますが、全史料協の大会には2008年の奈良大会に初めて参加しました。当時は大会が3日間にわたって行われたのですが、実はその時に、全史料協の組織改編に関わる問題について非常に深刻な議論が行われており、先ほど高埜先生がおっしゃったように組織が簡素化されていくということで、翌年の2009年の福島大会から大会期間が2日間に短縮され、以後現在までずっと2日間で開催されるという、そういう時期に参画し始めたわけです。

さて、2010年度で総合資料館の館長を辞めて、そのまま館を辞めてしまえばよかったのですが、引き続き顧問で残れと言われて残ることになりました。なぜ残ったかということ、2011年の4月から、京都府立総合資料館が全史料協の機関会員として、第19期の会長職を引き受けなければいけない時期に入っていたからです。その会長職の引継ぎをやっていたのが、ちょうど3月11日でありまして、当時会長を務められていた群馬県立文書館館長の富岡守さんと事務引継ぎをやっていたその会議の最中に、テレビで大きな報道があり、東日本大震災が発生したことを知りました。

このようなことで、2011年からの私の会長就任期間は、東日本大震災で被災した文書の救済と救援活動に、全史料協としてどう対応するかというのが大きな問題としてあって、種々皆さんの御意見・御支援を受けながら活動した時期に当たります。今日はこの問題に限って、若干の感想を申し上げて、話題提供とさせていただきます。

思い返せば、いくつも反省するところがあります。第一は、既にそれ以前の1995年に阪神・淡路大震災を経験しており、当時全史料協と

しても文化庁のレスキューに参画をしていました。現地での救援・救済ということ言えば、近畿部会の会員であった方や総合資料館の職員も、その活動に加わっていたにもかかわらず、2011年の東日本大震災に際してはその経験が必ずしも十分受け継がれていませんでした。

震災後に東日本大震災臨時委員会という委員会を作りまして、「東日本大震災臨時委員会活動報告書」という、この座談会の司会を務められている長谷川さんも書いてくださった報告書があります⁷。これによっても、あるいはもう少し簡単なものとして『アーカイブズ』第45号に、総合資料館の職員だった福島幸宏君と私の連名で「東日本大震災と全史料協の対応」という報告を書いているのですが⁸、それを見ても、臨時委員会を置いたのは震災から2か月が経った5月の段階でした。そういう意味で言えば、3月に発生しても、2ヶ月以上組織的に取り組むのが遅れてしまったというのが、反省の第一です。

そうした中で何を中心にやったかという、大きく2つあります。1つは各方面への要望活動でした。一番最初が5月21日に、亡くなられた小松芳郎さん、当時副会長でこの臨時委員会の委員長を務められた松本市文書館の小松さんたちと一緒に、全国知事会や市長会、町村会の事務所を訪ねまして、全史料協としてレスキュー活動に取り組むから、公立の公文書館の職員が現地へ出かけて行くことができるよう、公務出張扱いで行けるような仕組みを作ってくれませんかということで、お願いをしました。そしてさらに6月8日には、当時民主党政権でしたから、民主党の幹事長宛の要望書を作って国会議事堂まで行き、さらに首相官邸で福山哲郎官房副長官（当時）にお目にかかって、要望

書を出しました。要望書の趣旨は、被災文書について救援活動をきちんとできるように措置をとってください、そして何よりも、被災状況の現状把握をしっかりとやって欲しい、さらに、復興に向かって取り組んでいる救済活動の実情をきちんと記録として残し、それを継承できるようにしなさいといったことでした。最終的には6項目ほど出しましたが、結局は、対策会議などで行っている仕事を、公文書管理法の精神に基づいてきちんとそれを記録として残していきなさいよというようなことを要望したわけです。

どうしてこのようなことを一生懸命やったのかというと、やはり機関・自治体によって対応が異なるからです。例えば、先ほど言及した阪神・淡路大震災の時も、京都府立総合資料館からレスキューに行った職員は公務で行くことができました。どうしてかという、「文化庁の呼びかけでできた救済組織によるレスキューで、それを受けて近畿部会が活動しているんだからいいだろう」と上司である課長がOKを出したからです。ところが、そういうことをあまり理解していただけない上司がいる機関の場合は、「それは駄目だ、公務としては行っちゃ駄目。行くのなら、休暇をとってボランティアで行け」となると、ボランティア保険でもかけない限り駄目です。公務ではないですから。そんな仕組みではいけないんだよというところを一生懸命やったつもりなのですが、全く成功しませんでした。

どうして成功しなかったかという、災害対策基本法では、「生命、身体及び財産」を救済するとなっています。その財産には、住居であるとか公共施設であるとかそういったものは入りますけれども、残念ながら、知的財

⁷ 全史料協東日本大震災臨時委員会（編）『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 東日本大震災臨時委員会活動報告書 2011-2012年度』、2014年。

⁸ 井口和起・福島幸宏「東日本大震災と全史料協の対応」『アーカイブズ』第45号、国立公文書館、2011年。

産と言われているにもかかわらず、文書・記録はなかなか念頭に浮かんでこないということで、災害救助法の適用もすぐにはできないという点がありました。

それからもう1つ、私たちは陸前高田市で他の組織と一緒に頑張りましたが、陸前高田市の首長さんが、まずは岩手県知事に対してそういう救済をしてくれという申し出をしない限り、そしてそれを受けた知事が、今度は知事会で全国の知事に向かってそれを呼びかけるということをしない限りは、動けなかったということがあります。今、そういうふうに反省しているということで、残念だなと思っています。

最後に申し上げておきますが、私の後の会長館を引き受けてくれました、広島県立文書館館長（当時）の八津川和義さんが、震災の直後に、広島大学と広島県立文書館が提携するという協定書を結ばれていました。そういう被災の状況になった場合に連携して対応するという協定書を結ばれて、これはもう実に立派なことだと感心いたしました。現在で言えば、これも『アーカイブズ』で紹介されておりますけれども、鳥取県さんは公文書館だけでなく、博物館や図書館なども含めた諸団体の包括的な平時からの協力体制を作って、災害時・被災時にどう対応するかについての項目を新たに制定した「歴史公文書等保存条例」の中にきちんとシステムとして作ったわけです⁹。また、今日ポスターセッションで発表されている、広島県立文書館も、水に浸かった被災文書はこういうふうにしなさいよというパンフレットを配っておられます¹⁰。

結局、国を動かすというのはなかなか難しいので、下から順番に積み上げていくということでは、現在の全史料協は私が失敗した時

代よりもはるかに進んでいると思います。これで私もあと数年間頑張れば、おとなしく去ることができるかなと安心感を持っています（笑）。以上が現在の感想であります。

司会（長谷川）：井口先生どうもありがとうございました。それでは最後に定兼先生よろしくをお願いします。



定兼 学氏

定兼：定兼です。よろしくお願いいたします。全史料協の来し方については、皆さん様に思いがあるでしょうが、私の来し方をちょっと紹介させていただきます。

私は一会員として全史料協に来て、そこで色々な人の話を聞いて、すごいなあと思いながらやって参りました。2005年に岡山県立記録資料館ができるまでに15年間、何としても公文書館を作りたいという思いで全史料協の大会や研修会に参加しまして、そこで勉強して、よその県もこんなにやっているんだからうちもやろうと元気を出して帰ってくる。そういう形で全史料協と関わって来ました。

そうした場で様々な意見を聞くことが大変勉強になったわけですが、それ以外にもう一つ勉強になったことがあります。それは、地道に取り組んでいる仲間がいるんだと、そのことに大変感銘を受けました。具体的に名前

⁹ 田中健一「歴史公文書等保存条例の制定と鳥取県立公文書館の取組」『アーカイブズ』第66号、国立公文書館、2017年。

¹⁰ 本誌69頁を参照。

を挙げると差支えがありますから、何人かお名前を出させてもらいますと（笑）、例えば京都府の渡邊佳子さん、松本市の福嶋紀子さん、福岡県の児嶋ひろみさん、自らリーダーシップを取ると取らないとに関わらず、地道に仕事をされている方々がいらっしゃいました。もちろん、この全史料協を牽引してくださった小川千代子さん、青木睦さんなどもいらっしゃいます。本当はそういう方々が来られてお話しされた方がいいんじゃないかと私は思っています。女性の名前ばかりを挙げました（笑）。男性もやっているんですが、そういう方々がいらっしゃるということを意識したということがあります。

私は奇しくもそうやって全史料協で育てていただきました。私にとっては全史料協がもう1つの大学といいますか、そういう思いがありました。そして今度は岡山県立記録資料館ができる。私だけじゃなくて、岡山県の職員も随分全史料協に参加して勉強したんですが、館ができましたら、今度は恩返しということではありませんけれども、様々な形で全史料協の大会等に関係することができました。私は1986年の栃木大会から参加しているんですけども、その時は先ほど出た文書館法の話が盛り上がった時期になります。岡山県立記録資料館ができ上がってからは、全史料協の関係者という形で、大会等に長く関係しました。その時には大会テーマとして、「アーカイブズの新時代へ」や「わたくしたちのアーカイブズ」という形で、大会を3年シリーズで企画していくということ、ホップ・ステップ・ジャンプではありませんけれども、それをしつこく言い続けようということで、取り組んだ経験がございます。

そのような取り組みをしている時に、平成の市町村合併の問題、さらには情報公開法や個人情報保護法が制定されるというような、アーカイブズに関わる様々な出来事や法律の制

定がありました。そういう中で2017年、私もなぜかとばっちりで会長になって、「何とかやらなくちゃ、貧乏くじを引いたな」なんて思いながら様々なことに取り組みしました。その時に、市町村合併以外にもう1つ、地方交付税がガクッと減るということがありました。すなわち、全国的な財政危機の状況がありました。そうになると、会員が減ってしまう。しかし減らしちゃいかんということで、私が会長の時には435の機関・個人会員がいましたが、今は400を切るようになりました。私はその時に何とか会員を増やしたいということで、それを450にしよう、10は増やそうと考えたわけです。そのためには全史料協は名前が長い。そもそも私自身が「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」という長い名前を言えないわけですから（笑）。そういうことで短縮して、「全史料協」を正式名称にしようじゃないとか、さらには名前を変えようとか、そういったことも考えました。

そうした中で実現したのは、「沖縄宣言」です。2018年の第44回沖縄大会で「大会宣言」を出そうということで、現在の辻川会長が草案を書いてくださったわけですが、そうした宣言を発表しました。あるいは、表彰にも取り組みました。表彰によってとにかく世間に名を売ろうではないかと。お酒でも金賞を取ったらみんな買ってくれるわけですから（笑）。表彰をするということで、宣伝をしようではないかということです。要するに世間に出て行こうではないかと。

公文書館法ができた頃から、公文書が前面に出る流れができてしまっているんですが、出発点としては地域史料もあるわけです。もちろん地域史料と公文書はセットですし、さらには、地域史料・公文書のあり方の中でも、紙ではなくてビデオだとか様々な媒体が現れてきましたから、そういうことに対応する必要があり、とにかく拡散する状況下でもがい

ていたわけです。

そういう中で、活路が見えたのは、寒川文書館の高木秀彰館長（当時）が私の次の会長を引き受けてくれたことです。市町村館が全史料協の会長を受けてくださった。さらには、大会も大仙市や安曇野市で開催しましたし、今大会も「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」ということで、市町村の方々が中心になって全史料協を牽引するという時代に入ったのではないかと考えています。もちろん都道府県も頑張らないといけませんけれど、そういうような形で、つらつら考えて参りました。以上でございます。

司会（長谷川）：定兼先生どうもありがとうございました。ここで、先生方のお話を受けまして、会場よりコメントをいただきたいと思っています。コメントは、板橋区公文書館や関東部会の運営委員で御活躍され、現在は広島大学文書館のアーキビストでおられる、北浦康孝さんをお願いしております。北浦さん、よろしく願います。

北浦：広島大学文書館の北浦でございます。本日は4名の先生方のお話、大変ありがとうございました。

「先生方のお話を踏まえて、会員から自由な意見やコメントを」ということですので、私の方から日本のアーカイブズ界における全史料協の役割や位置付けと、自治体アーカイブズの全国協議会としての課題について少しコメントさせていただければと思います。



北浦 康孝 氏

最初に安藤先生から、史料保存運動のピークのお話がありました。その中で近世史料取扱講習会の参加者の熱意が史料協、そして全史料協へと繋がっていったという、まさに運動の淵源をお聞きしました。それを踏まえて、改めて全史料協の役割というものをご私なりに考えますと、資料の保存・利用というものについて、それまでの、歴史研究もしくは利用という側面からの保存の議論と、記録作成者の立場からの保存の議論、このいずれでもなく、その間に立ちながら、史料の保存そのものを第一に取り上げて、その上で史料を広く平等に利用に供するという、まさに近代のアーカイブズの立場を切り開き、その立場から史料の保存と利用の問題を考えてきたのが、全史料協なのではないかと思います。

とりわけ重要なことは、全史料協が史料保存運動の歴史において、アーカイブズ機関が結集した団体、特に設立当初は唯一無二の団体として、今日まで一貫して中心的な役割を果たしているという点だと思います。

他方で、全史料協の位置付けは変化しつつあります。全史料協の活動の成果といえますか、結果として、日本のアーカイブズの世界は大きな広がりを持ち、例えば、団体についてみても、様々な学会が設立されています。企業史料協議会や全国大学史資料協議会、記録管理学会や日本アーカイブズ学会といった団体が誕生しています。つまり、全史料協の

活動が、アーカイブズの分母というかパイというか、これを大きくしてきたことで、全史料協自身の位置付けもまた変わりつつあるのではないかと私は思います。

アーカイブズの拡大に伴って誕生したこれらの団体との協力・連携というのは、引き続き大切だと思いますし、また今後、新たな協力・連携のあり方というものを模索しないといけないと思いますけれども、それと同時に、全史料協として、改めて自らのアイデンティティや原点というものを確認し、検証し、自らの固有性・独自性、あるいは強みというものを明らかにして、今後活動していく必要があるのかなと、先生方のお話を聞いていて思いました。

実際、アーカイブズの全国協議会としての全史料協がひとつの曲がり角に来ているのも事実だろうと思います。また、会員の中心をなす自治体のアーカイブズを取り巻く環境も厳しくなっています。この点に関して、全史料協に今後期待したいことは、自治体アーカイブズが直面する課題の共有と議論を、これまで以上に展開していただきたいということです。といいますのも、会員相互が課題を共有して、他館から学んで問題を解決していくこと。これには全史料協が大きな力を発揮すべきだと私は思っています。日本社会が縮小して、アーカイブズを取り巻く環境が非常に厳しくなる中で、課題のあり方というのは50年前、30年前、20年前とは異なります。だからこそ新たな課題の共有と学びが、必要になっています。

そして、そのためには、我々会員の積極的な参加、これが不可欠だということもまた、切に感じています。

また、定兼先生のお話の中にありましたが、地域史料の保存・保全というものに力を果たして欲しい、さらに民間・地域のアーカイブズの活動をぜひ支援し、育てていた

だきたいとも思います。公文書管理法の議論以前から、あるいは安藤先生のお話を伺うと、もしかしたら公文書館法の頃からの課題なのかもしれませんが、私文書や地域史料の保存・収集という問題は、総じて後景に退いているような印象を私は受けています。公文書の保存が重要というのは大前提ですが、自治体のアーカイブズの人的・財政的資源や施設が縮小していく中で、地域史料に力を割く余裕がなくなっているのではないかと考えています。だからこそ、この点は改めて強調させていただきたいと思っています。

一方で、地域の中には、特にデジタル技術などを利用して、民間・地域から記録を保存していこうとする動きも出てきています。そういう意味では、民間・地域のアーカイブズを自治体アーカイブズが収集するだけでなく、それらの活動を支援し、新たな公共を作り上げていくことも大切かと思っています。

最後になりますが、文書館運動の前提といえますか、それと密接に関わるものとして、史料の現地保存の原則というものがあると思います。地域・地方のアーカイブズを中心とする全史料協にとっては、これは1つの出発点・原点であるのではないのでしょうか。今回、4名の先生方のお話をお聞きしまして、50周年を前に全史料協の原点を改めて見つめ直し、現在我々を取り巻く環境の中でそれをどう実現させていくかを考えながら、今後の活動に取り組んでいく必要があると思った次第です。ありがとうございました。

司会（長谷川）：どうもありがとうございました。ここで辻川会長からコメントをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。



辻川 敦 会長

辻川会長：はい。安藤先生、高埜先生、井口先生、定兼さん、ありがとうございました。定兼さんだけ「先生」ではなくて怒られるかもしれないですけど（笑）、定兼さんには親しみを感じてしまって、同じ公務員出身なので、そんなふうに言わせていただきました。

お話を聞きしていて、今回は第50回大会ですよね。第60回大会に、こういう催しがあるとして、私は壇上に上げてもらえるのかなということを思いながら聞いていました。というのは、今、全史料協は曲がり角にあり、北浦さんもおっしゃいましたけれども、見直し・改革をやろうとしています。これがうまくいくかどうかは正直わかりません。そんな中で、今日お話を聞きしていて、過去の全史料協がすごく大きな視野で様々なことに取り組んで来たんだと感じました。世界を見て、社会的な支援を受けて、全国レベル・国レベルで、制度とか法律を実現するために働きかける。専門職問題であったり、それから館の設置であったり、あるいは東日本大震災への対応もそうですね。

そうしたことを考えると、今の全史料協は、私たちが取り組んでいることは、ちょっと内向きになっているのかもしれませんが。組織をどうしていくかということを中心に考えているので。もちろん組織をどうするかっていうことは重要なんですけども、そのバックグラウンドには、アーキビストやアーカイブズ

の世界が、この社会の中でどういう役割を果たして、どういう位置にあるのか、そのために何をしていくのか、そうした中で全史料協はどういうところにあるのか。そうしたことがはっきりしないと、もちろんうまくいかないだろうし、今日話を聞いて、そういうことを改めて学ばせていただいて、今の時代に合った、これからの全史料協の大きな視点からの方向性について、私たちも考えていきたいと思っています。今日はありがとうございました。

司会（長谷川）：それでは、最後に一言ずつ先生方にこれからの（全史料協の）未来に向かって、期待することを一言ずついただきたいと思います。安藤先生からよろしく願いいたします。

安藤：私もここ20年くらい全史料協の大会には参加しておりませんので、最近の活動状況を全く存じ上げないまま、ただ希望だけを申し上げますけれども、今、辻川さんから、少し中を向いて仕事をしているんじゃないかという話がありました。もう一度といいたしましうか、国際交流、これに取り組むのは何か大層なことのように思いますが、極めて楽しい活動です。

アーカイブズの世界というのはやはり楽しい。これが基本だと思うんですよね。そのことを実感するのは、世界の同業者たちと交流する時です。おそらくICAの大会には、全史料協からも毎回代表の方が行かれているんだと思いますが、そうした公式の場でなく、もっと非公式の場で、世界のアーキビスト達と交わる機会は頑張れば幾らでも用意できます。

1980年代だったか90年代だったか忘れちゃったかもしれませんが、全史料協から中国に訪問団を送ったことがあります。藤沢市文書館の高野修さんが団長で、先ほど触れました多久市の細川さんなども参加されました。20人ぐらいで

したかね。敦煌まで行きて、敦煌で行われた中国档案学会のシンポジウムに全史料協として参加して、私も短い報告をした記憶がありますが、もう実に忘れられない思い出です。そういう機会は、作ろうと思えば幾らでも作ることができる。先ほど国際標準という話もありましたけれども、そういう堅苦しいことだけではなくて、世界で同じことをやっている人がこんなにあちこちにいるのかと、そういうことを実感するためにも、ぜひ国際交流を色々と企画してもらいたいと思います。

それからもう1つ、私が今回ここで座談会の壇上に立つにあたって、過去のことは何も覚えていないので、全史料協の過去のファイルを見せていただきました。「高崎倉庫」というところに、全史料協の事務局ファイルが見事に残っておりまして、目録も実に綺麗に整理されております。そのおかげで、今日の私の話の種になったような、初期の国際交流のことや『記録と史料』の編集会議など、そういうファイルを見ることができました。全史料協の50周年は再来年になるんですかね。ぜひそれを機に全史料協自身のアーカイブズをさらに整備して、管理するだけでなくこれをもっと利用に供して、全史料協自身の歩みを、会員だけでなく一般の人にもそれにアクセスできるようにして、全史料協の活動をもっとアピールできるような、そういう仕組みをぜひ作ってもらいたいと思います。願わくば全史料協アーキビストを誰か1人任命して（笑）、一笑い事ではなくて外国のアーキビスト協会には必ずアーキビストがいます—それをぜひ考えていただいて、全史料協自身のアーカイブズの保存と利用を進めていただきたいをお願いをして、私の最後のコメントといたします。

高埜：全史料協がこれからどういう問題に取り組むべきか、簡単には思いつかないのですが、1つだけ申し上げます。

先ほど、八潮市の遠藤忠さんの名前を出しましたが、最近、八潮市立資料館の学芸員を務めている方のデジタルアーカイブの論考をどこかの紀要で読ませていただきました。その論考は、デジタルアーカイブ化に積極的に取り組む中で、このような問題があり、こういうふう to 実現したという実践報告でした¹¹。同館では、遠藤さんたちの時代からしっかり制度ができていて、現在市で発生する記録や行政文書、こういうものをしっかり移管・選別して、アーカイブズのシステムをきちんと機能させた上でデジタル化に取り組んでいる。そうした前提があって、利用者のためにデジタル化を図っていくという形になっているということがよくわかりました。

デジタルアーカイブは、博物館や美術館等の収蔵品をデジタル化して、多くの方に利用してもらう、見てもらうというところから政策的に始まったわけです。「デジタルアーカイブ」という名前は混乱させられる名称で、デジタル化すれば、アーカイブズ化されるという誤解を産んではいけない。この辺りが曖昧になっている使い方をたまに目にすることがあるわけです。ICA などでも長年、少なくともこの10数年間は、デジタル化やボーンデジタルの問題などに取り組んでいますが、デジタルアーカイブという言葉遣いやその日本での導入のされ方、—この名称は政府の政策に乗った通産官僚が生み出したと言われていますが—アーカイブズとしてそのシステムをきっちり作って残していくということ、記録を未来につなげるということと、デジタル化することは全く別物です。

¹¹ 柴田愛「地域資料館におけるデジタルアーカイブの導入と課題—八潮市立資料館を中心に—」『淑徳大学人文学部研究論集』第8号、淑徳大学人文学部、2023年。

つまり、より幅広く多くの人々にデジタル化を通して資料を利用してもらう、これには大賛成ですけれども、基礎になるアーカイブズのシステムをしっかり構築するという、そのところを全史料協の会員がまず自ら、多くの館で認識をした上で、この問題に取り組んでいただけるとありがたいと思います。

井口：京都府立総合資料館、あるいは京都学・歴彩館というのは、実は複合施設です。歴彩館は英語では“Kyoto Institute, Library and Archives”という名称で、京都学というものを研究すると言っていますが、元の総合資料館というのは、図書館と博物館、そして文書館の3機能を持っていました。現在、博物館機能は外へ出し、歴彩館の中には収蔵庫があるだけですけれど、私はそういうところに勤めておりますので、全史料協の会合に出ているだけではなく、例えば国立国会図書館長が招集する、「国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会」というのが毎年あり、そこにも出席しました。それからつい先年は、世界博物館会議（ICOM）が京都で開かれました。その前年には世界博物館会議の常任委員会が、舞鶴市の引揚記念館で行われて、それにも出席しました。こうして色々なところに顔を出していると、実は地域史料というのはどこでもやっているんですね。この大会の数日前、11月18日に京都図書館大会がありましたが、その時のテーマも、「地域資料の拠点たる図書館へ」でした。

このように、同じようなことを色々なところが様々な形で行っているのですが、色々な場所に出ていると、時々ものすごく面白いことがあります、またショックを受けることがあります。世界博物館会議の常任委員会の報告では、館に来ない人たちにどう呼びかけていくかが我々の主要な課題だということを、常任委員を務めている館長さんたちが言うわけで

す。なるほど、そう言われれば我々もそういう活動にきちんと取り組んで、先ほどのデジタル化の話もそうした活動の一環として考えなきゃいけないのかなと思いました。

このように、別の組織で同じようなことをやっているところとの交流を広げていただくと、面白く、楽しいことを勉強することができる。そういう意味で言えば、一生涯勉強が続けられますので、皆さんも思い切って外に出て行って楽しんでいただきたいというのが1つです。職員だけでなく、ボランティアの人たちにもそうした場にどんどん参加してもらい、裾野を広げていくことができれば、とても良いことなのではないかなと思います。これは年寄りが言うことで、若い人は若い人の受けとめ方で結構ですから、楽しみながら外へ出かけていって、こんなに面白いんだよっていうのを、大いに皆さんに伝えていただければいいのではないかなと思っています。

定兼：先生方は、先ほど「楽しい」というキーワードをおっしゃられました。私は、「楽しい」もあるけれど、みんなが保存してくれて、わかってもらったら「嬉しい」というのもあるのではないかと思います。この大会のポスターセッションで、広島県立文書館の下向井祐子さんが発表されています。資料を修復して、自ら上手くなったら、楽しいんでしょうけど、修復した結果喜んでもらえて嬉しいということも大事なのではないかと思います。そういう「楽しい」「嬉しい」なんていうことを、少々抽象的な話ですけれども、我々は共有していきませんかということ。これは提言というほどのものではありませんけれども、申し上げさせていただきたいと思います。



司会の長谷川伸氏（左）と新井浩文氏（右）

司会（長谷川）：それでは最後に司会の方から一言ずつ、コメントさせていただきます。

司会（新井）：感想になってしまいますが、2点ほど、私の方からコメントさせていただきます。

まず1点は、本日全史料協50年の振り返りをさせていただきました。やはり50年の重みと歴史の深さを改めて皆さんも感じられたのではないかと思います。全史料協がこれからなすべきこと、それを振り返ることができて良かったということです。

また、諸先輩の方々から直接、過去の歴史の話を聞く、非常に重要な機会を設けることができたのではないかと思います。おそらく、今日の座談会は長く全史料協のオーラルヒストリーとして残っていくのではないかなと思います。そういう場を与えてくださった、また御協力をいただいた先生方に改めて感謝したいと思います。

司会（長谷川）：大変貴重なお話を4名の先生方から伺うことができたと思います。特に、「全史料協の事始め」という点では、最初は近世史料取扱講習会における同業者の熱いうねりから始まったということ。それをもとにこの50年続いてきたということで、ここに集まっている皆さんが（相変わらず）、同業同志の熱い思いを持ち続けて参加してくださり、今の

全史料協があるわけです。

さらに、安藤先生からは国際交流のお話もありました。もっと外に、もっと楽しいことがあるよ、という話もありましたが、この流れをさらに続けていくことは、非常に大切なことだと改めて考えました。

全史料協は現在曲がり角に来ております。地方財政の弱体化による機関会員の減少とか、そうしたところから諸々課題が始まっているわけですが、今の状況の中で、次の時代のことを考えていく。そういう全史料協にしていくということに、皆様のお力を結集していく時ではないかなと考えております。

これで第50回の記念特別座談会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

特 別 報 告

石川県能登半島地震による 被災への対応と救済活動

会長／あまがさきアーカイブズ
辻 川 敦
調査・研究委員会委員長／岡山県立記録資料館
杉 山 一 雄
金沢市立玉川図書館近世史料館
宮 下 和 幸

1 会長事務局の対応〔辻川〕

能登半島地震発生後、会員の青木睦さんにアドバイスを仰ぎ、被災資料保全の関係機関と連絡をとった。当面できることは情報共有と考え情報収集に努め、石川県文化財課と連絡を取り、合同会社 AMANE の堀井洋さんらが組織した被災資料対応 WG に参加させていただいた。情報を全史料協サイトに掲載し、会員対象の災害対応メールグループも立ち上げた。2月21日には森本祥子副会長が高岡市立博物館を訪問し、現地の状況をうかがった。



辻川 敦 会長

青木睦さんから被災庁舎内公文書の問題が抜け落ちがちとの指摘があり、また長谷川伸さんから新潟県歴史資料保存活用連絡協議会が市町村に公文書を含む被災資料保全呼びかけ発出との情報を得て、福井県文書館及び富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会（事務

局：富山県公文書館）と連名で被災市町村に被災公文書保全の呼びかけ文書を発出した。

2 調査・研究委員会の対応〔杉山〕

発災の報道を受けて1月2日に機関会員の石川県金沢市立玉川図書館近世史料館、福井県文書館、富山県公文書館に被災状況及び被害対応の要否について照会を行った。それぞれ最大震度5弱～強の地域にあたるが、施設及び職員には大きな被害がなかったとの回答を得たため、今後支援が必要になった場合相談を受けることとした。被害の大きかった石川県能登半島地域については、被災状況や支援に関する情報を得るため、文化遺産防災ネットワーク推進会議の参画団体として、独立行政法人国立文化財機構文化財文化財防災センターの会議等に参加し、情報収集を行った。



杉山一雄氏の報告

支援関連の会議として、2月13日に令和6年能登半島地震被災文化財等救援委員会・被災建造物復旧支援委員会第1回合同委員会が開催され、文化庁が石川県内で進めていく支援事業の概要説明を受けた。3月4日からは毎週開催される能登半島地震被災文化財等救援委員会現地本部週次ミーティングに参加し情報収集に努めたが、4月に入っても被災状況の詳細は不明瞭であった。特に公文書の被

災状況の情報が入手できなかったため、当委員会の林貴史委員が4月24～25日に、石川県内の7市町（珠洲市・輪島市・七尾市・穴水町・能登町・中能登町・志賀町）において、現用文書と平成の合併前の公文書並びにそれらを保管する庁舎の被災の有無について現地調査を行い、庁舎自体には大きな被害はなく、公文書についても被害がないことを確認した。

7月25日には令和6年能登半島地震被害報告会をオンライン形式で開催し、林委員の現地調査報告と、石川県教育委員会事務局文化財課文化遺産活用推進室の安英樹氏から「能登半島地震による文化財等の被災状況とその対応」、文化財防災センターの高妻洋成氏から「文化財防災センターの取り組みと能登半島地震被災文化財等レスキュー活動」の報告をもらい、被災地の状況及び支援事業について会員等と情報共有を図った。被災地ではレスキュー活動が続いていたが、全史料協が会として参加する状況には至らなかった。

地震被害とは直接の関係はないが、被災地での支援事業として輪島市役所の水損資料のレスキュー活動を行った。10月4日、前週末の被災地で発生した豪雨によって、輪島市役所の現用公文書に水損被害が発生し、この対応について、辻川会長を通じて国立公文書館から支援相談があった。これを受けて輪島市役所担当部署と協議し、10月16日～17日に輪島市ふれあい健康センターにおいて、林貴史委員が職員に対して水損資料のレスキュー方法を指導した。水損した分量は多かったが、被害は最小限にとどまっており、指導後は職員だけで対応可能な状況であった。

4月と10月の林委員の調査・支援活動報告については、全史料協のホームページに掲載し、情報共有を行った。

3 いしかわ史料ネットの活動【宮下】

能登半島は大部分が山地である。陸路が限

られるなかで海運が発展した地域でもあり、集落は沿岸を中心に、山あいにも点在している。元日の地震によって道路が寸断され、さらに海岸が大幅に隆起するなど能登沿岸にもかなりの被害が出ており、レスキューやその他支援が難しい状況に陥ったのは、この地形の影響も極めて大きいと推察される。また、発災当初から大手メディアやSNSなどでさまざまな情報が飛び交ったが、現地の状況とは異なる内容もみられ、ときには首を傾げたくなるような情報もあったと記憶している。



宮下和幸氏の報告

さらに、9月の豪雨によってさらなる被害に見舞われたことは、被災者の心を挫きかねないものであった（現在は、予定された仮設住宅が完成し、公費解体も想定を上回る早さで進んでいることを付言しておきたい）。

被害がとりわけ大きかった珠洲市・輪島市と県の拠点である金沢市が100km以上離れていたこと、能登の拠点である七尾市も被害が甚大であり、安全に宿泊できる場所が限られてしまったことが、レスキューやボランティア活動の障害となったことは間違いない。そして、文化財の保全についても危ぶまれるなか、文化財防災センターを中心にレスキュー体制が整えられたことで、レスキューが本格的に進められることになった。

このような経緯のなか、2024年3月1日 いしかわ歴史資料保全ネットワーク（いしかわ史料ネット）が設立され（事務局：金沢大学）、

文化財防災センターおよび被災市町と連携を図りながら、現在活動をしている。

能登地域は、古くは奥郡（珠洲郡・鳳至郡）口郡（鹿島郡・羽咋郡）といわれ、現在でも奥能登（珠洲市・輪島市・能登町・穴水町）口能登（七尾市・羽咋市・中能登町・志賀町・宝達志水町）と表現される。いずれも被害を受けているため、いしかわ史料ネットに依頼があると、現地入りして作業を実施している。

現地での作業は、被災史料を運び出し、一時保管施設まで搬送することが基本となるが、天候に左右されながらもレスキューは継続しておこなわれている。志賀町の寺院文書については、報告者が勤務する史料館に寄贈の手続きが取られ、史料館といしかわ史料ネットが協力して整理がはじまったが、他の一部史料についても、しかるべきときに返却できるよう整理が進められている。

一方で、文化財防災センターが撤退した後のビジョンが不透明であり、自治体が確保した保管施設もいつまで維持できるかわからないこと、また金沢を中心とした文化財行政からの転換（能登にも拠点を置くことが叶うのか）などが、今後の課題になるとおもわれる。

さらに、能登の市町では文化財担当職員が少なく、特定の職員に過剰な負担がかかっていることが危惧され、能登地域の学芸員からも、当初は避難所運営や罹災証明にかかる調査に随行するなど、文化財以外の業務もあり多忙を極めていたとのメッセージをいただいている。また、当該地域の歴史資料に対する専門知が不足しているとの意見もあることから、いしかわ史料ネットとしても、各市町の実情を踏まえながら他団体と連携し、できる限り協力していかねばならないと考えている。

大会テーマ研究会

広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ

大会趣旨説明／基調報告／報告Ⅰ／報告Ⅱ／報告Ⅲ／質疑・総合討論

大会趣旨説明

大会・研修委員会

令和6（2024）年の第50回全史料協全国大会は、第29回大会以来21年振りに宮城県仙台市において、仙台市と共催で開催いたします。この間、公文書管理法が公布・施行され、地方自治体においても公文書管理条例の制定やアーカイブズの設置などの動きが活発化しています。東北地方においては、公文書管理法施行直前の平成23（2011）年3月11日に東日本

大震災を経験し、被災資料レスキューや震災記録の管理・公開などを巡る動きがありました。そうした中で、平成29（2017）年の大仙市アーカイブズの開館を皮切りに、第29回大会時には設置が見られなかった基礎自治体による多様な形態のアーカイブズの設立が東北全体で相次いでいます。そして、昨年7月には東北の中心都市として最大の人口規模である仙台市に仙台市公文書館が開館しました。

第45回安曇野大会以降、地方自治体アーカイブズの現状と課題を共有する大会が続いていますが、これまでも取り上げられてきた単館・複合館といった形態に限らず、公文書

のみに特化した施設や MLA 機能を一体的に備えた施設など、自治体それぞれの固有の経緯に合わせた機能を持つアーカイブズの整備が全国的に広がっています。本大会では、それぞれの地域に寄り添った基礎自治体立の施設を取り上げ、形態に捉われないアーカイブズの「多様なカタチ」について考える大会としたいと思います。

平成の大合併以降の地方財政の縮小などの影響により、文化施設の維持のための統廃合、新たな文化施設を複数の類縁機関と一体的な施設として設置する動きなど、アーカイブズを取り巻く環境は大きく変化しており、アーカイブズを整備する背景も地域によって大きく異なります。東北では近年、様々な経緯によって「多様なカタチ」の施設が生まれており、今後の自治体においては「多様なカタチ」の施設の共存とアーカイブズ資料の共有の在り方を模索することが必須ではないでしょうか。こうした全国的な大きな流れと東北のアーカイブズ設置の動きから、今年の大会テーマ研究会は「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」をテーマに4つの機関から御報告いただきます。

基調報告では、「東北におけるアーカイブズ設置の動向と大仙市アーカイブズの取組み」と題して、この21年の東北地方のアーカイブズ活動を概観し、東北初の市町村アーカイブズとして開館した大仙市アーカイブズの事例を報告いたします。大仙市アーカイブズは公文書と古文書等の地域資料の両方を対象とする単館施設であり、公文書と地域資料の二つの視点から大仙市におけるアーカイブズ活動の成果と課題を共有します。大会テーマ研究会全体の骨子となる東北全体の動きと地域のアーカイブズが持つ課題の提示を担う報告です。

報告①「複合施設としてのアーカイブズー酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組みー」では、今年5月18日に開館したばかりの東北

最新施設であり、MLA 機能を併せ持った施設である「酒田市文化資料館光丘文庫」について、公文書管理適正化と文化施設の統合問題という二つの視点から、公文書管理条例の制定と館設置の経緯及び運営の課題についてお話しいただきます。

光丘文庫は東北三大地主の一つである「本間家」の蔵書を基盤とする文庫で市図書館のルーツですが、元々あった資料館と新たにアーカイブズ機能を統合することで、MLA の機能を一体的に整備した複合施設として東北での先行事例となっています。

報告②・報告③は仙台市のアーカイブズ活動のこれまでの経緯と、これからのアーカイブズ資料の保存・活用の役割分担について、仙台市の博物館と公文書館の取組みを報告させていただきます。

報告②では、「仙台市博物館と市史編さん収集資料」として、仙台市博物館の活動についての御報告です。昭和36（1961）年に開館した仙台市博物館は、市制百周年記念として平成2（1990）年に市史編さん事業を開始し、編さん事業の過程で市の公文書や市内の地域資料の調査・収集を行い、東日本大震災においても地域の資料保全に大きな役割を果たしてきました。また、市史編さん委員会が仙台市公文書館設置の提言を行うなど、これまで仙台市のアーカイブズ活動の中心として長い実績と経験を持っており、こうした活動を振り返り、今後の課題と展望について共有していただきます。

報告③「仙台市公文書館の設置経緯と開館後の取組み」では、令和5（2023）年7月に開館した仙台市公文書館の設置経緯と、開館から1年が経過した館運営の現状と課題についてお話しいただきます。平成30（2018）年から総務部文書法制課設置準備室において公文書の評価選別を開始し、令和2年度から「（仮称）仙台市公文書館運営検討会議」を設置す

るなど、開館前からアーカイブズ制度整備に取り組み、令和5年3月に公文書管理条例を施行して、公文書管理に特化した仙台市公文書館の取り組みがはじまったことで、報告②と併せて仙台市のアーカイブズ活動の全体像が見えてくるのではないのでしょうか。

東北全体の現状と課題についての具体的な4つの報告をとおして、公文書と地域史料という基礎自治体における記録の両輪としての歴史資料をどのように保存・活用していくのか、という日本全体の課題との共通点が浮かび上がると思います。本日の報告と議論の中に、これからのアーカイブズが果たし得る多様な可能性を探るヒントが詰まっているのではないのでしょうか。

本大会では、前回の第29回大会以降の東北全体が辿ったアーカイブズを取り巻く環境の変化を共有するとともに、昨日の研修会を含めて共有された課題がこれからのアーカイブズの在り方を見出す機会となることを期待しています。

文責・説明：蓮沼 素子
(大会・研修委員会委員)

基調報告

東北におけるアーカイブズ設置の 動向と大仙市アーカイブズの取り組み

大会・研修委員会委員／大仙市アーカイブズ
蓮沼 素子

はじめに

平成15(2003)年に開催された全史料協全国(宮城)大会から21年、その間、平成23(2011)年3月の東日本大震災による公文書の被災と災害記録の管理の問題、同年4月から施行された「公文書等の管理に関する法律」(以下、公文書管理法とする)などいくつかの契機を経て、東北のアーカイブズを取り巻く環境は変化の時代を迎えている。こうした中、平成

29(2017)年に東北初の市町村公文書館として大仙市アーカイブズが誕生した。

本稿では、これまでの東北全体のアーカイブズのあゆみと近年の動向を概観し、その中で開館した大仙市アーカイブズの現状と課題について確認することで、大会テーマ研究会全体で示される多様なアーカイブズの事例をより理解するための導入としたい。

1 東北におけるアーカイブズのあゆみ

東北6県のアーカイブズ設置状況は、福島県歴史資料館(昭和45年7月31日設置)を皮切りに、秋田県公文書館(平成5年11月2日設置)、宮城県公文書館(平成13年4月1日設置)と3県において館設置が続いた。その後、しばらくアーカイブズの設置は見られなかったが、公文書管理法施行以降に青森県公文書センター(平成25年12月20日設置)、山形県公文書センター(平成27年11月9日設置)、岩手県公文書センター(令和4年9月30日設置)とセンター設置が続き、これにより東北6県すべてにアーカイブズが出揃ったことになる。

一方で、東北の市町村では令和6(2024)年11月現在、大仙市アーカイブズ(秋田県、平成29年5月3日設置)の開館以降、横手市公文書館(秋田県、令和2年5月2日設置)、仙台市公文書館(宮城県、令和5年7月3日設置)、酒田市文化資料館光丘文庫(山形県、令和6年5月18日設置)と4館が開館したが、6県全体で設置を見た県レベルと比較すれば、東北の市町村全体の僅か4市に過ぎない。

しかし、公文書管理条例制定を見てみると、県レベルでは「山形県公文書管理等に関する条例」(令和2年4月1日施行)と岩手県「公文書の管理に関する条例」(令和4年10月1日施行)の2県であるのに対し、市町村では「秋田市公文書管理条例」(平成26年4月1日施行)、「大槌町公文書管理条例」(平成31年4月1日施行)、「鶴岡市公文書等の管理に関する条例」(令

和3年4月1日施行)、「酒田市公文書等の管理に関する条例」(令和4年4月1日施行)、「仙台市公文書等の管理に関する条例」(令和5年4月1日施行)、「郡山市公文書管理条例」(令和6年4月1日施行)と、館設置より多い6市町による条例制定が見られる。



蓮沼 素子 氏

2 東北のアーカイブズ設置の動向

東北6県及び市町村のアーカイブズ設置及び公文書管理条例制定の状況を概観したが、東北のアーカイブズ設置の動向を2つの視点から分析してみたい。

東北におけるアーカイブズ設置の最初の流れは、情報公開制度に関わるものである。昭和45(1970)年の福島県歴史資料館設置以降、しばらくアーカイブズ設置の動きは見られなかったが、秋田県では昭和53年から情報公開を視野に入れた公文書館設置構想がはじまり、昭和62(1987)年3月13日に「秋田県情報公開条例」が制定された。平成元(1989)年に老朽化した図書館新館との複合施設として公文書館の基本構想を策定、平成5(1993)年11月2日に秋田県公文書館が開館した。それに続き宮城県では、平成3(1991)年に「宮城県公文書館(仮称)建設懇話会」を設置、ここでの提言を受けて平成5(1993)年3月に基本構想を策定した。その中で本格的な情報公開制度との一体的な導入が検討され、「宮城県情報公開条例」(平成11年7月1日施行)を全部改正して、情報公開室(当時)の下部組織として宮城県公文書

館を開館(平成13年4月21日設置)した。情報公開制度の導入とアーカイブズ設置の流れは、東北に限らず全国的なアーカイブズ設置の潮流だったと言える。

しかし、東北では宮城県公文書館の開館以降、未設置県からの視察等があったものの、残る3県及び市町村には波及しなかった。次に東北でアーカイブズに関する大きな流れが生まれたのは、平成23(2011)年以降である。この流れは前半と後半でその様相を異にする。

前半には、県では青森県・山形県で立て続けに公文書センターが設置され、市町村では秋田市・大槌町・鶴岡市で公文書管理条例が制定された。これらの流れは、全国的な潮流である公文書管理法第34条により地方公共団体においても現用からアーカイブズまでの公文書管理の適正化に努力義務が課せられた影響が大きく、県ではセンター設置が進み、市町村では公文書管理条例の制定が進んだものと思われる。

さらに、大槌町の条例化は被災記録の廃棄問題を契機とし、東北で公文書管理の適正化が進んだ背景には、公文書管理法施行直前に発生した東日本大震災の影響が考えられる。

後半になると、前半でセンターを設置した山形県が令和2(2020)年に公文書管理条例を制定して、東北ではじめて条例とアーカイブズの両方が揃った地方公共団体が誕生した。以後、岩手県、仙台市、酒田市、郡山市(令和6年度末に郡山市歴史情報博物館が開館予定)は、公文書管理条例とアーカイブズが同時並行的に整備され、今後もこうした傾向が続くと考えられる。また、施設が備える機能も公文書と地域史料の両方、あるいは他の施設との棲み分けなど、それぞれの地域が持つ背景によって異なり、ハード面でも単館・複合館・総合施設など多様な選択肢が示された。

このようにアーカイブズの設置には選択肢が多様に広がり、そのカスタマイズも地方公

共団体の規模や事情に即して自由に選べる時代になったと言える。こうした時代において、東北初の市町村公文書館を設置した大仙市と、それに続いた横手市は公文書管理条例を制定していない。前述のような東北市町村の公文書管理条例制定の前半の流れと、条例とアーカイブズの両方設置の後半の流れのちょうど狭間に開館しており、課題を残したと言える。

3 大仙市アーカイブズの開館と8年目の現状と課題

次に、具体的大仙市アーカイブズの開館経緯と取組み、及び開館8年目の現状と課題について見ていく。

大仙市は平成17(2005)年3月22日に8市町村が合併して誕生した。継続中であった太田町史編さん事業が完結した平成18年度末に、編さん事業に関わった市民から「収集した資料を未来の子どもたちに残すために、アーカイブズをつくってほしい」という提言を受けた。同時に、8市町村の公文書が旧役場(現在の各支所)の文書庫に別々の方法で管理され、更に職員が大仙市全体を異動することとなり、公文書の検索が困難になった。

こうした中、当時の栗林市長が市民からの提言と市職員による公文書の集中管理に関する提案を受ける形で、「大仙市アーカイブズ構想」(平成23年3月)を策定、さらに、公文書と地域資料を総務課が担当することになり、平成24年度から評価選別を開始した。平成25年度に閉校となっていた双葉小学校の旧校舎と体育館の使用が決定し、公文書館設置に向けて具体化した。公文書館設置懇話会で整備する機能等の検討がはじまり、平成27(2015)年11月には全史料協全国(大仙)大会を誘致するなど機運を高め、平成29(2017)年5月3日に大仙市アーカイブズを開館した。

総務課内に組織され、総務課長の下に館長(再任用)、正規職員(4名)、非常勤職員1名

を置く体制でスタートした。開館の年には専門職1名を採用している。旧市町村役場文書の移管を円滑に進めるため、2年目に非常勤職員を4名に増員したものの、現在は、総務課長が館長を兼ね、正規職員3名、再任用職員1名(週3日勤務)、会計年度任用職員4名(うち1名は週4日勤務)となっている。

主要な業務は、移管公文書・寄贈資料からなるアーカイブズ管理のほか、現用文書管理にも関わっており、また広報普及活動やボランティア活動の支援、施設管理など業務は多岐に渡る。主要業務の大半を正規職員3名で運用しているため、新たに受け入れた資料の整理や公開に予想以上に時間がかかることが課題である。また、古文書の整理・解読を市民ボランティアと協働しているが、高齢化などにより活動自体が縮小傾向にあり、アーカイブズ活動の担い手育成も課題の一つと言える。

アーカイブズ開館と同時に、公文書管理のルールを規則に変更していたが、当初から念頭にあった条例化には至らなかった。開館から8年目にして、大仙市でも「公文書管理条例」制定に向けて検討がはじまり、現在は総務課文書法制班・アーカイブズの双方で協力しながら、先行事例の条文の確認や現用文書管理部分とアーカイブズ管理部分の整合性の調整段階である。今後、庁内、運営審議会等で検討し、令和7年度中の制定を目指している。

同時に、令和4年4月からはじまった電子公文書管理システムが更新時期を迎えており、DX推進課、総務課文書法制班・アーカイブズの三者で現状の課題等を共有し目指すべきシステムについて刷り合わせを行った。次いで、現行システムの課題である、電子公文書の真正性・完全性・信頼性の担保に必要なシステム要件の洗い出しや、ベンダーへの情報提供依頼を実施した。残念ながら、現段階で国際標準を満たす国内システムは存在しないことが懸念される結果となった。最低限の機能要

件と予算との間で調整が必要な状況であるが、大仙市など小規模な地方公共団体では理想の実現は難しく、国内の主要ベンダーのシステム標準が国際標準を満たすようになってはじめて、どの機関でも必要な機能を持つシステムを導入できるようになるのではないだろうか。そのためには、国内ベンダーに対して多くの地方公共団体で電子公文書管理に必要な要件を満たすシステム構築の要望を出していく必要がある。

おわりに

本稿では、東北全体のアーカイブズ制度導入の流れと、大仙市アーカイブズの取組みを取り上げた。これまで東北では、情報公開制度と公文書管理法施行及び東日本大震災という二度の契機によりアーカイブズ設置の動きがあり、特に平成23(2011)年以降、すべての県でアーカイブズが設置され、公文書管理条例制定を含めた公文書管理の適正化に向けて一気に前進したと言える。

一方で、まだ多くの市町村では公文書管理条例もアーカイブズ(機能)の設置も見られないのが現状である。しかし、東日本大震災をきっかけに、条例制定や館設置にまで至らずとも、歴史公文書の保存規定を盛り込んだ多賀城市や、図書館内に市史資料室を設置した岩沼市など、評価選別や保存を進めている地方公共団体もある。

大会テーマ研究会をとおして共有される大仙市・酒田市・仙台市の取組みは、それぞれの規模や公文書管理・歴史資料保存の土壌に合わせた、前例のカタチに捉われない多様なアーカイブズの取組みとなっている。こうした「多様なカタチ」のアーカイブズを繋ぐところが全史料協の役割であり、大会をとおして参加者それぞれが自身の取組みを見直す契機とし、また今後のアーカイブズ設置の参考になれば幸いである。

【主な参考文献】

- 宮城県公文書館『宮城県公文書館年報 平成13年度』第1号、<https://www.pref.miyagi.jp/documents/35829/95835.pdf>
- 蓮沼素子「東北市町村初！大仙市アーカイブズ開館」(『アーカイブズ』第66号、2017年)、<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no066/6564>
- 蓮沼素子「大仙市における電子公文書管理の現状と課題—電子記録の真正性・完全性・信頼性を求めて—」(『記録と史料』第33号、2023年、9-14頁)
- 柴田知彰「開館30周年を迎えた秋田県公文書館」(『アーカイブズ』第90号、2023年)、<https://www.archives.go.jp/publication/archives/no090/14369>

報告 I

複合施設としてのアーカイブズ —酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組み—

酒田市企画部文化政策課 川 島 崇 史
酒田市総務部総務課 池 田 則 雄

1 はじめに

酒田市は、市立資料館、市光丘(こうきゅう)文庫¹、埋蔵文化財整理室及び公文書館の機能を集約・一括管理し、過去にあった酒田の出来事や文化を未来に伝えるための総合施設として、「酒田市文化資料館光丘文庫」を令和6年5月18日に開館しました。

「酒田の先人たちが築いてきた歴史・出来事や文化を継承しながら、市民の郷土愛を育み、新たな地域の文化を創造し、未来へつないでいく」を基本理念(展示方針)として、各館で対応していたレファレンスサービスがワンストップ化され、市民・来館者の利便性が高まります。

酒田市の公文書管理条例制定から複合施設としての開館までの経過と、開館後の取組みや課題について紹介します。

¹ 市光丘文庫は東北三大地主の一つである「本間家」の蔵書を基盤とする文庫で市図書館のルーツ。



報告者の池田則雄氏(左)と川島崇史氏(右)

2 開館までの経過

平成29年当時、酒田市で保存する文書の保存期間は1年・5年・10年・永年の4区分であり(酒田市文書管理規程 令和4年4月1日廃止)、年々永年保存文書が増加する中で市役所本庁舎(当時、建て替え前)の書庫スペースだけでは物理的に収納できず、長年本庁舎以外の外部施設(各種倉庫等)も併用して保存してきました。

そこで、永年保存文書のうち歴史的価値のあるものは公文書館的な場所に集約して保管すべきか、そのスペースはどの程度必要か、また、保存期間は永年を廃止して「30年」の選択肢を加えないと書庫が足りなくなるのではないかといったこと等について内部で検討を始め、永年保存文書の保管場所や分量、そしてそれらの永年保存文書に対して保存年限を設定することとした場合、どの程度になるかの調査を行いました。

調査後の検討において、分散保存されている永年保存文書を集約化するためには、相応の場所を確保する必要があること、文書管理基準を見直し、永年保存区分を廃止して、文書の保存年限は最長30年とすることを確認しました。さらに先進地視察を経て、特定歴史公文書の制度を新たに設けた「酒田市公文書等の管理に関する条例」を令和3年3月に制定しました。

一方、市立図書館については酒田駅前再開発に伴い、駅前地区にその機能が移転するこ

とが決まっており、移転後の市立図書館跡地の活用や、公文書の保存施設の整備といった課題がありました。

これらの課題解決に向け、庁内部で検討を重ねた結果、令和2年11月、図書館跡地に、市立資料館・市光丘文庫・埋蔵文化財整理機能・公文書館機能を集約し、「過去にあった酒田の出来事や文化を未来に伝えるための総合施設」を整備することが決定されました。

基本的なコンセプトは、文化的なものを専門とする市立資料館の機能、記録資料を専門とする市光丘文庫の機能、さらには特定歴史公文書、埋蔵文化財整理の機能を統合し、酒田の過去の出来事や文化を確実に未来に伝え、利便性・提供サービスの向上(レファレンスサービスのワンストップ化)を図ることとしました。

令和3年度から、事務レベルでの施設整備に向けた打合せ会議を行い、レイアウトやスケジュール、予算要求項目等について協議を行いました。令和5年度からは新設された文化政策課が事務局となり、ハード、ソフト両面において調整を図り、令和6年5月18日に酒田市文化資料館光丘文庫(以下「文化資料館」という。)として開館しました。



酒田市文化資料館光丘文庫

3 開館後の課題

文化資料館の運営にあたっては、「人員の配置」という課題がありました。

これまで市立資料館・市光丘文庫には学芸員のようなプロパーの専門職員が配置されて

いませんでした。この代わりに学芸員や教員資格を持っている会計年度職員が調査員として問い合わせやレファレンス、展示を担当して運営されていました。

このような中、文化資料館の開館準備の段階で、人員体制の不足により資料の整理などができていないために、公開できていない資料が多数あることがわかりました。

このことから酒田市では文化資料館の開館に合わせ、学芸員有資格者の専門職員を令和6年度に採用しました。

これは酒田市として責任をもって資料の調査研究を行い、市民へ公開活用を行っていくための専門職員を育成するためです。

しかし、人材の育成は一朝一夕では出来ないため文化財担当課などへの異動を経て、行政の仕事も経験し、幅広い視野を持った専門職員を育成したいと考えています。

また、定期的に日本史や学芸員有資格者を採用し、専門職員の人材育成と文化財行政の発展にも取り組んでいきたいと思っています。



「米と港」をテーマとした常設展示

4 開館後の取り組み

文化資料館では、展示方針に基づき、常設展のほか、年数回の企画展を開催しています。

開館記念の第1回企画展は「日本の中の酒田—来訪者が見た湊町さかたの情景—」として、江戸時代から明治、大正、昭和にかけて酒田を訪れた人々が記した紀行文をはじめ、酒田・庄内の景色を描いた絵や版画など、往

時のにぎわい、湊や町の風景、人々の暮らし、食や文化などを伝える資料を紹介しました。



第1回企画展展示風景

特に、市立資料館と市光丘文庫が統合したことにより、江戸・明治・大正・昭和における来訪者が見た酒田の資料が揃い、4つの時代の酒田の情景を紹介することができました。

第2回企画展は、公益財団法人山形県埋蔵文化財センターが発掘した考古資料と文化資料館所蔵品で構成した「発掘された酒田市の遺跡」を、第3回企画展は、市光丘文庫で所蔵していた県指定文化財を展示した「両羽博物図譜—松森胤保(たねやす)が描いた世界—」を開催しました。

少子高齢化や生活様式の変化により、特に冬場に行われてきた伝統行事や民俗芸能の実施が年々困難になってきており、継承が危ぶまれています。地域の伝統行事等を次世代に継承していくために、文化資料館では「冬の酒田の民俗文化」として、酒田市に伝わる道祖神行事「塞道の幕」展などの年中行事や民俗芸能をシリーズで紹介していきます。

また、特定歴史公文書についても、常設展示ではテーマに合わせて展示するほか、特定歴史公文書を紹介するコーナーも設置しました。

令和7年度は、光丘文庫開館100年と本市の合併20周年の2つの区切りの年です。

市町村合併に関する文書の企画展と、6年度に引き続き「冬の酒田の民俗文化」をテーマにした企画展を開催する予定です。

5 おわりに

文化資料館は、元あった市立資料館と新たにアーカイブズ機能を統合することで、MLA（Museum・Library・Archives）の機能を一体的に整備した複合施設として、東北での先行事例として紹介していただきました。

市立資料館・市光丘文庫・公文書等管理・埋蔵文化財整理の機能が統合されることにより、
○考古・文献・民俗資料、記録資料、特定歴史公文書を一括管理できる。

○レファレンスサービスがワンストップ化され、市民・来館者の利便性が高まる。

○多様なテーマでの企画展示ができる。

○埋蔵文化財整理担当職員、学芸担当職員、調査員、公文書専門員が連携した多様な教育プログラムが展開できる。

という効果が期待されます。これらの取り組みを通じ、酒田の先人たちが築いてきた歴史・出来事や文化を継承しながら、市民の郷土愛を育み、未来へつないでいきたいと考えています。

報告Ⅱ

仙台市博物館と市史編さん収集資料

仙台市博物館 水野沙織

1 はじめに

仙台市史編さん室は、昭和61年に新館がオープンした仙台市博物館の中に、平成2年に設置された組織で、平成26年度に全32巻の刊行を終えるまで活動した。翌年度に博物館で展示・普及業務を担当してきた学芸室を学芸企画室と学芸普及室に改編し、職員が再配置された。学芸普及室は博物館の教育普及事業と共に市史編さん終了から始まった「市史活用推進」事業を担っている。

本稿では市史編さん事業と資料収集、公文

書館への資料移管について報告する。

2 仙台市史編さん事業の発端

仙台市は平成元年に市制施行百周年を迎えた。市史編さん事業は、総務局の市制百周年記念事務局が、昭和20年代～30年代の『仙台市史』刊行後、歴史分野の研究の進展や、周辺市町村の合併及び政令指定都市を目指すなかで市史の必要性を感じ、事業のひとつに位置付けたことにはじまる。しかし、総務局では事業を具体化することができず、平成2年度に博物館業務を担い収蔵庫を備えている教育局博物館に市史編さん事業が移管された。

3 市史編さん事業の方針

戦後編さんされた旧『仙台市史』では、利用された行政文書や数多くの歴史資料や原稿が失われており、公開・活用ができない状態であった。新たな市史編さん事業では、同じ過ちを繰り返さないため、取り扱う歴史の範囲や、合併を繰り返した時期である近現代を充実させるなどの本の構成に関わる内容に加えて、「歴史的事実を明らかにする貴重な資料・文献を収集・採録・調査分析して、その散逸を防止し、郷土の研究と学術の振興に資するものとする」という事業終了後の在り方まで示す方針が盛り込まれた。この方針は市史編さん事業の基本となり、事業収束後の現在に至るまで引き継がれている。



水野沙織氏の報告

4 市史編さん事業の概要

市史編さんは平成2年9月に定められた「仙台市市史編さん委員会設置要綱」に則り、「市史編さん室」と、編さん事業の方向性を検討し、事業全般への指導・助言を行う「仙台市史編さん委員会」、編さん委員会の協議内容に従い、具体的な市史の内容に関する検討や編集・監修を担当する「仙台市史編さん専門委員会」が設置され、その下に「考古部会」「近世部会」などの部会を置き、具体的な本の構成や内容を検討した。

仙台市史は原則として、1巻につき調査分析2年、執筆1年、編集・校正1年の4年で刊行されたが、平成20年度以降は年2巻から年1巻刊行するペースになった。また、平成12年に発覚した旧石器遺跡発掘ねつ造問題、平成23年の東日本大震災による影響によって、改訂版の出版、一部の市史の刊行延期、東日本大震災の市域の被害状況を『通史編 現代2』の巻末に掲載するなど刊行計画や内容の変更も見られた。

5 市史編さん事業の普及活動

市史編さん室では市史編さん事業の普及のため、市史に関する調査研究やこぼれ話などを紹介する印刷物の刊行や講座を実施している。定期刊行物としては、①年1回発行の刊行物『市史せんだい』（平成3年度～令和3年度）、②広報紙『せんだい市史通信』（平成10年～26年度）、市史刊行後に各区版などで再構成して刊行した③『「仙台市史」活用資料集』（平成26年度～令和元年度）がある。

講座としては、市史の執筆者による①博物館での仙台市史セミナー、②市民センターなど外部施設を会場とし、地域と関連するテーマで話す仙台市史講座（旧でまえ講座）を開催していた。市史講座は執筆者だけでなく若手研究者を迎えて現在も継続している。

6 資料収集と調査

編さん事業の主たる業務である資料収集・調査は、最初は執筆者や部会・委員の要望に沿った執筆のための資料収集が中心であったが、後に編さん室が主体となると、「資料を後世に残す」ため、市史の掲載有無にかかわらず、仙台地方の歴史・文化に関する歴史資料に関するの全般的な調査を実施するようになった。

市史編さん収集資料には、実物資料、写真・マイクロフィルムなどの複製資料、刊行物、調査で得られた目録データなども含まれる。

編さん室では、他機関・個人宅での資料調査のほか、資料を借用して整理した上で目録を作成し、写真撮影の後に資料を返却する、という形での資料調査を行っていた。調査後に所蔵者から資料を寄託・寄贈されたり、市の別組織からの移管、古物商等からの購入によって実物資料も収集している。

このような資料調査・収集が可能だったのは、編さん室が博物館内の収蔵庫1室を確保していたからである。しかし、後述する宮城町行政文書の収集に伴って、外部に廃校となった学校の旧校舎を保管場所として確保した。その後、老朽化や取り壊しによって旧市民図書館や旧職員寮などを転々とした。東日本大震災で館外施設が被災したことを契機として文化財課所管の収蔵庫に仮置きしていたが、令和3年度からは文化財課所管赤石文化財収蔵庫を館外収蔵庫として確保して、現在に至っている。

7 公文書の調査と収集

近代資料の収集のため、編さん室ではまず当時の公文書の状況調査を行った。それによると、仙台市では永年保存の文書は原本またはマイクロフィルムにして目録化されていたが、有期限の公文書は原課判断で廃棄や保存されており、個別に確認する必要があった。企業部局は公文書目録の対象外であり、合併

市町村（泉市、宮城町、秋保町）の永年保存と現用文書は引き継ぎされたが、保存期限外は関係部局の判断とされ、旧泉市と旧秋保町については古い公文書はあまり残っていないという情報を得ていた。

その後、宮城町の保存年限満了公文書についての情報が入り、市史編さん室に約1,000箱移管された。大量の公文書のため、外部に確保した保管場所（前述）に移し、選別分類ののち目録を作成した。ほかに合併市町村の行政資料も資料調査の過程で発見されている。また、仙台市民図書館職員の判断で廃棄公文書を保管していたこともあった。

一方、市史編さん室では、永年でない公文書の保存について総務局事務管理課（現文書法制課）と協議し、平成8年度より事務管理課廃棄処分公文書から歴史的な価値と編さん資料として保存に値するもの、サンプル的に意味のあるものを選別して保存する作業を開始した。当時、仙台市には公文書館が設置されていなかったが、実現することを想定し、必要となるだろう資料の収集を行うべきと考えていたのである。

ちなみに前回宮城県で全史料協大会が行われた平成15年度、仙台市では公文書館設立の検討会が行われているが、残念ながら具体化されなかった。市の公文書については、平成27年3月「歴史的公文書」の保存に関しての選別基準が定められ、平成27年度以降、文書法制課（公文書館設置準備室）が選別収集を担当している。

8 仙台市博物館と資料レスキュー

平成23年に発生した東日本大震災での博物館の被災状況、資料レスキュー活動については、報告書『仙台市博物館の資料レスキュー活動―東日本大震災後の取り組み―』（平成26年、仙台市博物館）をご覧ください。ここでは資料保存・収集に関わる内容のみを伝える。

博物館では市史編さん室が中心となり、NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワークや宮城県・仙台市文化財課と協力して被害状況の情報収集・レスキュー活動に従事した。具体的には、博物館職員が仙台市内の歴史資料の被災状況を確認する巡回調査を行った。そこでは所蔵資料の有無や資料の保管の呼びかけ、応急処置、希望があれば借用し保全処置後に資料整理をして返却するなどの対応を行った。資料所蔵者に対して廃棄しないように保存呼びかけの文書も送付している。中には震災前に市史で調査した資料が、中性紙箱に入った返却時の状態でレスキュー時に発見され、大切に保存されていたことを喜んだこともあった。

また、震災資料の収集について、新潟市歴史博物館の中越地震での活動を紹介され、関連部局に被災や復興の過程で作成された文書、モノ、映像などの資料の保存と寄贈を関連部局に呼びかけた。これにより避難所となっていた福室市民センターからセンターに掲示されたチラシなどが博物館に移管されている。

9 市史編さん事業の収束

刊行完了までに数巻を残す状態になった平成21年、仙台市史編さん委員会から市長に「提言書」が提出された。盛り込まれた主な内容は、①市史編さん過程で蓄積された資料と情報の保存活用施設の確保、②調査分析、資料の保管管理を行ってきた市史編さん室の組織・人材の確保、③公文書館の早期設置、である。市史編さん事業で蓄積した資料と情報を後世に引き継ぐためという当初の方針を実現するためのものであった。

しかし、東日本大震災が発生し、市史編さん室では震災対応や資料レスキューの比重が高まり、議論は進まなかった。

市史刊行完了が目前に迫った平成25年、再び市長に対して「提言書」が提出された。ここには、①東日本大震災での被災資料の調査・

保全・活用の継続、②市史編さん事業収束後も継承する組織を博物館内に設置し、仙台市史の活用・普及を図る、③震災関係資料の保存活用、「アーカイブ機能を有するメモリアル施設」の具体化、④公文書館機能を有する組織の整備、震災や復興に関する公文書の収集保存、などが盛り込まれ、当時の市史編さん事業と編さん収集資料の継承からより枠組みを広げ、仙台市の公文書、震災関連資料を含む資料保存・管理にまで言及している。

東日本大震災から1年後、市史編さん事業の年次計画の変更、震災対応で市史編さん事業の成果が大きく役立ったこと、市長の交代といった状況の変化を受けて事業収束後の在り方を提言したのである。

10 公文書館への資料移管

平成27年3月、仙台市史の刊行終了とともに市史編さん室、編さん委員会、専門委員会が廃止された。平成25年の提言書を受け、冒頭に述べたとおり博物館の組織改編が行われ、市史編さん収集資料や市史の普及事業は学芸普及室に継承された。

公文書館は閉校した貝森小学校の旧校舎への設置が決定し、公文書館準備室と博物館で施設の設計、資料や業務移管について協議が始まった。平成30年10月、公文書館準備室との協議の結果（「仙台市公文書館（仮称）へ移動する市史編さん収集資料に関する博物館の考え方の覚書」）、①歴史的公文書（廃棄公文書、市施設・学校からの移管資料など）、②市史編さん資料（近代から現代の資料のうち公文書館で所管が望ましい資料群、将来の市史に活用できる資料）についてのみ、公文書館へ移管することを合意した。令和4年3月に移管資料をピックアップし、公文書に由来する文書群を優先的に移管した（平成26年度までの廃棄公文書は移管済）。しかし、その後、博物館の大規模改修からの再開館業務や両施設の

業務過多、個人情報を含む公文書の収集や学校資料の公文書の選別基準などの公文書館との意見の相違など、様々な理由により移管は滞っている。

11 おわりに

以上、仙台市史編さん室の事業から資料収集、公文書館への公文書や近現代資料の移管までの流れを報告した。公文書館に移管されずに残った近世以前の市史編さん収集資料は、博物館で保存され、展示での活用や収蔵資料データベースでの公開も進んでいる。

また、資料調査の過程で借用し返却した資料の情報（目録、写真など）が存在し、有事の際の手がかりとして活用できることは、先の震災で実証された。普及事業も含めた「市史活用推進」は博物館で継承し、地域資料の調査、伊達政宗文書の悉皆調査・研究が継続されている。市史編さん中と同じ条件ではないが、活用が期待できる資料は博物館の収集方針に沿って収集を続けている。

全国的な世代交代や少子化に伴う個人所蔵資料の保存・継承の担い手不足、収蔵場所の減少、博物館としての資料収蔵スペースの物理的な問題は抱えているが、市史編さん室の使命であった資料を散逸させず保存・活用してこられたのは、市史編さん事業の当初の方針である資料調査・収集、散逸防止に基づき、歩んできたからだと考える。課題は多いが、今後も方針に基づき市史収集資料の保存・活用と移管を進めていきたい。

【主な参考文献】

- ・『仙台市史編さん事業報告書—仙台市制百周年記念事業—』（平成28年、仙台市博物館）
- ・「特集 歴史資料の保存・活用と自治体史編さん事業」『市史せんだい Vol.30』（令和3年、仙台市博物館）

報告Ⅲ

仙台市公文書館の設置経緯と
開館後の取組み

大会・研修委員会委員／仙台市公文書館

多 田 夢 大

大会・研修委員会委員／東北大学史料館

加 藤 諭

はじめに

本報告では、仙台市公文書館の概要や設置経緯、開館に向けて設置された「仙台市公文書館運営検討会議」の内容や今後の課題等について、ご報告いたします。



加藤諭氏(左)と多田夢大氏(右)

1 仙台市公文書館について

(1) 設置目的

「仙台市公文書等の管理に関する条例（以下「条例」という。）」に定めており、「歴史的公文書等の適切な保存と市民利用のため」に、設置されました。

(2) 施設概要

住所は仙台市青葉区貝ヶ森、平成26年度に閉校した旧貝森小学校の校舎を改修して利用しています。土日祝日等を除く朝9時から夕方5時まで開館、RC造りの地上5階建てで、2階から4階が書庫となっています。1階は閲覧室や展示室、休憩室といった一般の方が自由に利用できる部屋のほか、事務室や作業

室等、職員の執務室が設置されています。

職員は館長含め事務職員4名、学芸員5名の計9名で、令和6年度現在認証アーキビストの資格を持つ者はありません。目録システムには約15,500点の文書が登録されており、合併前旧自治体のものを含む公文書や旧公図、刊行物等を保存、市民利用に供しています。

(3) 設置までの経緯

市政施行100周年を記念した市史編さん事業に関連し、編さん委員会より、平成21年と25年の2回、公文書館設立に向けた市長への提言書が提出されました。そこで平成27年3月、編さん事業の終了に合せて「歴史的公文書の収集選別基準」が策定され、歴史的公文書の選別が始まりました。同時に施設の設置も検討され、平成29年2月、旧貝森小学校校舎を利用した公文書館設置が決定しました。

平成30年度に公文書館設置準備室が設置され、令和2年7月、有識者等の方からなる「仙台市公文書館運営検討会議」による、館の運営や文書選別等に係る検討が始まりました。9月には校舎の改修工事が開始、令和3年7月に竣工しました。令和3年度、仙台市公文書館目録システムの構築が始まり、令和4年6月に完了します。同年11月には、本庁舎にあった公文書館設置準備室が館内に移転しました。当初、開館は令和4年度の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応により、令和5年度に延期されました。その結果、開館後の予定だった条例制定が開館前となり、公文書館の設置根拠である条例と施設そのものを同時に備えられました。

以上の経緯を経て、当館は令和5年7月3日に開館しました。開館前後には、平成27年制定の歴史的公文書の収集選別基準を改訂した「仙台市歴史的公文書選別基準」や選別基準のガイドライン、「歴史的公文書の利用決定における審査基準」も策定されました。

(4) 主な事業内容

設置目的と同様条例で定めており、「歴史的公文書等を保存し、一般の利用に供すること」、「歴史的公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと」、「歴史的公文書等の普及活動に関すること」の三つです。

一つ目の歴史的公文書の保存・利用には、選別・移管、整理・保存、利用の各段階があります。選別の際は基準を基に文書作成課と当館が協議し、選別された歴史的公文書を当館に移管します。なお、当市では令和6年9月に新文書管理システムを導入し、保存期間満了後の措置が廃棄と移管のどちらになるか、あらかじめ登録するレコードスケジュールを開始しました。これまでは保存期間満了時に選別していましたが、今後は文書ファイル登録時にレコードスケジュールを当館で確認、必要に応じて文書作成課と協議を行います。

移管された歴史的公文書は永久保存に向けて、燻蒸処理や補修作業を行います。作業完了後、管理番号を付与し目録に登録、当館2階以上の書庫に保存されます。

保存文書の利用希望者は、目録システムにて希望の文書を検索し、利用請求書を提出します。請求がありましたら当館で文書を審査し、利用の可否を決定し通知を送付します。その後、当館にて閲覧されるか、遠方の場合など写しの交付を希望される方には、必要額を納付いただいたのちに写しを送付します。なお、刊行物や公図など、最初から一般の方々をご覧になることを想定している一部の文書は、審査不要ですすぐにご利用いただけます。

二つ目は、歴史的公文書の調査研究です。現時点では研究発表の実績はありませんが、学芸員が中心となり、調査対象文書の選定等をすすめています。年報等の発行に併せて研究内容の発表も行う予定です。

三つめは、歴史的公文書の普及活動です。当館展示室等にて、歴史的公文書のレプリカ

や、条例や当館設置経緯のパネル等を展示しています。開館時には記念式を行い、市政だよりや市のHP等へ掲載いたしました。

(5) 特色

当館の特色を三つご紹介します。一つ目は、元小学校ということです。2階から4階はトイレも含めた全部屋を書庫に転用しています。元々教室であり、開口部や窓が大きく日光による文書の劣化や温度管理が懸念されました。そこで廊下側の窓は全て塞いで壁とし、ベランダ側には窓の内側に内壁を設置し直射日光を防ぎ、全部屋に空調を取付けました。また、元の給食室には食材搬入口と給食搬送用の小荷物昇降機がありましたが、改修を経た現在、移管文書の搬入口と、上階の書庫へ文書を送るための昇降機として活用されています。

二つ目は、仙台市公文書館目録システムです。当館は市内中心部から離れた立地のため、設置決定当初から来館せずに所蔵文書を調べられる必要があると指摘がありました。そのため開館準備と並行してシステムを構築、開館時点で約8,500点の文書を登録、公開しました。同システムは文書分類等での絞込やフリーワード検索が可能であり、検索した文書はシステムから直接利用請求が可能です。

三つ目は、東日本大震災に関する文書の取扱いです。被災自治体として、関連文書の保存は責務です。一方、震災関連の文書は膨大で、全量保存はアーカイブズとして非現実的でした。そこで、運営検討会議の議論もふまえ、東日本大震災に関する文書の選別に特化したガイドラインを策定しました。また、当初は震災関連文書の基準として考えられましたが、他の文書にも当てはまるとして、全ての文書の選別基準とされた考え方もあります。例えば、個人情報为主体で同種の物が大量に存在する文書です。震災関連文書としては、り災証明の発行依頼書や給付金申請書などですが、

このような文書は一部をサンプルとして保存しつつ、原則として選別対象としないこととしました。東日本大震災に関する文書を整理することで、歴史的公文書全般に対する仙台市の考え方も深まりました。

2 仙台市公文書館運営検討会議について

公文書館の設置に向けて、学識経験者等、有識者の意見を聞き取ることを目的に設置されました。委員は国立公文書館や近隣公文書館の職員、学識経験者等の5名、座長は東北大学史料館准教授（当時）の加藤が務めることになりました。令和2年7月から開館までの約3年間に9回の会議を開催し、歴史的公文書の収集選別や利用の基準、東日本大震災に関する文書の選別ガイドラインや館内展示の内容等、多岐にわたる検討を行いました。

会議の進め方については、反省すべき点もあります。当館の改修工事に係る設計は令和元年度に完了しており、検討会議設置の2か月後には工事が始まりました。そのため、施設のハード面についての意見を設計内容に反映することができませんでした。また、当初開館後に制定される予定だった条例については、会議の所掌事項に規定されておらず、関連する議論は条例の中間案を確認するにとどまりました。もし所掌事項として想定できていれば、市の公文書管理全体についてのより深い議論も可能であったと思います。

このようにいくつか反省点がありますが、検討会議にて議論した内容、委員からの知見は、仙台市公文書館運営の基盤に資することになったと思います。

3 開館後の状況

開館から令和6年9月30日まで、来館者は延べ317名、利用の申請があった文書は延べ529冊です。展示室では、常設展示として市政施行から政令市指定までの約100年間につい

て、所蔵文書のレプリカやパネルを展示しています。併せて企画展示として、市政トピックスに絡めた所蔵文書の展示を行っています。例えば、進行中の市役所本庁舎の建て替えに絡めた過去の本庁舎の図面の展示や、令和6年10月の地下鉄南北線の新型車両導入に合せた、地下鉄開業時の工事写真や駅舎デザインの展示等です。その他、本年は東北大学大学院の認証アーキビスト養成講座で多田がゲストスピーカーとして講義を行い、内閣府のオンラインフォーラムでもお話しする機会をいただきました。また、開館以降自治体等の視察を11件受け入れております。

4 今後の課題

当館及び仙台市の文書管理における課題について、三つご報告します。

一つ目は、電子公文書の保存やデジタルアーカイブへの対応です。令和6年9月に庁内の文書管理システムが新しくなり、電子文書での起案・決裁が主となりましたが、歴史的公文書としての電子公文書の保存・利用の方法は未確定であり、大きな課題となっています。デジタルアーカイブも、当館の立地を考えますと、来館せずに所蔵文書を閲覧できれば利用者の利便性は大きい向上すると思いますので、必要な機能と考えています。

二つ目は、歴史的公文書に関する調査研究及び発表です。当館の主な事業として条例にも記載されていますが、開館から約1年、現状は保存や利用への対応が主となっており、重点的に取り組めてはおりません。現在、5名の学芸員が分担して検討を進めており、今後年報等で発表してまいります。

三つめは、当館の認知度向上、利用促進です。公文書館の存在意義は利用実績のみで語られるべきではなく、歴史的公文書を後世に残すこと自体が重要であると認識しつつも、市民の財産である歴史的公文書の存在を周知し、

潜在的に利用ニーズを持つ方にいかに使っていただくかは、重要な課題であると考えます。当館の立地からして目的の文書を探す方以外が立ち寄る場所とは考え難いため、近隣アーカイブズ等と連携した外部展示等を実施し、認知度の向上を図ります。

おわりに

本報告の執筆時点において、当館は開館から約1年5か月を経過したところです。まだまだ知識経験共に不足しておりますが、本報告が全国のアーカイブズ関連施設等にとって、わずかなりとも参考になりましたら幸甚です。

大会テーマ研究会

質 疑 ・ 総 合 討 論

【登壇者】

川島 崇史氏 (酒田市企画部文化政策課)
池田 則雄氏 (酒田市総務部総務課)
水野 沙織氏 (仙台市博物館)
多田 夢大氏 (仙台市公文書館)

【司会・記録】

加藤 諭
(大会・研修委員会委員、東北大学史料館)
蓮沼 素子 (同委員、大仙市アーカイブズ)



司会の加藤諭氏(右)と蓮沼素子氏(左)

司会(蓮沼・加藤)：大会テーマ研究会総合討論を始めます。司会を務めます、大会・研修委員会委員で大仙市アーカイブズの蓮沼です。

同じく東北大学史料館の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。質問票を整理しながら討論を進めて参ります。

司会(加藤)：いくつか質問票がきておりますので、それぞれの報告への質問にご回答いただいて、それから全体に関わるような議論に展開していきたいと思います。基調報告をされた蓮沼さんに質問が来ております。「アーカイブズの多様なカタチ」を紹介していただきましたが、その多様なカタチの「アーカイブズ」という場合、どのような定義や設定を使用されているのでしょうか。アーカイブズの多様性というものを考えるために、もう一度説明していただければということです。

蓮沼：大会テーマを決める際に、東北、特に仙台市で開催するということ、仙台市が博物館と公文書館がそれぞれ違う経緯で地域資料や公文書を収集してきた、あるいは公文書管理条例を制定し公文書管理を中心としてやっていくという流れがあり、それぞれ役割分担をしているということが前提でした。また、前回の宮城大会の際にはなかった市町村公文書館の事例を報告するというので、東北には大仙市のような単館、仙台市のように博物

館と公文書館でそれぞれ役割分担している、酒田市のような総合館もあるということで、施設としての見た目が違うということが一つ。とは言え、持っている機能が同じかと言えば、それぞれ自治体の事情、整備する範囲や財政状況など、同じように見えても、自治体によって中身としての機能もそれぞれなのではないか、ということが出発点でした。

次に、どの自治体に報告していただくかを考えたときに、ここ数年、公文書管理条例の制定、あるいは公文書館の設置が進んでいる中で、もう一つの特徴的な館として酒田市が総合施設として開館するという情報を得ました。その中で歴史資料や古文書を保存・公開していた光丘文庫や歴史資料館、あるいは文化財の保存の機能を新たな公文書館機能と一体的なものとして整備していくと聞いたときに、また東北で新たな「カタチ」のアーカイブズが生まれるなど感じて、さらに郡山市でも博物館の機能と公文書館あるいは情報館の機能を一つの施設とする、それも一つの組織で運営するという話を聞きました。新たな「カタチ」の潮流が生まれてきたなと感じました。今回、ご報告いただいた事例だけが特殊なものかということ、全国を見まわしてみますと、館としての形態の違いもあれば、内容として違う機能というのが見えてくるなと思いましたので、その全体を考える機会になるのではないかと、しかも市町村で動きが活発化していますので、テーマとして「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」としました。多様というのは、見た目、施設の形態ということもありますし、機能という目には見えない「カタチ」ということもあります。私の報告の中で紹介した、まだ館としても公文書管理条例としても見えてない自治体でも、実はアーカイブズ活動をやっているという「カタチ」もあって、そういう意味での「多様なカタチ」ということです。答えになっているか

わかりませんが、制度的な、機能的なものもあれば、見た目の、館の形態というものもあって、いろいろな意味でのアーカイブズを、今回、「多様なカタチ」と表現しています。

司会（蓮沼）：続いて酒田市にいくつか個別の質問が出ています。酒田市の文化資料館光丘文庫の組織上の位置付けを教えてくださいというご質問です。

川島：酒田市文化資料館光丘文庫は、組織上は文化政策課に属していますが、公文書に関しては、池田がおります総務課の担当となりますので、二課に跨っている状況です。総務課の池田は文化政策課の兼務職員になっていて、文化政策課の仕事もできますし、文化政策課の文化財係長も総務課の兼務で、総務課の仕事ができるという形で、各係長が兼任しながら運営しています。

司会（蓮沼）：もう一つ酒田市への質問で、文化資料館での公文書の保存や体制づくりの中で、市民との協働の予定についてです。

大仙市の中でも、地域資料を整理する際にマンパワーが足りないということで、市民ボランティアの皆さんに資料の解説や目録整備のお手伝いをしてもらっていますが、酒田市ではそうしたことをご検討されていますか。

池田：公文書の整理を市民と協働するということですか。現状としてはないのですが、酒田市では公文書が膨大な量で、それが庁内のいろいろな建物に散在していたので、これを一手に集約して、専門の職員2～3名で3年がかりで整理しました。すべて目録化されて、ホームページにも公開されています。これから、実はこんなところに公文書があるということや、歴史公文書を、例えば展示などに有効活用する、さらにはもっと違う周知の方法があるのかなと思います。その際に、市民の皆さんの力を協働という観点で取り入れていく。とてもいいアイディアだと思います。

司会（蓮沼）：公文書だと個人情報の問題もあ

って資料の整理にボランティアの力を借りるにはハードルがあるのかなと思いますが、今のお話だと展示などでお手伝いいただけるんじゃないかということですよ。



川島崇史氏(左)と池田則雄氏(右)

池田：そうですね。展示などで広く市民の方に歴史公文書に親しみを持っていただきたい、存在を知っていただきたいと思っています。当時は市役所が作った公文書であっても、今保存されているということは、市民の共通の財産になっていると思います。ですから市民の皆様のお力を得ながら、また何か新しい方法があるのであれば、それを新しいアイディアとしたい。とても素晴らしいことだと思います。いい気づきを得ましたね。

司会(蓮沼)：仙台市博物館では、市史編さん室時代に公文書の評価選別や保存整理をされていたと思いますが、職員のみですか。

水野：評価選別の指針はなかったように思いますが、その時は、再任用で編さん室に勤めていた元教員の先生方が廃棄リストを見て目星をつけて、アルバイトにも少し選ばせていました。先生方の指導で、あれ持っていくって、箱に入れて、というような形で、みんなで選んでいた記憶があります。今のように選別の基準ははっきりしてなくて、大変でした。

司会(蓮沼)：実は私が初めて公文書の評価選別を体験したのが仙台市史編さん室で、先生方について行って、何もわからない状態で、どの公文書を選ぶかというのを見ながら手伝

った時のことを思い出しました。

司会(加藤)：次に仙台市博物館への質問です。市史編さん室で集めた資料は、全点把握している状況で、その中で仙台市公文書館との移管の協議というのが進んでいるのかどうか、この辺の体制についてお伺いします。

水野：担当に任せているところがありますので、私が全点把握をしているわけではないということを最初にお伝えします。編さん室の長い歴史があってです。移管するに当たって、公文書館に移管すべきものを選ぶときに、私たちは資料群で見っていくので、資料群の中で性格を分けて、公文書館に移管した方がいいもの、特に近現代資料ですね、市史編さん収集資料の中にも、家わけのものもありますし、公文書もあります。そういったものを、資料群ごとに見て行って、これは移管したほうがいい、移管しないほうがいいというふうに決めているので、ある程度目録ができていて、把握できているということになります。

ただし、市史編さん収集資料といっても、完結した平成26年度以降も少しずつ増えているので、それを含めると全点把握とは言いがたいところもあるかもしれません。

司会(加藤)：多田さんにもお伺いします。近代以降の公文書に関しては、仙台市公文書館の方に移管する方向性になっているのですが、水野さんの報告の中でも、移管協議に少し時間がかかっているということでしたが、市史編さん事業で収集された資料の移管点数、分量の把握で、ハードルがあるのかどうか、わかる範囲で教えてくださいませんか。

多田：博物館から公文書館への移管については、公文書館も市史編さん事業に使われた公文書という認識のもと、基本的に移管を受け入れていく方向性に齟齬はないと考えています。

一方で、分量的な部分はまだ把握しきれていません。先ほど水野さんの話にもあった資料群単位で全数移管しますとなったときに、

実際の1冊が、例えば十頁なのか、極端な話、百頁なのか、千頁なのかという単純な分量や、その形態・形式の問題で、市史編さんに使われたものであっても公文書に当たるのかということも含めて、当館で保存していく上でどのような形で保存できるのかなどの検討事項も出てきます。そういったことも含めて、認識のすり合わせをしている状況です。

司会（加藤）：関係する質問が続きますが、この編さん資料の中に、市史編さんなので、当然行政や個人以外にも、例えば企業などの民間資料ですとか、仙台市史とは言え県の高校や教育施設などに関する資料も入っているのではないかと思います。そういった資料もあるとすれば、行政・個人以外の企業の文書や、仙台市内に位置する県の教育機関のような資料の扱いはどうしているのか。あるいは仙台市公文書館との移管協議の中で、何か今課題になっていることはありますか。



水野 沙織 氏

水野：移管しようと思っている資料には、県立のものはないと思います。ただし、市立の高校の資料はありますので、市の施設の学校関係の資料の移管は考えております。その他、市の議員を務めた方とか、宮城県選出の参議院議員の資料などもありますので、確かに難しいところがあります。市の作った公文書ではないにしても、公的な意味合いを持つものは、博物館でもなかなか活用が難しい。展示以外でも、デジタルで公開することが求めら

れていますが、公的な資料は市史編さん収集資料として公文書館に移管を考えています。私たちの前の前の代ぐらいに、そこで合意を得て進めていくことになっています。

司会（加藤）：民間資料、例えば企業の資料は、市史編さん資料に含まれていますか。

水野：民間資料も含まれていますが、あまり移管の対象にはなっていません。基本的に江戸時代の資料や、個人の家に伝わった資料などは古文書が含まれているので、博物館で管理をしようと考えています。

司会（加藤）：近代以降の企業資料で対象となるものはなかったということですね。

水野：そういったものも一つはあります。

多田：これについては、所有者への寄贈の意思確認を博物館でしていただいた上で、当館に移管していく方向で検討が進んでいます。

司会（加藤）：次に、東日本大震災に関連した市史編さん事業の話を研究報告2でされていたと思いますが、震災対応において、市史編さん事業の成果が役に立ったという事例があったかという質問です。

水野：成果として、編さんしたもの、地域の歴史というのがすごく大切にされる中で、昨日の佐藤大介さんのお話にもありましたが、震災でその地域の歴史そのものが失われてしまったという時に、仙台市史の記述があって過去をたどることができるなどといったこともあります。また、市史の歴史も長くて、調査・借用で市民との関係を築けておりましたので、資料レスキューのときに連絡を取ることができた、そういったことで成果が生かされたのではないかと思います。他にもたくさんあるとは思いますが、私が今思い浮かぶところではそのくらいです。

司会（蓮沼）：東日本大震災の話が出ましたので、震災に関連する仙台市公文書館への質問を続けたいと思います。震災に関する公文書の選別では、量としてどの程度廃棄すること

が決定していますかという質問です。

多田：東日本大震災に関する公文書の選別そのものが、すべて完了していませんので、あくまで現状になりますが、罹災証明書の発行や給付金の申請などに関する個人情報が主で、ちょっとした倉庫、資料部屋2部屋ぐらいがダンボールでいっぱいになる量があったと聞いております。そちらは現状、例えば区役所からそれぞれ何部ずつというような形でサンプル収集を進めた上で、基本的に廃棄する形で検討を進めております。

ただ東日本大震災に関する公文書で、特に歴史的公文書に合致するであろうと思われる保存年限が10年以上の公文書については、まだ保存年限が満了していない、あるいは保存年限を延長しているという状況ですので、選別の本格化はこれからだと考えております。

司会（蓮沼）：報告で加藤さんから東日本大震災の評価選別に合わせてガイドラインを作ったというお話があったと思うのですが、多田さんの報告の中では、それが他の評価選別のガイドラインとしても活用できるという話でした。例えば近年のコロナの記録や、昨年も今年も大雨で、秋田市や酒田市でも被害があり、災害は年々増えてきていると感じますが、災害やコロナなどの記録を仙台市や酒田市はこれからどうしようと思っていますか。特に仙台市ではガイドラインをどのように他の災害記録に活用していくかというところを教えていただければと思います。

多田：新型コロナウイルスに関連する公文書については、本日の資料にはつけていないのですが、ガイドラインの別紙の2というものがあります。本日つけているのがガイドラインの別紙の1と東日本大震災に関する別紙の3で、別紙の2で新型コロナウイルスに関連する公文書について個別のガイドラインを作っています。個別のガイドラインを作る際にも、考え方の大元には、東日本大震災に関す

るガイドラインを作った際、あるいは全体のガイドラインそのものを作る際に検討いただいた内容を基にして作った経緯があります。基本的には災害がないのが何よりですが、万が一そういう事態があった際には、同じ考え方のもとで選別のガイドラインや今ある他のガイドラインに則って選別を進めていくことになると思います。

池田：酒田市では、歴史公文書の選別基準を設けています。例えばその中には、住民生活に大きな影響を与えた案件にかかる公文書や災害に関する公文書、こういったものは、基本的には歴史公文書として長く保存しようとしています。コロナであれば、ワクチンの接種、そのワクチンを接種するための会場の確保、先生との調整、役所内部の対策本部では何十回も会議を開きました。酒田市でも、今年の7月に大雨災害に見舞われ、その際も災害対策本部を立ち上げました。災害対策本部の公文書や刻々と変わっていった救助に関する記録の公文書、こういったものがあります。住民の生活に多大な影響を与えた、あるいは災害における活動が克明に記録されているので、こうした公文書は後世に残していくべき公文書だと考えています。

司会（蓮沼）：大仙市も開館の年（平成29年）に大雨に見舞われまして、雄物川・淀川の氾らん等があったのですが、最近では集中豪雨による災害が起きている状況があって、その記録をどう作成するか、あるいはその記録の評価選別をどうするかという問題に直面しています。大仙市でも、どこまで評価選別で移管とするのかというのは難しく、先ほど東日本大震災で大量にある中ですべて移管というのは難しいということで、大仙市の評価選別の基準でも、災害の記録を移管することにはなっていますが、1年保存から30年保存まであるわけで、30年保存や10年保存という長期保存文書は移管しますが、池田さんがおし

やったように、刻々とした記録というのは案外1年保存だったりするわけですね。そういうものをどのように拾っていくのかというのは、その基準を明確化することが重要だなと感じています。仙台市ではガイドラインをきちんと作っているという話を聞いて、ぜひ参考にしたいと思いました。

続いて仙台市公文書館への質問です。旧貝森小学校校舎を改修して公文書館を整備したとのことですが、改修工事の財源はどうしましたか、補助金等の財政支援を活用しましたか、ということですが、いかがでしょうか。

多田：仙台市公文書館の整備の財源としては、公文書館の施設整備債といった債権、市債を発行して対応したと聞いています。一般財源からおおよそ全体の整備費用の2～3割弱、7～8割弱ぐらいが特別債を発行した上で対応したという形です。

司会（蓮沼）：次に、仙台市公文書館の利用請求は職員5名で対応できていますか、内容調査は間に合っていますかという質問をいただいています、具体的な業務の進め方についてお答えいただければと思います。

多田：当館の場合、利用請求いただきますと、まず5名いる学芸員で内容の確認を割り振りをして行います。その確認が終わりましたら、私を始めとする事務職員3名の方でその内容についての適否を判断し、最終的には総務部長決裁を経て利用の可否、全部利用か一部利用か、もしくは利用不可かを決めるという流れです。基本的には、利用請求いただいた日から2週間以内、実質的には10営業日以内に利用の可否をご連絡するという形です。量が多いなど期間的に難しい場合には、60日までの延長ができると定めています。これまで60日まで延長した事例は何件かありますが、大多数の利用請求につきましては2週間以内に利用可否の決定ができています。これまでに全部利用不可にしたことはありませんので、

全部利用か一部利用不可、一部利用可というような形で決定しています。



多田 夢大 氏

司会（蓮沼）：大仙市も利用申請が来た際に審査するわけですが、今のところ大きな案件にはなっていませんが、審査をして非開示とした場合に、不服申し立ての制度があると思うのですが、仙台市では審議会みたいな形で、不服審査をするということでしょうか。

多田：全部利用不可もしくは一部利用不可で黒塗りになっている部分に対する不服申し立てをいただく際には、仙台市には公文書管理・情報公開審議会があって、加藤さんにも審議会に入っていていただいております、有識者5名から成るその審議会への諮問を経て決定するという形になっています。

司会（蓮沼）：酒田市でも利用請求があると審査を行うと思いますが、その際のプロセスや、不服申し立てが起きたときにどうされるか、教えていただければと思います。

池田：概ね一緒です。コピーが欲しい、あるいは閲覧したいという請求があれば、スタッフにお申し出をいただいて、個人情報があるかどうかのチェックをします。少し時間がかかりますので、概ね同じような期間かと思います。実績はありませんが、不服申し立てに当たっては、その審査機関があります。

司会（蓮沼）：仙台市では利用決定を部長決裁までするというので、すごく丁寧な確認をされていて、大仙市は反省するところです。

公開・非公開判断をアーカイブズの中で決定していますが、間違った判断をすると個人情報が拡散するという問題もありますので、今の質問で公文書の利用審査にはまだまだ課題があるな、と思いました。

次は、仙台市・酒田市の両方に質問したいのですが、公文書館業務の専門性確保のために、人材育成についてどのような計画をお持ちですか。一般事務職の人事異動について特別な配慮がありますか。

多田：仙台市に関しては、まず人事異動にしまして、全く専門ではない私が館長を務めていますので、完全に配慮されているということは言いがたいかなと思います。ただ、私もアーカイブズについて専門的知見は全くなかったのですが、大学では日本史を専攻しておりましたので、関連する分野に触れたことがないというわけではないのかなと思います。開館してまだ2年目ですので、私も開館時に続いての2代目の館長ですので、まだ事例が少ないので配慮があるかどうかの正確なところまでは判断できない部分もあるかと思っています。

前段の専門性確保に向けた人材育成ですが、仙台市公文書館として単独でできることは限がありますので、国立公文書館主催のアーカイブズ研修などを学芸員や事務職員が受講しています。外部の研修を活用して専門性の確保に努めていく必要があるかと思っています。

川島：酒田市も、専門性の確保に関しては、仙台市と同じような形で、学芸担当職員には古文書の勉強を外部の人から教えていただきながらやっています。また、文化財関係のことも学んでもらいたいので、県主催、国主催の文化財に関する研修などを受講しながら専門性を確保していければいいと考えています。

人事異動については我々も非常に難しい。酒田市では配属が3～5年で変わります。ただ今回は一応学芸担当という形で採用してい

ます。埋蔵文化財の関係で1人、併せて専門の職員が2人いますが、埋蔵文化財の方は、文化財保護上で発掘関係を必ずしないといけないので、この職員は、異動はほとんどないと思います。学芸担当職員に関しては、ただ学芸だけをやるわけではなく、いろんな部分を知ってもらいたいということで上司と今話しているところでは、5年ぐらい経ったら文化財係に異動してもらって、文化財行政を担当してもらいたいです。将来的に10年、20年経った後には必ず主任、係長、主査、補佐、そしてその上の課長までというキャリア形成がありますので、学芸だけでキャリアアップというのは難しい部分もあります。酒田市としては、行政の最低限のことは覚えていただかないといけないので、5年ぐらいで文化資料館と文化財係に、もちろん文化資料館から福祉系に行くということはしないで、あくまでも関係組織で回ればいいかなというのを人事担当と話していたところです。それに合わせて、その代わりの学芸員、あるいは学芸員として採用は難しいにしても学芸員資格を持っている職員はいっぱいいますので、そうした職員を育成していく。文化財課だけでも7名中5名が学芸員資格を持っていますが、実際現場に出たのは私だけなので、現場にも出していかないといけないかなと思っています。学芸担当としての仕事もいろいろあります。展示もあれば、保存もありますので、現場も体験させないといけないと思っています。こうした人事のことは、来年か再来年以降にはそういう形にしていきたいと思っています。

司会（蓮沼）：酒田市では学芸員を初めて専門職として採用されたという話でしたが、大仙市も実は私が専門職で採用された初代だったので、酒田市の報告でもありましたが、大仙市でも採用枠として今まで専門職がなかったので、一般行政職の枠内で私も採用されていて、異動も含めて今後どういうふうになるの

か不透明なところでは。そういう中で専門性を維持していく、あるいは行政の中で専門職を育成していくという問題がどの自治体でも課題になっていると思います。専門職を採用すること自体ハードルが高いということも事実としてあると思いますので、仙台市と酒田市がこれからやろうとしている専門職の維持や育成という部分について、自治体全体で取り組まなければいけない課題だと思いました。

司会（加藤）：それでは全体への質問に開いて議論を深めていきたいと思います。今回の報告の中で、例えば仙台市では電子記録の新しいシステムの運用が始まった、あるいは大仙市アーカイブズでは、電子記録管理の、特に現用公文書の方のシステム要件について、仕様のところで調査を進めてこられたという話をされていました。これに関して複数の質問がありますので、まずは蓮沼さんからお答えいただければと思います。大仙市のシステム構築に向けた電子記録管理の要件は、どのように設定されたのかをお伺いします。

蓮沼：自分の報告の中で話そうと思って用意していたのですが、大分端折って話してしまいましたので、ご質問いただいて説明できることを嬉しく思います。

令和7年末で現行システムが更新時期を迎えるため、国内5社に情報提供と概算見積もりを依頼したわけですが、その際に電子記録管理の要件を、できるかできないかという形でエクセルの表を作って投げたんです。基本的には私の方で勉強していたMoReq2010をベースにして、MoReqではカバーできていない部分もあったので、DoD5015.2の中で重要だと思われるような項目、もしくは大仙市で必要と思われる項目をいくつかピックアップして一覧にして、これはできるかできないか、あるいは全部できなくても一部できるか、というようなことを選べるような表にして、ベンダーに投げたということです。

正直に申しますと、ほぼすべてのベンダーが、私が希望する内容はできなそうな返答、あるいは対面で話した際に、これはできるかもしれないけれども莫大な金額がかかるだろうという回答でしたので、大仙市規模の自治体の予算では、国際標準に準拠したシステムを一自治体で構築するのは、現段階では不可能だなと感じているところです。ですので、今は現在のシステムの中で何ができるのかというのを最初に考えた上で、将来的には日本全体で国際標準に準拠したシステムが当たり前に使えるような、そういう方向に向くためには、すべての自治体で電子記録管理が始まって、それに必要なシステム要件が当たり前に使われる、そういうふうにならないと難しいなと感じています。MoReq2010は日本語翻訳版も見ることができますので、ぜひ参考にいただければと思います。

司会（加藤）：酒田市では電子公文書についての話は少なかったと思いますが、文化資料館や酒田市全体の決裁システム構築に伴う対応等で何か知見がありましたらお願いします。

池田：酒田市では、令和5年4月から文書管理・決裁・保存すべてに電子システムを導入しています。例えば、起案をする、決裁をする、決裁が終わったら何年保存する、保存期間終了後にどうするのかというのも、すべて一つのシステムで管理しています。

司会（加藤）：そうすると保存期間満了後の措置として、アーカイブズに移管されるというのも、現用のシステムの中でチェックができるということでしょうか。

池田：その通りです。

司会（加藤）：令和5年からなので今後の課題になってくるのか、それともアーカイブズを設置する過程の中で、電子公文書の移管の手続きを含めたシステムの構築の検討が進められたのでしょうか。つまり、現用文書の電子決裁でシステム内に電子文書が保存されて、

保存期間が設定されて、保存期間満了後に電子公文書としてアーカイブズに移管される。今現在、移管される体制は、アーカイブズ側としてできているのでしょうか。

池田：一応これも整えています。すべて電子、ワードとかPDFの世界なんですけれど、例えば電子の状態で30年経ちました。その状態で、アーカイブズのなとこに箱を移して、それをまた永久的に保存していくというのは、体制としては一応考えております。

司会（加藤）：その体制は検討中ですか。

池田：そうですね。令和5年4月に始めたばかりのシステムで、10年後、30年後というふうになってくるのですが、少なくとも10年経ったものは、このようにしていこうという考え方は整えています。

司会（加藤）：仙台市公文書館の場合は令和3年に構築が始まった検索システムがある一方で、現用文書の新しいシステムの更新があったということなのですが、現用のシステムとの連携や今後の展開で何かありましたら教えていただければと思います。

多田：仙台市の場合、既存の文書管理システムについては、平成19年に導入されたときから一応電子決裁システムそのものは導入されていました。ただ、歴史的公文書との関係という点では、平成19年に導入された文書管理システムの頃の文書管理規程においては、保存期間が5年以上のもの、あるいは起案した後に他課で審査を受けるもの、支出とかを必要として会計課の審査を受けるもの、そういった文書についてはすべて紙決裁で行うということになっていました。それらの既存の文書につきましては、電子公文書で歴史的公文書になるものはほぼ存在せず、これまであまり問題になってこなかったという前提があります。

一方で、令和6年9月に新しい文書管理システムが導入されて、こちらは保存年限が10年までのもの、あるいは市長・副市長の決裁

を受けるものも基本は電子で決裁するということになりましたので、今後は、それらの電子公文書が歴史的公文書として公文書館に移管されてくるという状況が目の前に近づいてきたという状況になりました。ただ、当館で導入しております目録システムと、新しく導入された現用の文書管理システムとは、システムのベンダーが異なっており、現用の文書管理システムから直接当館のシステムで保存できる形でデータを移管することはできないと明確に回答を受けています。そのため、データの保存方法、あるいは受け渡し方法というところが、当館の喫緊の大きな課題ということになっています。

司会（加藤）：この電子公文書の現用システムの電子決裁の導入というのは、各自治体で一定程度進んでいる一方で、それをアーカイブズにどのように移管するかに関しては、まだ少しタイムラグはありつつも、なかなかいい回答が国内の中で見出せていない状況が見えてきているのかなと思います。その中で少し詳細な質問が来ているので、これは蓮沼さんにお答えいただければと思いますが、先ほどあった仕様の条件ですね。例えばISOの要件等を満たす電子文書管理システムの必要性を、仕様書を策定する段階では多分、各自治体の中でその仕様の理解を上部署と調整する必要があると思うのですが、スッと理解されるものなのか、何かテクニク的なものがあれば、という質問です。

蓮沼：大仙市という小さい自治体だから割とすんなりいったのかなと思います。令和4年4月に公文書管理システムに電子決裁を追加する際、その前段階からアーカイブズも検討会に入りまして、基本的にはDX推進課と総務課文書法制班、総務課アーカイブズの3者で協議をする形で導入を進めていって、アーカイブズが疎外された時期もありましたが、最終的にはまた入れてもらって、令和4年に

導入したわけです。

今回の更新に向けて、電子決裁導入の際にいくつか課題が見えていたので、それをできれば一気に解決できたらとは思いますが、将来的に徐々にでも解決したいなと思って、令和7年末に向けたシステム更新関連の検討をDX推進課と文書法制班とアーカイブズの3者で行いました。その際に、大量に資料を作って、電子記録を管理・維持していくにはこういうことが必要なんだと、電子記録の場合は目に見えませんが、30年後・50年後に信頼できる電子記録を維持していくためには、作成の段階が重要だということを切々と説明しました。その成果かわかりませんが理解を得まして、まずシステム要件をベンダーに送ってみるところまでできた、ということです。

ただ、先ほど言ったように現状は難しいいうえに、今後、財政という大きな壁が待ち構えていますので、すぐに実現は難しいのですが。とにかく理解を得るためには、丁寧に説明をするということが重要で、そのためには自分が理解しないと説得ができないので、いかに勉強をして説得できるかということかなと、感じているところです。

司会（加藤）：大学の場合も似たところがあって、自治体の議論とはちょっと違うかもしれませんが、大学ではオープンデータ、オープンアクセスという考え方がすごく大きくて、論文等をオープンデータ、オープンサイエンスで公開していくという話になります。その中で、研究データみたいなものをどう管理していくのかという議論がある。また自治体と同じように、公文書のDX化というのがあって、現用文書のシステムで電子決裁をして管理するという問題。一方でデジタルアーカイブのような学術資源・資産をどのようにデジタル化して公開していくかという議論。このように大学の場合は3つぐらいあります。一番落ちてしまうのが、僕の感覚では現用文

書の保存期間満了後の電子文書のアーカイブズへの移管についてのシステム部分で、ボーっとしてると誰も考えてくれない。なので、アーカイブズがどこかのセクション、オープンデータ、オープンサイエンスなのか、デジタルアーカイブなのか、現用文書の電子文書決裁システムの改訂なのか、どこかに積極的にコミットしていかないと、意図やその意味が漏れて、いつの間にかシステムが変わってしまって「えっ」となってしまうところがあります。そこにどうコミットしていくかというのが大学の現場としては課題なので、どう説明していくか、その時にどこと組むかということも重要なかなと思ったところです。

司会（蓮沼）：公文書管理条例について質問がありまして、実は事前の打ち合わせでも条例の制定というのも大きな課題だなという話をしておりましたので、そこに入りたいと思います。公文書館設置・公文書管理条例の制定において、県及び市町村の議会はどのような対応であったか教えて欲しいということです。質問されたのは松岡資明さんなんですけれども、お住まいの県では議会が消極的というお話で、さらに廃棄の問題もあるということで、どのようにされているか、ヒントが欲しいということです。大仙市はこれから条例制定ですので、本来はもっと早く条例を制定すべきだと報告でも反省したところですが、すでに公文書管理条例を制定している仙台市、酒田市に、議会对応の際にどのように説明して理解を得たかを、ぜひ教えていただければと思います。

池田：条例制定に伴う議会对応については、素案ができた段階から、議会には大分丁寧に、回数を分けて説明しました。最終的には議会にとっても、市議会も実施機関の一つですから、酒田市議会文書管理規程を作る必要がありますから、歴史公文書をちゃんと位置付けて、保存していかないといけないのです。そ

して、廃棄でも移管でも第三者委員会が必要です。そして、今ある大量の文書を納めていく箱として、公文書館機能を持つ施設も必要となります。こういったことをパッケージにして説明しました。

パブリックコメントもいたしました。もしかしたらこれは酒田市独自の取り組みかもしれないのですが、庁内パブリックコメントをやりました。公文書を作るのは職員なので、職員向けに庁内パブリックコメントをして、こういう新しい制度を作るけれども、何か意見はありますかということでやりました。議会への説明、一般の方々向けのパブリックコメント、職員向けのパブリックコメント。こういったことをこなして、組み合わせて成案を作っていました。

多田：仙台市の場合、もともと文書管理のルールというものは内規、市長訓令として定められていて、その枠内で文書管理を行っていたという前提があります。議会との関連では、公文書管理条例を作る前段階で議会の方から関連する質問を頂戴する状況であったというのが一つあります。また条例の必要性については、文書法制課で検討を進めていましたが、平成29年の夏に、旧貝森小学校校舎を使って公文書館を設置するということが決まったことが直接的なきっかけとなって、内規の文書事務について議会からの質問等もあり、条例で基本原則部分を定めていく必要があるということで検討が正式に進むようになりました。仙台市でも条例制定前にはパブリックコメントの実施を行いました。

司会（蓮沼）：酒田市での庁内パブリックコメントというのがすごく参考になって、市民の皆さんに理解を得る、いろいろな意見をいただくという意味で、一般的なパブリックコメントというのはよくある手法だと思います。一方、作成者側の理解も重要で、アーカイブズを設置するときもそうだと思うのですが、

移管が進まないという話も、その要因はアーカイブズ側と原課側との関係性や理解がまだ不足しているという問題があると思います。

大仙市も条例はこれからですが、移管を含めて、開館前から職員向けにいろんな研修を行って理解を深めていって、アーカイブズ設置後はスムーズにご協力いただくという関係性を築いていますので、条例を制定する際にも職員が味方になってくれるんじゃないかと思っています。庁内にいかに味方を作るかというのは、政策を進めていく上で重要だということに改めて感じたところです。

最後にもう1点、全体的な質問をいただいています。打ち合わせの中でも出てきたテーマですが、評価選別の基準や、選別をした際の課題、あるいは歴史公文書を決定するときの決定方法、誰の決裁なのかということかと思うのですが、どうされているのかという質問です。それにプラスで、仙台市の場合はすでに博物館で評価選別をしていたものを公文書館に移管する際に、協議をして決めているということですが、どういう決定方法、誰の最終的な決定なのか教えていただければと思います。ちなみに大仙市は、廃棄は市長決裁で、今まで駄目だと言われたことはございませんが、市長決裁で廃棄（と移管）を決定しています。

池田：評価選別で移管か廃棄かの決定は、部長決裁でやっていたと思いますね。市役所で市長だけではなく、教育委員会や議会、監査事務局、農業委員会もあるんですね。それぞれの実施機関で公文書を作って、そこで市長部局に、例えば保存期間を経過したものを引き渡してもらい、部長ないし部長級の決裁をもらうという形にしています。評価選別で最終的にこれを歴史公文書にしていこうというのは、条例で設置している公文書管理委員会に諮って最終決定してから移管します。

多田：仙台市の歴史的公文書の評価選別は、

文書を作成した原課の文書管理者、各課の課長の判断でまず選別されるという大前提があります。そこで選別されなかったものを廃棄するという形になるのですが、廃棄するには公文書館あるいは文書法制課との協議が必要となりますので、勝手に自動的に廃棄されることはありません。最終的にすべての協議が整って廃棄決定したものは廃棄され、それ以外はすべて歴史的公文書として移管されます。令和6年4月に完全施行された公文書管理条例上は、さらに廃棄するときには公文書管理・情報公開審議会の審議を経て廃棄されるということになりますので、各課での判断、公文書館・文書法制課との協議、さらに審議会での審議を経ない限りは廃棄されません。

一方で、各課でこれは歴史的公文書に該当するとなったものは、審議会などの確認はなく、自動的に歴史的公文書になります。

水野：博物館での移管文書の決定方法については、決裁まではしてないのですが、館内で担当者と私の上司と相談をした上で、こういったものを移管したいということで公文書館と協議をします。こういう条件だったら受け入れられるといったことを決めた上で、館内で決裁をとったと思うのですが、まだ一度もハンコを押したことがないので、どこまで決裁を取っているか正確なところは言えませんが、館長以上にもらっているとは思いますが、曖昧で申し訳ありません。

司会（蓮沼）：本来は地域資料の話もしたいなと思っていたのですが、残念ながら時間になってしまいましたので、最後に登壇者の皆様から一言ずつ感想をいただければと思います。

川島：長時間ありがとうございました。今回皆さんの前で、酒田市文化資料館光丘文庫の開館と取組みについて説明することができました。蓮沼さんの資料にもありましたように、一体的に整備した複合施設としては先行事例ということでお話をいただきまして、うちは

そんなにすごかったんだと再認識しました。まだできて半年で、課題はいろいろあります。また、今回、この総合討論でもありましたように、我々公務員としては、人事異動は必ずありますし、酒田市は今キャリアアップについて、経験値を生かしながらの昇進制度になっているものですから、これから専門職のキャリアアップについて考えていかないとけないということを、今回、再認識しております。これからもずっと長く続いていく施設だと思いますので、市民の方にも来ていただけるような工夫をしていきたいです。資料の55頁に酒田市文化資料館光丘文庫の概要や連絡先、ホームページなどの二次元バーコードをつけております。仙台からバスで3時間半、車で3時間、東京からは飛行機で50分ぐらいですので、ぜひ機会があれば酒田市にお越しいただければと思います。いろいろな機会を与えていただきまして、本日はありがとうございました。

池田：酒田市文化資料館光丘文庫は複合施設ということで整備しました。言い換えれば単館ではございません。公文書館の機能や文化財を収蔵する機能、埋蔵文化財を整理収蔵する機能、ほかにもありますが、こういった機能を一つの館に収めて、そしていろんな職種のスタッフで運営をしていくという形をとっております。酒田市の規模や財政の状況を考えると、単館で整備をするというのは難しかったのかなと思っています。そういった面でも、こうしたあり方があるんだよということを、皆様に説明したくて今日は参りました。そういった意味合いも込めて、私たちのタイトルは「複合施設としてのアーカイブズ」です。さらに、今日のタイトル「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」、とってもいいタイトルだなと思っています。このような場で、私たち2人で説明できたことをとても嬉しく思います。今日はどうもありがとうございました。

水野：皆様のご挨拶が余りにも素晴らしすぎて、大したことは言えませんが、私は全史料協の大会に出るのが本当に久しぶりで、アーカイブズという言葉が本当に一般的になってきたなと思いました。「アーカイブズの多様なカタチ」ということで蓮沼さんから説明がありましたが、「多様なカタチ」であっても保存されていく、活用されていくということが大切であって、それが博物館であったり、公文書館であったりで、役割が違うところはあるのかと思います。こういう「カタチ」じゃないと保存ができないとか、こういう基準だから保存しないとか、今、選別基準の話があって、公文書の場合は選別基準があるのが羨ましいなと思いながら、多分、地域資料を扱っている文書館とか博物館はきっとその受け入れの基準をすごく悩まれていると思います。私たちもすごく悩んでいる。パッと切れない個別の事情も考えながら、そこは多分、公文書の中でもあるのだと思うのですが、そういうことをひっくるめても、少しずつでも進歩しているんだなというのは感じます。

本当にこの21年で、仙台市に公文書館ができて、文化資料館光丘文庫、大仙市アーカイブズができてというのを、時の流れとともに実感をしています。仙台市博物館が全史料協大会で話をさせていただくのは、広島大会のときに東日本大震災のことを前任の職員がお話して以来だと思うのですが、今回、仙台市でこういう機会をいただけたことをありがたいと思っています。多田さんと一緒に解決する問題がたくさんありますので、課題について一緒に考えていけたらと思っています。今後とも全史料協の発展をお祈りしております。ありがとうございました。

多田：今年の4月に公文書館長を拝命しまして、最初の引継ぎのときに「今年の11月に全史料協という全国大会があって、そこで登壇して発表するからよろしくね」とお聞きして

から早8ヶ月が経過しました。今、この場で、まだ緊張しているのですが、何とかお話できて本当によかったなと思っております。皆さんといろいろな情報交換できる機会があるというのは本当にありがたいことだなというのを非常に感じました。先ほどの酒田市のお話の逆で、当館は単館という形なので、良くも悪くも公文書の保存に特化した施設になっています。なので、できることは限られてくるだろうなと思いますので、先ほどの水野さんのお話にもありました、博物館との協力・課題の解決をはじめとして、全史料協の皆さんといろいろと意見交換や協力をさせていただきながら、仙台市公文書館を少しでも利用していただける施設にしていきたいなと考えています。これからもどうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

加藤：報告と司会をさせていただきましたけれども、私個人としては、2020年に仙台大会を企画させていただいて、それがコロナ禍で中止になって、すごく悔しい思いをしたのですけれども、それが2024年に、仙台市公文書館ができて1年というタイミングで皆様を仙台にお招きできたことを、非常に嬉しく思います。第50回大会ということで、記念特別座談会もあって、レジェンドの方々に登壇していただいて、お話をお聞きして、我々はまだ若手ではないと思うのですが、今日は我々の年代がまたこういった大会テーマ研究会を企画させていただける機会を与えていただき、これからの東北の公文書館の可能性というものを皆さんにお話していただいて、聞いていただけた。こういう機会をつくれたことを、本当に嬉しく思います。こういった機会を大事にしながら、来年度につなげていければと思います。どうもありがとうございました。

蓮沼：登壇者の皆さん、参加者の皆さん、本日は本当にありがとうございました。大仙市

以来東北で久々に開催するということが、仙台市公文書館ができて、酒田市文化資料館光丘文庫もできて、大仙市の仲間も増えたので、ぜひ横の繋がりを作りたいという気持ちもあり、今回、このテーマを設定しました。

その中で今日は地域資料の話まで広げたかったのですが、最後に水野さんから地域資料の受け入れの課題についてもお話いただきました。大仙市も過疎化が進んでおりますが、様々な地域で維持しきれない地域資料の課題であったり、今日の報告で複合施設や公文書単独の施設、大仙市のように公文書・地域資料の両方をやっている施設でも共通した課題があったり、同じように見えるけどやはり話を聞いてみると全然違ったりというように、様々なことが見えてきたのかなと思います。

次に東北で大会をするときは、さらに仲間が増えて、また全国的な広がりもできて、皆さんともっと大きな議論ができる、そうしたきっかけの大会になればと感じています。震災から13年経ったこの大会で、さきほど2020年の中止の話もありましたし、昨日も今日も震災の話がありましたが、そうした中で仙台市で開かれたことを、本当に嬉しく思っております。次に繋がる大会になったのではないかと思いますし、皆さんにも全国に持って帰っていただいて、さらに東北だけではなく全国的に基礎自治体のアーカイブズが多く設立されて、今日の議論が当たり前になっていくという、次のステップに向かう、その第一歩となることを願っています。今日は本当にありがとうございました。

ポスターセッション

文書館ボランティアによる 下張り文書の整理

広島県立文書館 下向井 祐 子

1 はじめに

広島県立文書館では、2023年5月から「広島県立文書館ボランティア」の活動を開始し、2024年8月26日に活動100回目を迎えた。現在も、9名のボランティアの皆さんが、毎週月曜日と水曜日に、古文書の整理と目録作成を行っている。また、今年度から、文書館の収蔵古文書の解説も少しずつ進めている。

今回のポスター展示では、資料保存の専門家のご指導を受けて取り組んだ下張り文書の整理について、作業の様子を中心に紹介した。

2 被災した屏風の下張り文書の整理

当館では、「平成30年西日本豪雨」で被災した約10,000点以上の文書の保全活動を行った。呉市のごみ処理施設からも、災害ごみの中の下張り文書のある屏風4隻の対処について連絡をいただき、当館で受け入れて、乾燥作業と殺菌燻蒸を行い保管している。こうした屏風や襖の下張り文書を歴史資料として活用するためには、下張りを剥離して整理する必要がある。

2023年10月18・19日、国立歴史民俗博物館の天野真志氏、東京大学史料編纂所の山口悟史氏、奈良県立橿原考古学研究所の奥山誠義氏と中尾真梨子氏、安田女子大学の安田容子氏が来館され、応急処置を終えた被災文書の現状確認と臭気への対処などについて助言を受けた。その折に、被災した屏風の下張り文書の解体と剥離を、ボランティアと職員にご指導いただき、屏風1隻の第1扇の表裏の文書を剥離した。文書には、文政年間の伊予松

山の町の日記なども含まれており、剥離後の文書の整理も少しずつ進める予定である。



出展の様子

3 襖の下張り文書の整理

当館は、下張り文書のある襖も多数所蔵しており、その剥離と整理が課題となっていた。そこで、2023年12月11・12日、神戸大学の松下正和氏と兵庫県立歴史博物館の吉原大志氏にご指導をお願いし、ボランティア活動の一環として、賀茂郡西条町（現東広島市）の呉服商吉岡家の襖下張り文書の剥離作業に取り組んだ。剥離した下張りには、西国街道沿いの西条四日市で庄屋を務めた坪島家の帳簿なども使用されており、近世の四日市の歴史を紐解く貴重な資料として活用が期待される。2024年1月29・30日には、松下氏のご指導のもと、下張りの剥離とともに、典具帖紙と生麩糊を使った文書の補修（裏打ち）にもチャレンジした。こうした機会は、ボランティアや職員の学びの場ともなり、「専門家に教わったことを共同作業で楽しく取り組むことができた」、「整理した下張り文書を解説したい」などの感想をいただいた。今後も下張りの剥離作業を少しずつ継続しながら、展示等で、その成果を発信していきたい。

4 おわりに

この下張り文書整理の詳細は、別稿（西向

宏介・下向井祐子「広島県立文書館におけるボランティア活動について」『広島県立文書館紀要』第17号、2024年）で紹介している。

展示会場では、ポスターを熱心に見てくださった方々から活動への質問やご意見をいただき、情報交換の機会ともなり、ボランティアの皆さんの活動への熱意を伝えることができた。参加者の皆様に心から感謝し、今後もボランティアの皆さんと様々な取り組みを積み重ねていけたらと思う。

とくしまデジタルアーカイブ

—文化の森5館連携事業の特徴—

徳島県立文書館 関 麻 希

1 はじめに

令和5年度より当館が全史料協大会・研修委員会事務局を引き受けている関係で、今回初めて全史料協全国大会のポスターセッションに参加することとなった。「とくしまデジタルアーカイブ」とは、徳島県文化の森総合公園内にある県立図書館、県立文書館、県立博物館、県立近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館の5館が所蔵する貴重な資料をデジタル化し、インターネットで公開しているものである。（とくしまデジタルアーカイブ：<https://adeac.jp/tokushima-bunkanomori/top/>）

2 デジタルアーカイブの利用

当館では前述の「とくしまデジタルアーカイブ」とともに、「文化の森デジタルアーカイブシステム」も活用している。

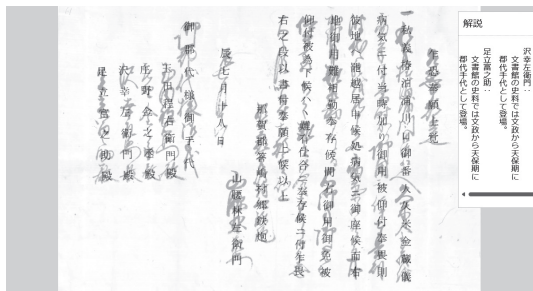
とくしまデジタルアーカイブでは、文化の森5館が収蔵する膨大な資料のうち、3,383件のコンテンツをインターネット上で公開している。銅鐸や彫刻など立体的な資料は3D化して搭載したり、藍や吉野川など徳島ならではの主題検索を可能としたりすることで、多様

な資料を様々な見せ方で提供している。本事業ではTRC-ADEAC株式会社が制作・運営するデジタルアーカイブのプラットフォームシステム（ADEAC）に参加しているが、令和7（2025）年1月時点でADEAC搭載機関は155機関、目録件数は280,863件、テキストデータは118,576件であり、全国各地の歴史資料を横断検索することも可能である。

一方、文化の森デジタルアーカイブシステムは、利用頻度の高い古文書（例：中世文書中心の井口家文書や幕末期の新居水竹関係文書など）のデジタルデータ提供要望に応えたものである。館内専用の閲覧端末を用いて、文化の森5館が掲載する画像を確認でき、来館の機会創出、サービスの充実に寄与している。

3 文書館デジタルコンテンツの特徴

とくしまデジタルアーカイブのうち、①絵図・古地図、②絵葉書・引札、③古文書講座について少し紹介をしたい。①は高精細の絵図の拡大はもちろん、時代の異なる地図同士の比較や重ね合わせが可能である。②は古文書や公文書以外に親しみやすい資料があることをアピールでき、海外など新たなユーザー発掘に貢献している。③は毎年館内で実施している古文書中級講座の古文書と翻刻文、解説などの講座内容を掲載することで、気軽に学習を楽しめるコンテンツを提供している。



翻刻文が浮かび上がり史料と重ね合う仕様

4 おわりに

今後の課題としてデジタルアーカイブ事業

継続のための予算取りがあげられる。国の補助金や団体の助成金等を活用し県費を取りにいく必要があり、毎月各館担当で会議を開催し、連携を図っているところである。

最後に、ポスター展示をご覧いただいた参加者の皆様に深く感謝いたします。

宮城学院女子大学 桜ヶ丘古文書プロジェクトの活動

宮城学院女子大学 高橋 陽一

1 「桜ヶ丘古文書プロジェクト」とは

桜ヶ丘古文書プロジェクトは宮城学院女子大学の学生有志によって結成された、古文書の保全活動を行うグループである。2021年に結成されたボランティアグループだが、活動費の一部は大学のリエゾン・アクションセンター（学生自主活動を支援する部局）から支援を受けている。私はグループの顧問をつとめているが、女子大学内の団体であるため、代表含めメンバーはすべて女性である。女性のための歴史資料保全団体は、全国的にも稀有な例であろう。

ポスターセッションでは、主に本プロジェクトの活動内容を紹介した。

2 活動内容

桜ヶ丘古文書プロジェクトは、授業を受講していた古文書に興味のある学生に私が声をかけたことがきっかけで結成された。コロナ禍により当初は思うように動けなかったが、2022年以降、宮城県内の旧家に所蔵されている古文書を対象に、大学の内外で活動を展開できるようになった。2024年度のメンバーは約30名である。

具体的な活動の中心は、古文書のクリーニングと撮影である。大学や私のもとに調査の依頼が寄せられた、仙台市作並温泉の岩松旅館所蔵史料数千点のクリーニングと撮影を学内で、登米市津島神社所蔵史料約100点の撮影

と整理を現地で実施した。2024年度は大学内の宮城学院資料室の史料を、週に1回、授業の合間に撮影している。また、夏と冬の年2回、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークの事務局にて、より専門的な古文書のクリーニング作業を体験させてもらっている。

こうした活動内容が評価され、2024年には宮城学院女子大学の学長賞を受賞している。



大学内での古文書クリーニング

3 広報活動

桜ヶ丘古文書プロジェクトの活動目的の中心は、地域に残されている古文書を後世に継承することにあるが、こうした歴史資料保全活動を若い世代に知ってもらい、活動の裾野を広げていくことも目標に掲げている。そのため、活動内容を随時紹介するインスタグラム(sakuragaoka_komonjyo)を開設し、YouTubeにはPR動画を掲載している（「桜ヶ丘古文書」等で検索）。わかりやすい内容となっているので、ぜひご覧いただきたい。

4 今後に向けて

結成以来約3年間、以上のような活動を続けているが、継続的に活動に参加する学生は少なく、古文書に対する学生の関心はまだまだ高いとは言えない。女性の参加者を増やすことは歴史資料保全活動の裾野を広げる上で大切なことだと認識している。学生からの聞き取りなどを踏まえ、より魅力ある活動のあり方を考えていきたい。

大会参加記

学びと発見

—第50回全国（仙台）大会に参加して—

せんだいメディアテーク／宮城大学
小川直人

はじめに（思いつき）

これから読まれる文章は、これまでの大会参加記とは異なる様相のものになることをご容赦ください。もちろん、依頼してくださった広報・広聴委員会に罪はありません。委員の一人でたまたま以前からお世話になっている方が参加者名簿から私の名前を見つけただけなのです。公文書館や資料館といった《正規の》アーカイブズでもなく、はじめて大会に参加するという人間だからといっても、それなりのレポートくらい書けるだろうとタカをくくってはいたでしょう。たしかに主な勤め先は、宮城県仙台市にある「せんだいメディアテーク」という複合文化施設で、地域の写真・映像の保存や利活用の仕掛け、東日本大震災以来取り組まれてきた市民協働型アーカイブ活動「3がつ11にちをわすれないためにセンター」といった取り組みもしていますので、たしかにアーカイブズの端くれではあるでしょう。とはいえ、私の得意とするところは映像文化やプロジェクトのマネジメントで、頼まれた仕事は断らない質（たち）のため近年はアーカイブのことも担当しているという程度。

斯様なわけで安請け合いはしたものの、締切近くになっていよいよ不安になり、ウェブサイトに掲載されている会報に掲載されていたそれらを一通り読んだところ（さすがアーカイブがしっかりしていますね）、「こんな真面目に書けそうにない……ならば、まったく違うアプローチでいくか！」と思いつきだけ

で書き始めます。

1 ほかの現場と人を知る

さて、言い訳がましい前置きはこのくらいにして本題に移ります。まったくの初参加で、2日間のプログラムの3分の2程度しか参加は叶わなかったものの、個人的にはさまざまな学びと発見を得る時間となりました。

ひとつには、いくつもの現場を窺い知れたことです。初日、私は研修会Aで宮城県公文書館と仙台市公文書館の見学に参加しました。同じ地域で仕事をしているにもかかわらず（仙台市公文書館などは同じ自治体行政の下にあるにもかかわらず）、恥ずかしながらこれまで一度も職員の方と接点を持つことができていたのも、これが好機と申し込んだわけです。利用者として訪れただけではわからなかった実務の詳細を知ることができたのはもちろん、なによりも職員のみなさんと直接お話しすることができたのは収穫でした。やはり、こうした大会の良いところは、日々の忙しさにかまけて怠りがちな、現場や人から直接学ぶ体験を得られることです。なお、仙台市公文書館の方々はその後あらためて当館にもお越しいただき、実務における連携についてもお話しできました。

また、見学の道中、バスや小グループで一緒の方々とちょっとした会話も楽しく勉強になったことも書き添えておきたいところです。冒頭に書いたとおりまったくの新参者で知った顔もほとんどありませんでしたから、他のみなさんが懐かしそうに挨拶をしているなか静かにしていましたが、隣り合った方には気さくに声をかけていただきました。どこの機関も悩みは同じと言いましょうか、すぐに話が盛り上がったのは言うまでもありません。

2 すべての仕事は人が為す

参加できたプログラムはいずれも勉強になったのですが、それとは別に印象深かったのは「第50回記念特別座談会」です。それは、全史料協の歴史を知ることができた以上に、切実ながら地味な仕事でもあるアーカイブを支えてきた諸先輩方のお話が、意外なほどユーモアにあふれたものだったからに他なりません。近年、アーカイブの重要性が認知されるようになったとはいえ、それでもまだ順風満帆とは言えない状況ですが、どんな資料にもその向こう側には人がいるように、資料を残そうとするこの仕事のうしろにも生身の人間がいることを身に染みて感じたのでした。登壇者のおひとりである安藤正人氏の「あらためて海外とのつながりをもってみてはどうだろう」という投げかけには、目を開かされる思いがしました。

3 《アーカイブ》と《アーカイブする》

ところで、自分の勤めるせんだいメディアテークでの取り組みとの異同についても考えました。実は当館は開館当初からアーカイブという言葉を使わずに折々に使って事業をしています。生涯学習施設として、各地の公文書館や資料館とも違う性格や役割を担うのではないかと感じてきました。さまざまな事例報告を聞きながら考えたのは、公文書などはすでにアーカイブすべき対象として存在していると言える一方、当館が取り組んでいるのは、その存在がまだはっきりとした形をなしていないもの、あるいは、現在進行形の営みそのものの、《Archiving：動詞としてのアーカイブ》に重きがあるのかもしれないというものです。市民の文化活動、生涯学習活動として《アーカイブする》を支える場であらうとしているとでも言いましょうか。もちろん、だからといって自分たちだけが特別だとも思いません。大仙市アーカイブズの蓮沼素子氏による大会

テーマ基調報告で、東北各地のアーカイブズの立ち上がりや在りようを垣間見るに、これからのアーカイブズは、単に過去の記録を未来に遺すだけではなく、その営みをいかに現在進行形のものとして進めていくかが、共通の課題であるように感じたからです。

おわりに（ひらめき）

最後に、参加記にはおおよそ無関係と思われる私的なエピソードをひとつだけ。ちょうど大会の数日前から、友人が営む小さな書店で買い求めた『死と後生』（著：サミュエル・シェフラー／ちくま学芸文庫／2023年）という哲学の本を読んでいました。日本語版への序文には「われわれ自身の死後も人類が生存することは、通常認められているよりもわれわれにとってははるかに重要である」と記されています。ディストピアSFが好きで手に取っただけで、哲学書など普段は読まないので書評めいたことは避けますが、巨大な小惑星が落ちたり、子どもが生まれなくなったりといったSF的終末の思考実験と対話を通じて、私たちが現在に感じている価値や意義の源泉を問うのはなかなかエキサイティングな試みです。

いつもの癖で読み途中の本を入れたまま会場に向かい、さまざまな話を聞いていた私は、不意にあるひらめきに打たれて慌ててそれを取り出しました。それは「アーカイブとは、過去があるから今があるというような安直なことでもなく、未来への継承といった口当たりの良いことだけでなく、現在そのものを支えるためのものと考えることができはしないか？」という着想です。残念ながら本をおしまいまで読んでみてもアーカイブについて大きく論じられてはいませんでした。私の脳内でそれははっきりと繋がったのです。

アーカイブが過去を未来へと繋ぐ営みであることは言を俟たないことですが、実は私たちの現在をも支えていると考えてみましょう。つま

り、アーカイブとは、現在の私たちの判断力や感性を支える「社会の存続」に信用を与える《通貨》なのではないか、それがアーカイブの現世的な効用（のひとつ）なのではないか、ということ。個人や目先の利益のことばかりに囚われがちな昨今、それを卑俗と非難するのは簡単ですが、そもそもアーカイブとは、まったくもって現世利益に叶っていることなのではないか、切ってみる。そこから、この終わりなき仕事を支える重要な糧が見つかりそうな予感を得た2日間でした。

第50回全史料協全国（仙台）大会に参加して

安曇野市文書館 松 澤 果 穂

1 はじめに

全史料協全国大会の節目となる第50回大会が仙台市にて開催されましたことに、御喜び申し上げます。仙台市での大会は、本来であれば令和2（2020）年の第46回の際に開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となったと聞いています。その前の第45回全国大会は長野県安曇野市を中心に行われ、そういったご縁もあり、今回の大会参加記の執筆依頼が安曇野市文書館に来たのだと思います。

私事を申し上げて大変恐縮ですが、私が安曇野市文書館に配属されたのは令和4（2022）年からで、残念ながら安曇野大会には参加していません。また、当館に配属されるまではアーカイブズに関する業務に携わったこともありませんでした。全国大会への参加も今回で3回目（1回はリモート、2回は現地参加）です。安曇野大会の様子も踏まえて参加記を書くことができればよかったのですが、今回の大会は全史料協50年の歴史を振り返る特別座談会もありましたので、新参者から見た全

史料協全国大会ということで感想を述べさせていただきますと思います。

2 研修会A（施設見学）に参加して

今回の研修会A（施設見学）において、私は仙台市公文書館と宮城県公文書館を見学させていただきました。どの施設でも職員の皆様が丁寧に案内してくださり、とても業務の参考になりました。仙台市公文書館では、元々小学校であった建物の特徴を最大限に活かして公文書館へと改修しており、既存の施設を利用し公文書館等になっている自治体が多い中、これから公文書館等を設置する自治体にとってはとても参考になるのではないかと思います。また、宮城県公文書館では、書庫の環境管理にとっても力を入れており、身が引き締まる思いで見学させていただきました。

個人的に全国大会のプログラムの中で一番楽しみにしているのが、実は施設見学です。自治体の公文書館等では私のように人事異動により初めてアーカイブズの業務に携わる方もいるかと思いますが、そういう人にとって実際に行って見る・聞くというのは、とても勉強になります。初心者への教育、研修といった意味でも、ぜひ施設見学は続けていただければ幸いに思います。

3 研修会・大会テーマ研究会に参加して

佐藤大介氏が講師の研修会Cに参加させていただきました。安曇野市文書館でも防災計画や災害時の対応について課題となっており、計画等を検討する上でヒントを得られればと思い参加しました。宮城資料ネットの活動や保全した史料・データのゆくえ、活動の担い手について等、課題も含めてお話いただきました。本研修会の中で最も印象に残ったのが、所在を確認した史料や災害時に救出した史料の「その後」の保管についてのお話でした。宮城資料ネットの活動範囲には、民間所蔵資

料を対象とする公文書館は存在しないため、博物館等に引き取りを打診するも拒否される例もあったといえます。当館では民間資料も収蔵しており、被災した史料ではありませんが、近隣の自治体に関する資料について相談を受けることもあります。まずはその資料に関連する自治体に相談するようお話しますが、その自治体では引き取れないといった場合や資料を多くの人に利用してもらいたい等の所有者の希望により、当館で資料を引き取ったこともあります。そのようなことも思い出しながら研修会を聞き、今まで資料のレスキューや災害が起こる前に出来ることを中心に考えていましたが、レスキュー後のことも考えていく必要があるのだと思いました。また、資料を保管する施設があることは幸いなことだと思いつつ同時に、その必要性を改めて感じました。

そして大会テーマ研究会では、「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」ということで、大仙市アーカイブズ、酒田市文化資料館光丘文庫、仙台市博物館の皆様から報告をいただきました。“多様なカタチ”とはまさにこのことという報告ばかりで、固定観念にとらわれず、それぞれの自治体の実情や設立の経緯に合わせた多様な形態のアーカイブズを考えていくことが必要になってくると感じました。今回の研究報告は、まだアーカイブズを設立していない自治体にとっては、今後の取り組みの参考になる報告であったのではないのでしょうか。

4 第50回記念特別座談会「全史料協の50年 —その原点から現在・未来を考える—」

今回の大会は50回目の節目ということで特別座談会が行われました。はじめに新井浩文氏より全史料協のあゆみを説明いただき、その後、諸先輩方から全史料協の原点や未来について語っていただきました。

「はじめに」でも書きましたが、私はアーカ

イブズに関わる仕事について3年目で、それまでは恥ずかしながらアーカイブズの「ア」の字も知らない状態でありました。ということは、全史料協の存在自体も全く知りませんでした。そのような状態でしたので、全史料協の歴史については、今回の座談会で初めて知ったことが多かったです。現在の公文書館等があるのも、そしてアーキビストの制度があるのも、全史料協に関わる皆さまのおかげであると実感しました。全史料協のあゆみを振り返ることによって、全史料協が存在する意義や活動の経緯など、その功績は素晴らしいものだと思えました。そして、新規会員のためにも全史料協の原点や活動意義を伝える機会を定期的に設けていただけるとありがたいと思います。

また、全史料協について、業界の外にいる方はほとんど知らないと思います。私も当館に配属されるまでは、まったく知りませんでした。全史料協の取り組みはとても良いものであるので、ぜひ業界の外へも発信してほしいと思います。

5 おわりに

私が初めて全国大会に参加したときは、発表者の皆さんが何を言っているのか、あまり実感も持てず、よくわからずに終わったというのが正直なところでした。しかし今回は、アーカイブズに関わって3年、研修等でいろいろ見聞きし、知識が深まってきた中での参加でありました。様々な業務に関わってきてからの参加は、1回目、2回目の時より学びを深められたのではないかと思います。また、全史料協の全国大会に参加する度に、新たな発見があると同時に、発表者の皆様のお話を聞き身が引き締まる思いです。

50年という節目を迎えた全史料協の今後の益々の発展をお祈りしまして、結びにかえさせていただきます。

東北地方における アーカイブズの多様性を学ぶ

—全国（仙台）大会に参加して—

太子町教育委員会 木谷智史

1 はじめに

筆者は、普段より文化財保護行政、資料館運営、社会教育を担当業務としている。

今回初めての参加であったが、大会の趣旨からアーカイブズの多様性について焦点が当てられていたので、基礎自治体（以下、自治体）における事例や取り組みを参考とする一方で、歴史資料（公文書・地域史料）をどのように保存活用していくのかという全国的な課題への取り組みについて学ぶために参加した。

2 1日目

前記のように文化財保護行政を担当していることもあり、文化財により近い研修B・Eを受講した。

研修Bの福嶋氏の報告では、文書館の歴史からはじまり、自治体が抱えている自治体史編纂以降の課題、所有者による近世史料への認識の相違など様々な点についての課題が提出された。

まず、個人所有による近世文書の取り扱いについては、各自治体で差のどころであり、本報告でもそれが認められた。事例からは、近世文書の難解さから古文書が持つ重要性について、自治体や住民へ浸透していない現状が認められた。しかし、住民と協同による保存・活用が功を奏し、地域への還元が実現していた。

次に、自治体史編纂時の資料群の取り扱いについて課題が出された。編纂時の資料群をもとに文書館を建設する機運にあった自治体もある一方で、措置がとられなかった自治体も多く存在する。後者では活用もされていない現状があり、全国的な課題といえる。しかし、

「課題」との認識を持つ自治体が一体どれくらいあるのかは見当がつかないと感じた。

本報告から、古文書の重要性を提起するだけでなく、相互理解を深めるための努力が必要であることを再確認できた。

研修Eの泉田氏の報告では、石巻市における拓本資料に関する取組が紹介された。取組とは、東日本大震災前に採拓された拓本を頼りに、市域の板碑の被害状況を把握するというものであり、結果として、震災被害により失われたものが認められ、拓本資料が唯一の記録となったものもあると話す。また、この非常時以外の平時でさえ滅失することがあったようで、その理由に①世代交代による板碑への理解の希薄さ、②墓地整理や道路整備による滅失を挙げていた。いずれにおいても板碑に対する理解不足が招いたことと分析していた。これを踏まえて、市民へ理解を広げるための博物館の取組を紹介されていた。

本報告からは、失われた後でも原寸大の大きさを誇る拓本資料が決して格が下がるような資料ではなく、地域の歴史を伝えていく上での重要な位置にいることを再確認できる契機となった。

両研修を受けて気が付いたのは、自治体と住民ともに歴史資料への関心が薄い点である。それは現代を生きる人にとって、興味を持ち時間をかけて学ばねば理解できないという歴史資料が持つ難解さも影響していると感じる。今の自治体の行政文書を自身で保管することは当然と理解できるが、個人所有の近世史料が公共性を持つ理由については、近世の村の仕組み等を知らなければ理解されないところである。個人においても同様で、所有物が公共性を持つなどゆめゆめ思わない。この橋渡しをするのが、アーキビストや学芸員といった存在であることを再認識した。

1日目最後の座談会では、当会の歴史やこれまでの資料保存運動の動向などを、最前線

で取り組まれてきた諸先生方の目線で話が展開された。特に、会の原点の再検証では、会員相互が学び、課題を考える体制が継続されてきており、時代の潮流にあったアーカイブズの理想像の探求が行われているとあり、軸のぶれない会運営を評価された。

3 2日目

2日目は、令和6年度能登半島地震における当会の動向についての報告から始まった。現地で救済活動をされている宮下氏からは、被災された地域の資料の受け入れについてなどの報告があり、歴史学が担うべき役割と課題について会場と共有した。

テーマ研究会では、東北地方におけるアーカイブズの多様性について報告された。報告者の所属からもわかるようにハード面においての相違が認められる。

東北における公文書館等の設置・条例制定状況についてみると、前者では昭和45年から設置が認められるも平成以降に集中しており、後者ではすべての自治体が平成26年以降に条例を制定している。施設と条例が整備されているところもあれば、いずれかのみ認められる自治体もあり、多様性が認められる。

事例報告では、公文書館（単館）、MLA 施設、博物館と公文書館の立場からの現状と課題が共有された。各館は特色があり、抱えている課題も施設の性格により様々であった。

共有された課題では、①市町村合併時の資料が未整理、②市町村史編纂資料の散逸（組織解散等による）、③資料の受け入れが困難、④施設内における運用の困難さ、⑤専門職員の不足、⑥電子公文書の保存と管理などが挙げられていた。いずれの課題も専門職の目線からで、専門職がいない自治体では気が付かないことも多いのではないだろうか。

報告の中で印象に残ったのは、仙台市の歴史的公文書の選別基準である。資料集に掲載され

ている「仙台市歴史的公文書選別基準」等（72～77頁）をみると、歴史的公文書の選別にあたっては、現代における自治体の動向を理解していなければ抽出できないものも多く、アーキビストの専門性の高さがよく理解できる。

東北地方の事例報告からは、アーカイブズの仕組みに柔軟さがあり、それが多様性につながっていると感じた。一方で、総合討論でもあったように、仕組みを形成する土壌の違いにより課題も個別化している。個別化した課題について共有して議論できるのも、本大会の意義であり、会員の特権と思う。それを実現できているのも、座談会にもあったように本会の原点が継承されていることによる。

4 おわりに

大会を振り返ると、取り扱う資料も古文書・拓本・公文書といった多様性が認められ、アーカイブズの守備範囲が広いことを学ぶ好機となった。

今大会にて感じたことは、専属のアーキビストの重要性である。選別には一般的な専門性も必要であるが、その自治体における重要施策も理解する必要がある。つまり、現在の自治体の歴史を紡ぐ役割がアーキビストにはあると考えている。事例報告からも課題として挙げられているのが専門職の不在であり、現場にアーキビストが必要であることに疑いない。

施設や条例がない自治体において、公文書の適切な管理を考えるならば、ハード・ソフト面で譲歩できる部分はあると考えるが、アーカイブズの本質を担保できることが前提かと思う。その理解を官民で共有しつつ、地域に根差した多様なアーカイブズの仕組みが全国へ広がることが望まれる。

全史料協第50回全国(仙台)大会を終えて

大会を終えて

大会・研修委員会事務局

(徳島県立文書館) 嵐

大二郎

1 はじめに

今大会を開催するにあたり、事務局とともに準備・運営に携わってくださった仙台市公文書館ならびに同市職員の皆様、東北大学史料館の先生方、また、施設見学を受けてくださった、仙台市公文書館・宮城県公文書館・東北大学史料館・仙台市博物館の関係者の皆様におかれましては、多大なご協力を賜りました。この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

さらに、東北大学大学院生の方々、大会参加者の中から募らせていただき、協力くださったボランティアの方々には、運営スタッフとして受付業務などに積極的に取り組んでいただきました。皆様にも心より御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスが消え去ったわけではありませんが、世界中が警戒態勢だった数年前とは状況が変わりました。3年前の高知大会・2年前の滋賀大会は完全オンラインでの開催、そして昨年の東京大会では対面とオンライン中継を組み合わせた、初のハイブリッド開催に挑戦しました。そして何より、4年前の令和2年は仙台の地にあります東北大学にて開催予定でしたが、パンデミックにより中止となりました。今回の仙台大会は全史料協ならびに東北地方のアーカイブズ関係者の方々にとりまして、念願の開催と言えるかと思います。

先にありますように、昨年はハイブリッド開催でしたが、今大会は対面のみの開催とい

たしました。東京大会後に実施しましたアンケートには、オンライン中継継続の声が複数ありました。その利便性は十分に理解しておりますが、昨年の挑戦により、充実したハイブリッド開催の実現のためには、多くの人員が割かれることを痛感いたしました。限られた人員の中で如何に大会を運営するかを協議しまして、対面開催へ力を注ぐことといたしました。今大会にてオンライン中継がないことを残念に感じておられる方も多くおいでかと存じますが、以上のような背景がありましたことをご承知いただければと存じます。大会のより良い運営に関しましては、今後も協議を重ねて参ります。



大会会場

2 風景

1日目の午前中には、仙台市公文書館・宮城県公文書館・東北大学史料館・仙台市博物館の4か所で施設見学が行われました。仙台市公文書館と宮城県公文書館の見学はセットとなっており、仙台駅前と泉中央駅周辺の2か所からそれぞれ貸切バスにて巡るコース設定にいたしました。県・市・大学とそれぞれに個性のある施設に協力していただき、充実した施設見学となりました。しかしながら、詳細は控えますが、様々な状況とその対応についての想定に関して、事務局として不足や

不備がございました。十分に反省し、次に活かしたいと考えております。

メイン会場の隣にあります展示室では8つの企業による展示や書籍販売、3団体によるポスター展示が行われました。昨年は会場の事情から展示スペースの確保に苦労しましたが、今大会は一室にてすべての展示や販売ブースを設けることができ、見やすさが増したと考えております。地元・仙台の企業や大学にもご参加いただけたことは、大変喜ばしいことでした。ただ、昨年は7団体・個人に申込をいただいたポスター展示ですが、今回は半減してしまいました。募集やご案内の時期などを検討する必要があるかもしれません。



ポスターセッションの様子

会場内で行われます「研修会」では、2会場に分かれて「アーカイブズ入門編」と「アーカイブズ応用編」、その後に「公文書分野」と「地域資料分野」が実施される複線型の開催を通例としておりました。昨年の東京大会では会場の事情もあり、それがありませんでしたので、令和元年の安曇野大会以来の複線型の復活となりました。事務局を拝命したこの2年の間で、徐々に、本来の開催方法に戻っていく実感がありました。

1日目終了した後に開催しました交流会では120名近くの参加をいただきました。久しぶりの再会を果たした方も多くおられたようです。広々とした会場でひとときわ人が集まっていたのが、仙台の日本酒18本がズラリ

と並ぶテーブルでした。これらのご提供は、仙台観光国際協会主催のコンベンションに応募したことで実現いたしました。全国の様々な地域で大会を催すということは、その地域のアーカイブズに関する取組を直接学ぶというのが第一の利点ではありますが、このように、地元の味を共有しながら楽しむことも醍醐味のひとつであると強く感じました。

東北、そして仙台は東日本大震災により未曾有の被害を受けました。また令和5年の年末には長野県白馬村で大規模な土石流が発生。そして令和6年元日に起こった能登半島地震。今大会では、それぞれについての報告があり、災害とアーカイブズについて非常に考えさせられる機会となりました。災害大国である以上、各地域で史料レスキューに関する様々な整備は不可欠であると強く感じました。メイン会場となったトークネットホール仙台（仙台市民会館）のホールには、すべての座席に防災頭巾が備えられています。起こり得ることを想定して臨むことを、会場からも教わった気がしました。

3 おわりに

これまで実施されてきました、単独のアーカイブズが事務局を務め、大会の準備・運営を行う、という形は、次回の天草大会以降は継承されなくなります。現状におきましては、当館が引き継いだ事務局のバトンを渡す先が不透明であることを意味します。今後、どのような形で大会運営が行われるのか、大変大きな岐路に立っております。天草大会を成功させるためには、各方面より多くのお知恵とご助力をいただく必要がございます。昨年の東京大会の閉会セレモニーでは、会場が駒澤大学だったため、タスキをつなぐパフォーマンスがありました。半世紀にわたりつないできた全史料協全国大会のタスキを未来へつなぐため、今後も努めて参ります。

会 員 動 向

区 分	R6.8.1 現在	入 会	退 会	R7.2.1 現在
機 関 会 員	135	0	0	135
個 人 会 員	257	6	2	261
合 計	392	6	2	396

◎新規会員

個人会員 小山 祥子[島根県]、新宮 由真[兵庫県]

学生会員 大森 昂[愛媛県]、芦田 寿子[東京都]、原田 淳史[埼玉県]、松村 光希子[東京都]

*敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

◆会誌『記録と史料』第36号原稿募集のお知らせ◆

会誌『記録と史料』は、大勢の皆さまの原稿に支えられています。

「論文」、「研究ノート」、「アーキビストの眼」、「世界の窓」、「書評と紹介」などの各コーナーの原稿は、随時募集しています。投稿希望の方は、2025年10月末までに提出された原稿について、内容を審査し、第36号への採否を決定します。広報・広聴委員会までご連絡ください。会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

【問合せ先】

全史料協事務局（毎日学術フォーラム）

TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555 E-mail：pr@jsai.jp

■編 集 後 記■

○会報117号は、第50回全国（仙台）大会特集号です。「広がる市町村アーカイブズの多様なカタチ」をテーマとする本大会では、東北におけるさまざまな取り組みが紹介されるとともに、全史料協の50年を改めて振り返る座談会が企画されました。戦後の史料保存運動と、日本社会におけるアーカイブズをめぐる歴史的なあゆみの記録となっています。そして、宮城県での被災史料レスキューや、能登半島地震被災地の現状についての報告の記録も掲載しました。阪神・淡路大震災から30年の節目でもある今年、全史料協が長い歴史のなかで災害時に果たしてきた役割についても見つめ直す機会になるのではないのでしょうか。多くの重要なポイントをもつ50回大会の記録をぜひ読んでください。（Y）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報117号

2025(令和7)年3月31日発行

全史料協事務局（毎日学術フォーラム）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1

パレスサイドビル(株)毎日学術フォーラム内

TEL：03-6267-4550 FAX：03-6267-4555

広報・広聴委員会事務局 神奈川県立公文書館

〒241-0815 神奈川県横浜市旭区中尾1-6-1

TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459